

平成29年11月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10 番	平 野 広 行
11 番	三 浦 義 光	12 番	堀 岡 敏 喜
13 番	炭 竈 ふく代	14 番	佐 藤 高 清
15 番	武 田 正 樹	16 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

13 番	炭 竈 ふく代	14 番	佐 藤 高 清
------	---------	------	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福 祉 課 長	山 下 正 己	児 童 課 長	大 木 弘 己
総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村 瀬 修	商 工 観 光 課 長	大 河 内 博
土 木 課 長	伊 藤 仁 史	下 水 道 課 長	小 笠 原 己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安 井 文 雄	図 書 館 長	山 田 淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	石 田 裕 幸	書 記	土 方 康 寛
-------------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第2号	専決処分の報告について
日程第5 承認第1号	専決処分の承認について
日程第6 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8 議案第42号	工事請負契約の締結について
日程第9 議案第43号	海部地区環境事務組合規約の変更について
日程第10 議案第44号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第45号	弥富市運動広場条例等の一部改正について
日程第12 議案第46号	弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
日程第13 議案第47号	平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第14 議案第48号	平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第49号	平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第50号	平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第51号	平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成29年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月19日までの23日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの23日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、報告第2号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定により、長に委任した専決処分については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（武田正樹君） 続きまして、日程第5、承認第1号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成29年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分事項につきましては、去る平成29年9月28日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙の日程が平成29年10月22日と決定されましたため、急遽、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を予算化する必要が生じました。このため、平成29年9月28日に本補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 議案の説明は省略させます。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） 次に、日程第6、諮問第2号及び日程第7、諮問第3号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただけます議案は諮問2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤敏之氏が平成30年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市西末広三丁目47番地3、伊藤敏之氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、飯田一氏が平成30年3月31日任期満了のため、その後任者として、弥富市鎌島二丁目36番地、飯田一氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号及び諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号及び諮問第3号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第2号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第3号の採決に入ります。

お諮りします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（武田正樹君） 次に、日程第8、議案第42号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第42号工事請負契約の締結については、弥富市新庁舎建設工事施行のため必要があるものでございます。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を総務部長に求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御説明申し上げます。

議案の中身につきましては、1. 工事名、弥富市新庁舎建設工事。2. 工事場所として弥富市前ケ須町地内。3. 請負契約金額、51億6,240万円。4. 請負契約者、熊谷・日起特定建設工事共同企業体。5. 契約の方法、3名の一般競争入札でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより議案第42号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本件につきまして、私どもの立場は一貫しておりまして、人口減少社会に向かう中で、社会扶助費等ますます地方自治体に対する負担が増大する中で、身の丈に合ったものにしてほしいという立場でございますが、今まで議論してきても、その点では私どもの見解と当局の見解はかなり離れております。今まで議論したことを繰り返しお尋ねする気はありませんので、1点、市長または財政当局に確認をしたいんですが、本件につきましては基本的に工事請負費のというか、この事業費の90%は合併推進債で対応する。その

合併推進債のうち40%につきましては、交付税の基準需要額に算入されることから、かなり助成を受けてやることに実質的になるのではないかなというような説明がございましたが、先日いただきました28年度中期財政計画のポイントで見ますと、例えば28年度につきましては合併算定がえによります増加分が10%軽減をされており、これがその後の4年間を合わせて、5年間を通じてゼロになり、4億円削減されるという見通しが示されております。

そうした中で、現在28年度につきましては、将来この臨時財政対策債につきましては、国の負担分を地方自治体が借り入れて、その元利償還金分につきましては今後、交付税措置をして国が負担をしていくという経過になっておりますが、28年度でその償還分とそれから地方交付税分を合わせて、ほぼ5億円であります。

したがって、今後この間に4億円削減されていけば、ほとんど現在の財政力指数、98だとか99という状態が続けば、実際には仮に基準財政需要額に算入されても、その起債の元利償還金分の40%につきましては形式的に算入されるだけで、実態としては、今までの元利償還金分についてもかなり国の負担が減るし、これについてはそういう形で、実態としては今のような財政状態が続く限り40%について交付税措置で担保されるということは、実態はないもの、ただ将来、財政状況が悪くなって基準財政収入額が減れば、その分が補填をされるということになると思いますが、そういう理解で間違いないでしょうか。確認させてください。

○議長（武田正樹君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいまおっしゃいました普通交付税に関しましては、合併推進債の交付税措置が40%あるということは事実でございます。そういったことを踏まえまして、今後の普通交付税の額、財政力指数もあわせて考えていかなければならないわけでございますけれども、実質的には40%交付税措置ということは、基準財政需要額に算入されるという意味でございまして、40%がそのまま交付税で反映されるわけではないと。それはおっしゃるとおりでございます。

今後につきましては、ただ以前とは普通交付税の制度の内容が徐々に毎年度変わっております、先般委員会でもお答え申し上げましたように、高齢者福祉とかそういった扶助費の増加を見込みまして、普通交付税の基準財政需要額、そういったものを厚みを持たせるような動きもございます。

もう一点、以前、一本算定と申しまして、市で計算した場合の普通交付税の額と合併算定がえで計算した額、これに大きな開きがあったわけでございますが、だんだんその差が縮まってまいりまして、一本算定、弥富市単独で存在したものとして計算した普通交付税の基準財政需要額も上がっております。

こういったことも踏まえまして、必ず40%がそのまま普通交付税に反映されるという保障

はございませんが、今の財政力指数、急激に税収が伸びればまた別でございますが、当面の間は不交付団体になるというようなことはないとは考えております。

したがって、制度上は必ず40%が普通交付税として反映されるものではないということとは、おっしゃるとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私どもは、本件につきましては、先ほども申し上げましたが、今後の財政状況を考える、あるいは人口減少社会を考えると、可能な限り将来負担を少なくするという立場で、今はそういう国の基準そのものがなくなっておりますが、つい最近まで弥富市ぐらいの市の庁舎、事務室を中心にした施設であります。ここにつきましては5,000平方メートルを幾らか超える程度のものだということがありましたが、だんだん全国的に庁舎建設が華美になってくる中でその基準がなくなり、今回の庁舎につきましては、先日全員協議会でも報告されましたが、6階建ての1万968平方メートルだと報告されております。

これは、人口約7万5,000の犬山市が数年前に建設いたしました大変立派な庁舎であります。1万平方メートルに比べても多いし、直前までありました国の基準に比べると2倍近いものになる基準面積であり、また財政的にも以前のかなり建設単価が大幅に下がっていた時期に比べると値上がりをして、この間さまざまな行政としての努力もされて現在の予定価格の90%程度にまで経費の削減がされたことについて、それなりの努力がされたことについては評価するものでありますが、しかしこのことによる将来負担というのが決して小さいものではありません。

先ほども財政課長のお話しにもありましたように、急速に税収が伸びるということはないにしても、結果としてこの40%が基準財政需要額に組み込まれるということが、それがそのまま市にまた交付されるという類いのものでないということもありますし、あるいは算定がえによりまして、27年度に比べて4億円程度、一本算定になることによって減少するという

こと、加えて社会保障費やいろんな増加分があるにしても、この事業に伴う将来負担というのは決して少なくありません。

私どもといたしましては、今の地点に庁舎を改築するというについては、一貫してそれは賛成でございましたが、こうした将来の財政負担も考慮されることから、今議会にも提案をされておりますが、従来無料でありました子供等に対する公共施設の会館使用料などについても有料化していくと。あるいはグラウンドにつきましては、お昼間のソフトボール、テニスを初めとする野球などの施設利用は、ずっと無料を貫いてまいりました。しかし、今回のこの議会で提案されている議案の中では、これにつきましても有料化していくということが定められております。

もともとさまざまな見解や議論がありますが、やはり若いころにスポーツなど一定の周期を持ってそういうことに携わってきて、そういうことを続けている人々にとっては、病気になる割合や、あるいはそういう健康で暮らす期間が長く保障されることから、そのことによります社会的な利益、あるいは医療費等の節減効果等も考えると、わずかばかりの使用料等で行政改革という名目でやるというような実態も考慮すれば、私はこれはこういう施設の建設に当たって適切な将来負担を見込んだ価格に設定すること。あるいはまた、もともと平成10年ごろから国が当時の異常にはね上がった公共事業単価を市場価格に沿った設計の見直しによって、10%以上、入札制度が適切に機能する状態を事業執行の中できちんと確保することを通じて、10%程度の削減ということをすることを通じて、そういう方法で私はやっぱり市民生活が本当に安心できるものにしていく努力は一層強められていかなければならないと思いますが、こうした中で国の地方に対するさまざまな財政措置が削減をされていく、あるいは景気の後退のもとで思うように税収が伸びない。そればかりではなくて、国自身の大企業や大資産家優遇の税制のもとで消費税導入後の消費税収入のほぼ90%に当たる分が法人税の減税に回され、事、大企業に至りましては、中小企業が29%前後の法人税を払っていることに對して十数%、特に超大手の連結決算を行っているところにつきましては、実際の実効税率は10%というような深刻な税収不足が今日の国と地方自治体の財政問題の原因になっており、やっぱりこうしたものを解消することを通じて、本当に安心安全なまちをつくっていくということが基本であると思いますので、そういうことから鑑みましても、今回のもとの本来の契約、またそれに基づく執行につきましては、日本共産党議員団を代表して反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認したので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第43号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第10 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について

日程第12 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第13 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第9、議案第43号から日程第17、議案第51号まで、以上9件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） ただいまは議案第42号を御承認いただきまして、まことにありがとうございました。

次に提案し御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、並びに条例関係議案3件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号海部地区環境事務組合規約の変更については、新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任方法を変更するため、海部地区環境事務組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

次に、議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正については、公の施設の使用料の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正については、所得税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、障害者自立支援事業、障害児通所支援事業、児童福祉総務事務事業等の扶助費の増額や人事異動に

伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第48号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第49号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、番号制度システム改修費等を計上するものであります。

次に、議案第50号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第43号海部地区環境事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、海部地区環境事務組合理約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任方法を変更することとした。

2. この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業について、例外的に2歳に達するまで休業できるよう規定された「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合」を、「当該子の1歳6カ月到達日において非常勤職員または非常勤職員の配偶者が育児休業中であり、かつ、保育所等に申し込みをしているが入れない等の理由により、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合」とした。

2番目として、その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正について御説明申し上げます。

9枚めくっていただきまして、弥富市運動広場条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、他の公共施設の利用者との公平性を確保するため、使用料の徴収区分を変更することとした。

2. この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

3. 平成30年4月1日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第46号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 所得税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,205万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億3,616万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫負担金4,968万5,000円、民生費県負担金2,484万3,000円、財政調整基金繰入金8,346万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費5,225万7,000円、障害児通所支援事業の障害児通所給付費2,389万9,000円、児童福祉総務事務事業の施設型給付費2,060万円であります。

また、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第48号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、番号制度システム改修委託料119万4,000円を計上し、歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億6,378万5,000円とするものであります。

次に、議案第49号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、

介護保険事務処理システム改修委託料136万1,000円、番号制度システム改修委託料97万8,000円を計上し、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,424万4,000円とするものであります。

次に、議案第50号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等により増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理し、歳入歳出それぞれ95万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億4,804万4,000円とするものであります。

次に、議案第51号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、共済組合の負担金のうち厚生年金部分の負担金の率の変更になり、増額が生ずることから、歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,234万6,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案9件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案9件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清

平成29年12月 8 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼
収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 環 境 課 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 | 福 祉 課 長 | 山 下 正 巳 |

| | | | |
|-------------|-------------|--|---------|
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 | 村 瀬 修 |
| 商 工 観 光 課 長 | 大 河 内 博 | 土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 下 水 道 課 長 | 小 笠 原 己 喜 雄 | 生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 石 田 裕 幸 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|-------------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び11日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

大原議員は所用により少しおくれる申し出がありました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は久々の1番目ということで、少々緊張しておりますけれども、頑張ってやっていきたいと思っています。

今回は、保育料と投票所について質問いたします。

まず初めにですが、保育料について質問でございますけれども、その前に、市長は今年度を行政改革元年として、さまざまな行政改革を進めると言っておりました。市長の目指す行政改革とはまずどのようなものか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

那須議員の御質問に御答弁申し上げていきたいと思っております。

私の目指す行政改革とはどのようなものなのかということでございますけれども、本市弥富市では昭和60年から5回にわたり策定した行政改革大綱ということがございます。これに基づきまして、今までは行政内の独自の改革といたしまして、職員数の低減であるとか、あるいは人件費の抑制であるとか、各種事務事業の見直しであるとか、あるいは内部管理経

費の節減など、そのような形で努めてきたところでございます。行政改革に取り組み、直面する財源不足ということに対する解消を図ってまいりました。

那須議員御承知のごとく、弥富市を取り巻く社会経済情勢は、景気の緩やかな回復基調と市民・住民の皆様の大変な御努力で税収を伸ばさせていただいてはおります。しかしながら、中国を初めとするアジア諸国の景気の下振れリスクなど、先行きは大変不透明感が強いものとなっております。さらに、少子・高齢化の急速な進展により、義務的な経費である扶助費の増大は毎年3%から5%、社会保障の財源が非常に大きくなってきているということでございます。

また、合併後10年を経過し、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置の段階的な縮減が始まり、平成33年には完全にゼロになってしまう。これは今現在4億円ほどあるわけでございますけれども、合併算定がえの特例措置の縮減という形の中で、これは繰り返し繰り返し議員各位にも御報告をさせていただいているところでございます。

こうした状況の中においても、大型プロジェクトがめじろ押しでございます。一つは新庁舎の建設であり、一つはJR・名鉄弥富駅の整備事業、あるいはもう一つは火葬場の改築等が大きなプロジェクト事業として、これから約80億円の投資的な経費が増大をしてくるわけでございます。このような状況の中において、私どもといたしましては中期的な財政計画をしっかりと策定し、より将来の財政見通しを的確に把握していかなければならないというところでございます。

今12月定例議会におきまして、平成30年、来年度から平成34年度までにおける弥富市中期財政計画をお示しさせていただきたいと思っております。このようなものでございます。ぜひまた議員各位と御協議をしていきたいと思っております。

そうした形の中において、私は平成29年当初から、今、那須議員がおっしゃるように、今年度を行政改革元年といたしまして、さまざまな行政改革を進めていかなきゃならないと思っております。私の目指す行政改革とは、最大の目的は安定した行財政運営と財政の健全化であります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長がおっしゃる行政改革ということで、これから大型プロジェクト等もあり、また合併算定がえが減っていくので財政は厳しいということで、さまざまな努力をしたけれどもということで、安定した財源ということで、今、その中で検討されているのがさまざまな市民負担の増税という形になってくるとは思います。

その中でも保育料の値上げというものがございまして、9月議会では具体的な数値まで示されました。私は、行財政改革といたしましても、大事なところはしっかりと守っていき、そこは長所として伸ばしていくことで弥富の税収も伸びていくという考えに立っております。

例えば、子育て政策がこの弥富市ではすぐれているということで、たくさんの方々が区画整理の中で引っ越してきていただいて、そういう中で税収が伸びているというのも現状にございます。この保育料の値上げは平均して12%から16%程度の値上げ、多いところはもっと値上げ幅は大きいんですけども、全体で3,000万ほどの市民負担増となってきます。

弥富市は、子育てするなら弥富市でというキャッチフレーズを掲げて、こうしたさまざまな子育て施策を手厚く頑張っていると私は考えております。その中でも、21年間保育料を値上げせずに来たことが幸いして、県内でも屈指の保育料の安さになっていると思います。そのことがあって、区画整理を行った平島地区を中心に、多くの若い子育て世代が定住して税収の伸びになっていることは先ほども申したとおりでございますし、あとは近隣市町に比べて子供の減少率がかなり低いということは大きな成果だと思っています。そのことは、この少子化の時代にあって、日の出小学校をふやしていくということで、目に見える形でもよくわかるかなと思っています。子供が市内でふえていくということは、本当に大きな希望となっていると思います。

国難と言うべき少子化社会を改善していくためには、働き方改革とともに、結婚や子育てといった支援がまだまださらに手厚く必要だと考えています。そうした中で、今、国でも幼児教育・保育の無償化を言っております。3歳児から5歳児の子供を、2019年度から段階的に5歳児を無料化し、2020年度には全ての子供を無償化していくという方針が出されています。国では、こうした少子化対策のために保育料を無料にしていくことが掲げられているのにもかかわらず、市としては保育料を今この時点で値上げしていくと言っておりますけれども、こうした国の動向を踏まえて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

保育料無償化の方向にあるというような状況でございますけれども、確かに国は今、3歳から5歳児の幼児教育、あるいは保育の無償化、または高等教育における、高校であるとか大学というようなこともあるわけでございますけれども、これを無償化にしていきたいという形で一定の方向性を示されておりますけれども、まだ制度化されておきませんので、今後私も私どもとしてはこの国の動向を注視していきたいと思っております。

しかしながら、私は、消費税を財源としていくわけでございますけれども、この幼児教育の無償化に対して消費税を導入することに対しては反対であります。以前の4党合意である社会保障・税一体改革ということが叫ばれたわけでございますけれども、消費税の増税分というのは、仮に消費税が導入された場合においては、全て社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援に充てるべきであると、当初の目的である税一体改革のところの考え方を踏襲していただきたいと思っております。それは、多くの地方自治体が、この社会

保障費ということに対する増加分、歳出増ということで大変疲弊状態にあるということを御理解いただきたいわけでございます。

よって、国においては幼児教育、あるいは高等教育の無償化の財源は国において一般財源で予算化すべきであると思っておるところでございます。そういった形の中において、その方向ではございますけれども、まだこのことにつきましては具体的に制度化されておりませんので、今この段階で詳しくを申し上げることはできません。

しかし、私ども弥富市といたしましては、来年度から保育料に関しては、この20年間据置きさせていただきました。より高い保育サービス、あるいは継続的な維持のために、公的な負担と利用者負担の適正化を図っていくために、保育料の改定がどうしても必要だということを判断させていただきました。御理解をいただきたいと思います。そしてまた、今、議員もおっしゃったように、今回の改正はそんなに大幅な改定ではないということ、まだまだ県平均に比べますと大幅に安いということも御理解をいただきたいところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだ確定していないという部分もございますけれども、年代を示して、2019年度、20年度にしていくという方向にあるということなので、ぜひそこはもう少し、今踏みとどまって2年間様子を見たらどうかという提案でございます。

そしてまた、財源問題ということで、市長、消費税に対しては反対だと言っていたかまして、私もそのとおりだと思っています。国のほうでは財源は消費税としておりますけれども、私ども日本共産党といたしましても、この財源は消費税とは別の道があるとして提言させていただいております。そもそもこれまで自民党のほうは、社会保障増税の口実にしてきたわけです。昨年の参議院選挙の公約でも、消費税は全額社会保障の財源とし、国民に還元しますと言っていました。今になって増税分5兆円のうち社会保障に使うのは1兆円分だけだったということで、残りの4兆円を教育に使うと言ってきたわけでございます。

では、じゃあその前に言っていた公約というのは何だったのかというふうに疑問は残るわけでございますが、そもそも論として、1989年に消費税が創設されました。これから29年間の消費税の総額は349兆円の税収がございました。これだけ見ると税収は伸びているんだなと思うと思うんですが、じゃあそれが社会保障に回ったのかというと、実際は違ってくるということなんです。同じ時期に、法人税の法人3税というものがございまして、これが281兆円減少しているんです。そして、所得税や住民税も、所得が減ったことや、物価が消費税の分上がったものですから買い控えなどが起こって、266兆円減っているわけです。結局、547兆円が減収になっていると。結局、消費税349兆円もらっても、547兆円減収していれば、全く意味がないばかりか、結局はそのそっくりが法人税減税などに消えてしまってい

るというのが実態です。だから、この消費税の財源で社会保障をしていくというのは、市長もおっしゃったとおり、私も間違っているかと思っています。

しかも、庶民がこうした大変な思いをして納税している一方で、大企業は、この減税の恩恵や労働者の下請企業の犠牲もあって、400兆円を超える内部留保をため込むことができたということで、多くの新聞メディア等でも発表されておりますので皆さんも御承知のとおりだと思います。しかも、今国会に至って経団連は、今の法人実効税率、およそ30%程度でございすけれども、それを25%に引き下げよと。しかも、さらにその先には20%台まで減税せよという形で要求しており、企業献金をもらっている自民党としては、その要求に沿って、さらなる減税をしようとしています。今でさえ30%も払わず、連結納税制度などで10%台や20%台にこの法人税はなっております。こうした大企業優遇税制や、中小企業を除いて大企業を安倍政権以前の税率に戻すだけでも、約6兆円の財源が生まれるわけなんです。

また、年収1億円以上の富裕層は、税の負担率が下がっていくということで、年収100億円以上の方は実質負担が14.2%程度しかないということで、これは普通のサラリーマンとちよっと上ぐらいの負担率と……。

〔発言する者あり〕

○7番（那須英二君） 年収100億を超えている場合が14.2%。1億円のところで26%ぐらいなんです、そこからどんどん下がっていくんですよ、実際には。そうした富裕層に対して税制改革を行えば、5.7兆円の財源を確保することができますし、また今、5兆円の軍事費ということでございすけれども、そういった軍事費や不要不急の公共事業を圧縮することによって3兆円の財源を確保することなどなど、さまざまな財源を一般家計を直撃することなく確保することができるということなんです。一つ一つもっともっと細かく説明したいところなんです、今の質問の趣旨はこういう形ではないので、このあたりでとどめておきますけれども、私の言っている財源確保の道は、日本共産党の消費税に頼らない別の道があるという形で検索していただければ、より詳細に載っておりますので、ぜひそちらを見ていただければと思っていますし、市長なんかはぜひそういうことも理解していただきたいと思っています。話をもとに戻します。

そうした内部留保が400兆円以上もあるような企業に、さらに減税していく必要があるのかというと、もともと税金というのは、ゆとりのあるところからお金のない困っている人へという所得再分配の機能がございす。お金のない人ほど負担感の大きい消費税で、こうした社会保障を賄っていくのは間違っているし、大企業や富裕層にきちんとした応分負担をもらって財源を確保して、こうした社会保障財源に充てていただきたいと思っておりますけど、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

国の制度設計がまだない状態でございますので、詳しいことは申し上げられませんが、直接的な負担軽減というのは保護者にあるかなあというふうに思っております。そうしたことにおいて、今、保護者が負担していただいていることにつきまして、政府がそれを負担していくというような状況でございますので、この政策につきましては私も賛成するところでございます。そういった形の中で、さまざまな少子化ということにブレーキがかかるとか、さまざまな好転な要因をつくり出していきたいと思っております。

私どもといたしましては、現在、保育所が9つございます。その運営に対して10億以上のお金がかかっております。弥富市の税収は82億7,000万でございます。そういう状況の中で、大変な保育所に対してお金がかかっているということの実態も御理解をいただきたい。そして、保育料の収入はその10億の運営費の中で2億1,000万でございます。そうした形の中において、これが国が肩がわりしてくれるならば、我々としては大変ありがたいなあと、御父兄の方も助かるなあというような状況でございます。

そうした形の中において、この制度設計される場合において、財政力指数に応じてお金を渡すとかいうことのないように、実態としての数字を、それぞれの地方の自治体が保育所にかかっている保育料というような形の中で私はお願いをしていきたいというふうにも思っております。

そういうような形の中で、先ほども言いましたように、まだ制度設計されておられません。2年先のことでございまして。そういった形の中で、今回、私どもといたしましては御父兄の方に、いろんな形で大変かと思っておりますけれども、公的負担と利用者負担の適正化ということについてどうしても考えていく必要があるということで、この保育料の改正をお願いしておるわけでございます。決して値下げということに対しては考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだ値下げということではなくて、あと2年とりあえず今のまま現行どおり頑張ってみてはどうかということで、その2年が過ぎれば、無償化になった場合、今、市長がおっしゃったように、保育料が2億1,000万円分、市民の皆さんから御負担があるんだということで、そこを国が肩がわりしてくれればということでございまして。その可能性はあるということになってくるわけです。ただ、実際には分配がどういうふうになっていくかが、詳細を伺ったんですが、そこはまだ出ていないということで、まだその辺はわからないということなものですから、慎重に見ていかなければならないかなと思いますけれども、実際にそういった保育無償化ということで打ち出しているわけですから、何らかの形で来ると思うんです。だから、そこからでも私は別に値上げするということは遅くないんじゃない

かと思っているわけです。今すぐにこの3,000万円を値上げしていくのかと言われたら、あと2年ちょっと頑張ってみて様子をうかがうのも一つの手じゃないかなと思っているわけでございます。また、そうした3歳児以上の無償化が行われたならば、その分の市の財政負担は軽くなるわけでございますが、そうすると市の負担率は下がっていくわけでございますので、そうしたら逆に値上げどころか、3歳児未満の方は値下げすることが可能になってくるんじゃないかなと思うんです。

今、少子化時代ということで大変な思いをしながら子育てしている状況にございます。昔は1人の親が頑張れば何とかかなった時代だったかもしれませんが、今は当然のように共働き時代ということで本当に子育てにも大変な状況になっていると思いますので、そこら辺をしっかりと加味していただきたいと思っているわけでございます。

弥富市は子育てを頑張っている市として、先ほども言いましたように、近隣市町に比べて子供の減少率が少ないわけです。この目玉である方針を崩さずに、これからもしっかりと努力していく方向にこそ、私は弥富の未来があるんじゃないかと思っているわけです。何でも改革で全部全部負担を上げていくということではなくて、こうした目玉の政策はしっかりと守って発展させていくことも必要だと思っています。

また先日、厚生文教委員会のほうで、子どもの貧困について視察研修も行ってまいりました。そちらのほうはまたさらに委員会などを通して、この後、鈴木みどり議員の質問にもございますけど、そういったものを通してながら弥富市でも取り入れられる方法をぜひ検討して改善につなげていっていただきたいと思いますので、その際にはぜひよろしくお願いします。

少子化を何とかしたいと思っているのは、多分、僕も、市長も、市民の皆さんもみんな同じ思いだと思うんですね。苦しい状況は確かに、合併推進債が減ったりとか、大型プロジェクトを抱えていたりとか大変な状況はあると思いますが、私はここが今踏ん張りどきだと思っているわけです。財政が厳しいというふうな中で、国も何でこの保育料無償化が出てきたのかと考えてみると、もちろん少子化対策というのは大前提でございますけれども、子育て世代の強い要求があったからこそ、今、保育料の無償化が言われているんじゃないかなと思っています。

弥富市でもそれは例外じゃなくて、そういった思いがあるということなんですね。現に私が伺ったところ、保育料が安くて入れたから引っ越してきたと、こうした方々の声を聞いております。今回は前回のように保育料の無償化がふらふらどこかへ行かないように注視して頑張ってください、市のほうでもあと2年踏ん張って様子を見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育料は、先ほども言いましたように、20年間据え置いてまいりまし

た。これは、愛知県で上から数えて2番目か3番目の安さであります。そうした状況の中で、この20年間、私たちは行財政改革を伴いながら子育て支援という形に対して応援させていただきたいという一番大きな趣旨、そういうことに基づいてやってきたわけでございます。しかし、先ほども言いましたように、この行財政改革ということをもっともっと進めていかないと、この3年、5年というような状況の中でさまざまな大型プロジェクトが発生をしてきているというようなことであるとか、そういった形の中で扶助費は増大しているとかいうようなことがあるわけです。保育料の改正を、十二、三%が平均でございますけれども、これは何とか認めていただいて、これはまだまだ県の平均よりも相当安いレベルであるわけでございます。そうした形の中で、大変厳しい状況ではあると思いますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

そして、保育料の料金の改正だけでなく、私どもとしては子育て支援という看板を外すわけにまいりませんので、さまざまないろいろなことに対する子育て支援ということについてはこれからも進めていきたいと思っておりますので、このところにつきましては、保育料の改正につきましては御理解をいただきながら、一層子育て支援に我々としては努力していくということでございますので、ぜひとも我々の趣旨を御理解いただいて、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、今回の値上げ案でも県平均より安いものになっています。市長がおっしゃられたとおり、子育て支援の看板を外さずに、これからもさまざまな形でやっていきたいということで伺いました。そのことはぜひとも行っていただきたいですが、できたらもう一度2年ということで様子を見ていただきたいと思いながら、このまま同じことを言っているかもしれないものですから、次の質問に変えさせていただきたいと思います。

続きまして、投票所についてでございます。

前回の10月22日の衆議院の総選挙の際に、少なくない市民の方から、高齢化などによって体が動けなくなったということで、投票所も遠くなってしまったので行けなくなったということ伺いました。実際に投票率もよくありませんでした。確かに当日は台風の影響で雨風も強くて大変だったということもあるかもしれませんが、実際に投票する気があっても、そこに行けないために断念してしまうようなことがあれば、そこは改善が必要だと思えます。

以前に比べて投票所の数も減ってしまいましたが、まずどのような理由で減らしてきたのか、整理してお答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） おはようございます。

御答弁させていただきます。

投票所を統廃合した経過につきましては、投票所となっている地域の公民館は新たに住民となった方には場所がわかりにくい、地域の公民館は投票所スペースや駐車場スペースが狭い、衆議院・参議院の同時選挙が行われた場合、5票になるため対応ができない、投票所の照明が暗い、場所が狭い、じろじろ見られている感じがする、投票環境をよくしてほしいなどの市民の方の声があり、その要望に応えるために公共施設に変更してまいりました。

投票所の統廃合により、有権者がふえることによって受付が混雑することが予想されるため、投票所に当日投票システムを導入して受付時間の短縮を図るとともに、名簿対照事務の誤りをなくすなどの理由から統廃合を進めてまいりました。

統廃合を行うに当たっては、区長さんや区長補助員さんに統廃合を行う経過などを説明し、御理解いただき、その後、区長さん方から地区の総会などで説明していただきました。選挙管理委員会といたしましても、投票所の統廃合について選挙日より変更の案内文を統廃合投票所対象地域に全戸配布して混乱のないように対応してまいりました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 狭いだったりですとか、場所がわかりにくかったりですとか、システムの導入をするために場所がないということでございます。

経費的な部分でもう一つお聞きしたいのは、この投票所を1カ所ふやすと、どれぐらいの経費が今かかっているんでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 当日投票所の経費といたしましては、人件費などで約36万円、ポスター掲示場設置・撤去等の経費で約24万円、合計60万円ほどでございます。

ただし、投票所の施設によっては、バリアフリーの設備が必要となる場合や選挙によって備品等が必要となる場合があります。また、当日投票システムを使用した場合、初期投資として約65万円ほどが必要となってきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 経費的なものに関しては、そんなに大きくないのかなとも思ったりはしますが、市民の御要望等々、スペースが狭いということがございますので投票所を減らしてきたということですが、では、こうした実際に遠くなってしまった人たち、この人たちにどうやって手を差し伸べていけるのかということで私はいろいろ考えてみました。

あるところでは、駅やショッピングセンターなどでも期日前投票ができるそうなんです、こういったことを弥富市でもできないんでしょうか。できないならば、何でできないんでしょうか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 駅やショッピングセンターなどで期日前投票を行う

場合、投票場所の確保、周知の徹底を行うことが必要となります。現在、期日前投票所につきましては、期日前投票システムを使用して選挙人名簿登録者の確認を行っております。期日前投票所をふやすと、どちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、投票用紙や投票箱の送致・保管、転出者等の選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となることなどから、駅やショッピングセンターなどでの場所の設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今言ったようなことが問題となってということでございますが、じゃあそれをほとんどクリアができるかなあと思われる、例えば十四山支所で期日前投票を行うことはできないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 十四山支所でも期日前投票所を開設できないかという御質問でございますが、今回の衆議院議員総選挙の期日前投票の状況でございますが、11日間で7,553名の方が行われ、1日平均686.6名でした。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で4,143名の方が行われ、それ以外の9日間で3,410名で、1日平均で378.9名となります。そのうち、十四山地区の期日前投票所の状況ですが、11日間で963名の方が行われ、1日平均87.5名でございました。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で569名の方が行われ、それ以外の9日間で394名で、1日平均で43.8名となります。

期日前投票者数は少しずつふえておりますが、期日前投票事由に、天災または悪天候により投票所に到達することが困難であることを追加する公職選挙法の一部改正が平成28年12月2日に公布、平成29年6月1日から施行されました。今回の衆議院総選挙の投票日当日は、超大型台風21号の影響で悪天候が予想されたため、マスコミなども報道で期日前投票を勧めておりましたので特に多くなったと考えておりますので、参考に平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙でございますが、17日間で4,505名の方が行われ、1日平均265名でした。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で1,288名の方が行われ、それ以外の15日間で3,217名で、1日平均214.5名となります。そのうち、十四山地区の期日前投票状況でございますが、17日間で540名の方が行われ、1日平均31.8名でございました。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で166名が行われ、それ以外の15日間で374名で、1日平均24.9名という状況でございます。

十四山支所での期日前投票所開設につきましても、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、転出者などの選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となってくることや現状も踏まえ、現在の1カ所だと考えておりま

す。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） システムの導入や立会人の確保については、以前、合併前とございましたので、それは私はできるんじゃないかなと思っておりますし、るるお話しいただきましたけど、今回は特別、期日前投票が台風の影響で多かったからと、前回だとその半分ぐらいしかないよというお話でございました。私が言いたいのは、投票に行きたくても行けない人たちの投票に行ける手だてを整えていかなければならないということで、ぜひそういう人数にかかわらず検討していただきたいということでございます。

また、そういうことも踏まえながら別の手だても考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。その方策といたしましては、例えば選挙期間中、毎日の定期便を、期日前投票所を置くことができないとなるならば、ここにバスを待機させて、または以前あった投票所や公民館等に集合場所を設けて、その時間にバスを配備させまして、例えば健康フェスタのような形で送迎という形でできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 健康フェスタのときのように送迎ができないかという御質問ですが、今回の衆議院議員総選挙のように急に解散するようなこともあり、いつどこにどのような大きさの車を用意するか、また利用者はどのくらいあるのか、またその費用についてなどいろいろな課題もあり、現在のところは考えておりません。

現在、総合社会教育センターで期日前投票所を開設しています。しばらくの間、御不便をおかけしますが、新庁舎完成後は新庁舎で開設しますので、コミュニティバスを御利用いただき、期日前投票にお越しいただけたらと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、利用者がどれだけいるかわからないし、配備がどれだけできるかわからないということですが、あらかじめ検討しながら何時何時に迎えに行きますということでしっかりとお知らせをして、それに来られるような形の方は、その送迎バスを利用するということが対応できるんじゃないかと思えますし、また、新庁舎に移れば、今のところは社教センターなものですからなかなか不便があるものですからということでございましたけれども、コミュニティバス、例えば新庁舎になった場合は新庁舎のところにももちろんとまるんですけれども、ただ実際はコミュニティバスは二、三時間に1本、十四山の東部でいえば午前・午後の1本ずつしかないという状況でございます。例えば、十四山東部の方が午前中の投票に行きたいということで投票へ行きました。じゃあ帰りはどうするんでしょう。午後まで待つんでしょうか。そんなことは絶対にできないわけですよ。だから、選挙用の投票ができるような送迎バスを考えていただきたいということでございます。

また、大阪の千早村や島根県の浜田市などでは、逆に投票所を移動する移動投票カーというのがございまして、そういった形で工夫されて投票できるようにしているところもございしますが、そうした移動式の投票なんかはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 少しでも投票率を向上させるためにという議員の御提案ですが、こちらのほうもどちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止や安全面でございます。あと、投票車の開設時間の周知の徹底、天候等にも影響され、また車内に投票の秘密保持対策、投票環境対策などをする必要もありますので、現在のところは考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに今回のような台風がありますと、その台風のさなかに移動して投票するというのはなかなか困難があるのかなあと思います。だから、まだまだ確かに課題は残っておりますので、これからそういう先進事例を取り入れつつ、全部やらないということではなくて、何とかこうした投票の意思があるのに行けないような人たちをどう救って、どうこの人たちを投票所に連れていくことができるようにしていくのか、こうした視点で考えていただきたいということでございます。そういった方々がいるならば、実際にいたんですけれども、こんな悲しいことはありませんし、そういった方をなくしていきなきゃならないと思うわけでございます。

私がるるいろいろ提案させていただいたのは、そういった方々をどう救うかということでいろいろ考えさせていただきました。私は現実的に行うことができるんじゃないかなと思うのは、送迎バスのほうで対応ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそうしたことをしっかりと今後検討していただきながら、より多くの市民の方の声が届くように努力していただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員から、さまざまな選挙における投票所問題につきまして、いろんな角度から御質問をいただいたわけでございます。これらの御質問につきましては、選挙管理委員会のほうにしっかりと私どもとしては、議会でこのような話が協議されたということにつきまして、御報告申し上げていきたいと思っております。選挙管理委員会といたしましても投票率を上げていくことが最大の使命であろうと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ投票率を上げるため、こうした悲しい思いをなくすために、今後の改善に期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大原議員が出席されました。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、2項目の質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それではまず、学校と地域が連携した防災ということでございます。

11月18日に、白鳥小学校の作品展の開催とあわせて、小学校並びにPTAと学校内の地域自主防災会との合同防災訓練が行われました。おくれで11月23日の中日新聞の尾張版に概要が紹介をされておりましたが、この訓練に参加をさせていただき非常に有意義なものであったわけですが、気がついた点並びに今後の合同訓練開催について、市側に質問、要望をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

災害時、学校は防災計画に基づいた迅速かつ的確な防災措置を講ずる必要があります、まず第1に子供たちの命を守らなければなりません。弥富市内の小・中学校では子供たちを対象とした避難訓練や防災教育は実施されていると思いますが、学校の立地する環境や学校規模、通学する児童・生徒の通学方法など、各学校によって状況は多少異なってくると思います。

4年ほど前にも一般質問させていただいたのですが、各学校ではそれぞれの実情を踏まえて防災マニュアルを作成されているというようなことでございましたが、災害発生時に児童・生徒たちの命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることが求められております。各学校では、地震、災害に関して、事前・発生時・事後の一連の流れを考えていると思われます。地震発生と同時に児童・生徒たちがみずから行う安全確保行動、先生方が行う指示、救助、応急手当などの緊急対応、その後の2次対応といったしまして、地震に関連して起こり得るであろう津波、火災などへの対応を示し、一連の流れを発生時間帯によって変えていくフローチャートの中で、命を守る、その後の立て直しをそれぞれの危機管理について作成されていると思います。昨年の十四山での防災訓練の映像は拝見をさせていただきましたが、ここ1年の小・中学校で行われた防災訓練、特筆すべきものを紹介していただきたいと思います。

あわせて、11月に弥富市内の小・中学校で防災教育の一環として行われましたアイリンブ

ループプロジェクトについて、中日新聞11月11日の夕刊並びに11月20日の朝刊に掲載・紹介をされておりました。私も、弥富北中学校、白鳥小学校に植栽のお手伝いに急遽行かせていただいたわけですが、弥富市地域防災フォーラムにおいて弥富市と海南病院で広げるプロジェクトとして、多くの方々からの支持の声のもと本年に至ったと聞いておりますが、改めてこのプロジェクトの詳細もあわせて聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各小・中学校の防災訓練の状況でございますが、特別活動として、火災・地震・津波などいろいろな災害を想定して、実践的な避難訓練を各学期2回程度実施しております。

学校ごととしましては、大藤小学校の地震・津波避難訓練では、全児童が救命胴衣を着て、大藤保育所、大藤児童館、弥富はばたき幼稚園と合同で弥富中学校へ避難し、弥富中学校も参加して校舎3階へ避難する合同訓練を実施いたしました。

十四山西部小学校では、救命胴衣を着用し、海翔高校への避難訓練をすることで連携が図られています。

十四山中学校では、校区内の避難場所の所在を確認し、避難場所へ出かけ、地域の方々の意見交換を行い、中学生として災害時にどのようなことができるかを考える地域の方々の避難行動訓練を実施いたしました。

次に、アイリンブループプロジェクトの詳細についてでございますが、このプロジェクトのきっかけは、本年4月19日、総合社会教育センターで海南病院主催、弥富市共催により地域防災フォーラムを開催いたしました。この地域防災フォーラムは、アイリンブループプロジェクト実行委員会代表の菅原淳一氏を講師としてお招きし、東日本大震災3・11を忘れることなく地域防災を見詰め直し、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、特別講演、短編映画上映会、ミニシンポジウムなどが行われました。ミニシンポジウムでは海南病院の山本院長が座長を務め、講師と災害派遣医療チーム、行政などの各代表により、災害からどのように地域を守るのかなど話し合いが行われましたが、これを機に弥富市としてアイリンブループプロジェクトに取り組むことといたしました。

アイリンブループプロジェクトとは、3・11東日本大震災で石巻市の6歳の少女、愛梨ちゃんが亡くなった場所に咲いた奇跡の花、白いフランスギクを植えて命の大切さを未来につなげ、教訓として見るだけでも心の防災教育になるように、震災を伝える希望の花になるように願いを込められたプロジェクトでございます。

このフランスギクをまずは市内の小・中学校に植栽し、防災意識を高めようということで、児童・生徒の協力を得て11校に植栽を終了いたしました。さらに、保育所や一部の公園にも

広げていきたいと思っております。

なお、今後はフランスギク「あいりちゃん」を株分けや挿し木などでふやし、毎年、被災地に送り続け、2020年完成予定の国営石巻南浜津波追悼復興祈念公園に集めて花畑をつくるための協力をしていく予定であります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） まず、最初のほうの各学校の積極的な訓練ということでございますけれども、紹介いただいた3校の事例でしょうか、単年ではなくて毎年恒例の訓練として続けていっていただきたいと思っています。

また、アイリンブループプロジェクトということでございますけれども、11月30日に市内全域の小・中学校の植栽が終了したというような記事も中日新聞に載っておったわけでございます。愛梨ちゃんに思いをはせ、東日本大震災の津波被害、悲惨な出来事を風化させずに、児童・生徒の皆さんにいつまでも防災意識を植えつけていっていただきたいと思っております。

次の質問です。

東日本大震災前は、ほとんどの学校が緊急時の避難場所に指定されているにもかかわらず、避難所運営に関する知識や行動マニュアルを先生方が共有しているとは言えませんでした。震災後、各学校では防災マニュアルの見直しを行い、避難所運営マニュアルも作成されてきました。避難所の運営は行政が中心となって行いますが、円滑な運営のためには、学校、地域の方々の協力が不可欠であり、連携を深めていくことが必要であります。学校を拠点として、行政、地域、子供たちをつなぐネットワークを構築し、子供たちには貴重な知識や経験を得る機会ともなります。

そこで、今後起こり得るであろう南海トラフ大地震など、今までの想定を上回る自然災害に備え準備していくことは言うまでもないということですが、学校が地域において果たす役割や避難所として機能するまでの果たす役割について、地域から信頼される学校づくりを目指してもらいたいと思っております。そして、大規模災害のときには、学校だけで児童・生徒たちの安全を確保することが難しい状況ということも考えられます。地域住民の皆さんや行政などと連携をした体制整備が重要となってくると思います。

こういったことから、学校防災マニュアルの作成の段階から、家庭、地域、行政などの関連機関と共同で作業に当たることが望まれます。その際には、防災の専門家の意見を取り入れることも大切ですし、新しい組織を立ち上げるのではなく、既存の委員会組織などを活用することで負担軽減にもつながると思います。さらには、中学校では生徒が防災マニュアルの作成にかかわることも考えられ、安全が確保された範囲での防災時のボランティアなどに参加することで、安全な社会を形成する一端としての意識を高めることになると思います。

そこで現在、市内の小・中学校の防災マニュアルなんですけれども、地域との連携に関してはどのように明記をされておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各小・中学校の防災計画では、教職員による避難所開設時の協力、救助活動手順を明記しており、市からは実際に避難所が開設された場合のマニュアルが配布されております。避難所の運営マニュアルでは、避難所運営は避難所を利用する地域の方々の自主運営とし、施設管理者、職員と協力して運営することとしております。

また、児童・生徒の行動マニュアルはありませんが、平成27年度に十四山中学校を中心に、防災教育を中心とした実践的安全総合支援事業として、地域との連携のもと、防災訓練を実施しました。この訓練内容を冊子にしております。

実際に災害が起きたときは、自分で判断して行動したり、進んで地域の防災・救護活動に参加しなければなりません。このような防災訓練を通して、進んで地域の人たちに協力できる姿勢を育てていきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 具体的な地域との連携を特別記したというようなことのマニュアルではないということでしょうか。確かに、現段階において学校と地域、自主防災会という別組織ということであります。交流などがまだまだ不十分というようなことであるということ、今すぐマニュアル化というようなことではないのでしょうかけれども、これまで以上の学校と地域の防災についての交流をお願いしていきたいと思っております。

あと十四山中学校での訓練、冊子があるということですが、また後ほど拝見をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

関連するサイトや情報誌などには、さまざまと地域と連携した防災訓練の先進的事例が掲載されております。神奈川県横浜市の小学校では、総合的な学習の時間における防災教育プログラムを展開し、学校、地域、保護者の代表者から成る連携防災教育推進委員会を設立し、防災マニュアルなどの協議をし、既存の学校行事を生かした宿泊防災訓練や保護者防災教室の実施を継続実践しておるということでございます。そして、これらの取り組みによって、学校・家庭・地域の3者間での災害時の行動基準の共有や地域防災訓練への参加者の増加ということで成果を上げているということでございます。

そして、もう一校、静岡県西伊豆町立の中学校の事例ということでございますけれども、教科などを横断した防災教育プログラムを展開し、校舎3階に1人1箱の備蓄品スペースを確保、高齢者との交流や地域貢献活動を継続実践しているということでございます。これらの取り組みによって、生徒による地区防災訓練の企画や防災活動の発信を通じた地域の防災

意識向上という成果を上げているということでございます。

冒頭での白鳥小学校での防災訓練というのは参加して承知をしておるということですが、ほかの弥富市内の小・中学校において地域と連携をした防災訓練というのは行われてきているのでしょうか。具体的な訓練内容も含めてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校と地域との連携した防災訓練でございますが、十四山中学校は地域と連携し、夏休みの出校日を利用して、毎年想定を変えながら避難訓練を行っています。さらに、地域の人と避難所体験を行い、中学生としてできる役割を考え、炊き出し班、施設管理班、給水班、物資班、救護班の5つのグループに分かれて体験活動をしたこともありました。十四山中学校に避難非常階段が設置されたことを機に、地域の自治会、自主防災会、青パト隊、女性の会、保育所、防災NPO等、多くの諸団体と強固に連携できるようになりました。このような連携の形を引き継いで、11月に白鳥小学校が地域諸団体と連携して避難訓練を実施いたしました。

他の学校におきましては、弥生小学校は弥生保育所と連携した避難訓練、大藤小学校は大藤保育所、弥富はばたき幼稚園と連携して弥富中学校までの避難訓練、栄南小学校は毎年、大藤小学校と6年生が地域の自治会の人たちの協力で防災キャンプを実施しています。日の出小学校は、ひので保育所、桜保育所と連携した避難訓練を、十四山西部小学校は海翔高校と連携した避難訓練、弥生小学校や桜小学校、弥富北中学校は、地域の自主防災会が避難訓練の一環として、地震避難の際、校内に入るための防災ボックスの解除の仕方を訓練するなど、少なからず地域と連携はしていますが、まだまだ一体となった防災訓練・避難訓練とは言えない状況であります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 十四山中学校での避難訓練ということですが、この訓練がどの学校でも行われているという形が最高の形ではあるかと思いますが、小学校と保育所、また小学校と中学校といった連携した訓練に関しては非常に有意義な訓練であろうと思います。継続的なものにしていただきたいと思います。

それでは最後に、災害時学校は、子供たちの命を守ることが一番の使命であります。本来、学校は安全・安心な場所であればなりません。東日本大震災では、継続的な避難訓練と防災教育によって、岩手県釜石市内の小・中学校の生存率が非常に高く、釜石の奇跡と言われていました。学校で保護している子供たちが災害で亡くなることがいかに重大で、あってはならないことであり、子供たちの命を守るに、学校として組織的に仕組みを確立させ、いつ起こるかわからない災害について最新の知識をいつも持っていることが大切だと思います。

今回の質問の根幹であります、学校間の合同訓練や自治体単位での訓練の実施など、さ

まざまな規模や形態が考えられますが、東日本大震災では津波の危険を察知した中学生の避難行動を見て地域住民が避難し、助かった例もありました。被災後の避難所運営などについての対応訓練も大切ですが、津波の被害が考えられる地域では、地域一体となった避難訓練が必要となってくると思います。

最後に、今回、白鳥小学校防災訓練に御尽力いただきました教育長に統括して質問をしていきたいと思いますが、白鳥小学校において隔年で行われる作品展開催時に、再度、地域と連携した防災訓練をというようなことも言われておるわけでございます。しかしながら、今回の訓練に参加させていただきまして、私、少し気がついた点をここで述べさせていただきたいと思います。

まず、今回は準備期間が余りなく、地元区長会並びに自主防災会との意思疎通が不十分であったこと、こういった踏まえて、学校と地域での防災意識の非常に温度差があったというようなことを感じました。学校と地域を連携する危機管理マニュアルについて、より具体的に明記されたものを作成する必要があるんじゃないかというようなことも感じました。次回の訓練をより有意義にしていくためにも、いろいろこういったことを踏まえまして、教育長、最後をお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

私自身、地域の自主防災会の役員として3年間、防災訓練、避難訓練とかかわってきました。そこで感じたのは、地域の人たちの防災意識が決して高くなく、参加意欲も希薄であると感じました。参加者も、一番頼りになる20代から50代の人はい少なく、小・中学生に参加協力を依頼しても、ほとんど参加者がいませんでした。どうしたら子供や若い世代の人たちが参加してくれるかと考えた末に、白鳥小学校の作品展の学校行事とタイアップして、親子で徒歩での避難訓練をし、そこに地域の自主防災会の協力で一般住民の方も参加するという今回の白鳥小学校の形を学校と相談しつつ推進していきました。5月から動き始めたのですが、地域と連携といってもどこを通して連絡していったらよいかわからなく、また自治体と自主防災会の組織形態も各地区さまざまで困惑し、連絡もおくれ、当初なかなか理解が得られないこともありました。しかし、そういう中で議員の皆さん、PTA、危機管理課、各地区自主防災会、消防団、西尾張防災ボランティアネットワークの会等、多くの諸団体の御協力で、2回の事前打ち合わせの結果、実現することができました。

市内の各学校も、地域とどのように連携して一体となった防災訓練、避難訓練をやっているかわからない状況であると思っています。白鳥小学校の連携を一つのお手本として、今後、自主防災会と連携した訓練ができるように、校長会等を通じて推進していく所存です。

子供と保護者が避難すれば、必ず一般住民もついてきてくれることがよくわかりました。

白鳥小学校の参加者は約750名でした。今後は、学校と自主防災会との連携をもとにした避難訓練のデータや反省を積み上げて、学区ごとに危機管理マニュアル的なものをつくり上げていければと考えています。

中学生が率先避難して住民を助けた釜石の奇跡を再現するのか、住民と避難先を迷っているうちに津波の被害に遭った小学校の悲劇になるのか、子供と住民の命を守る防災教育のさらなる推進を図っていく所存です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今回、白鳥小学校と学区内の自主防災会との防災訓練でしたが、これは初めての試みということでありました。後日、小学校のほうからアンケートをまとめていただいたものを郵送していただいて、それを少し拝見させていただいたということで、その中で保護者の方々、地元住民の方々、さまざまな御意見があったということでございます。私なりにこのアンケートを見ながら感じたことを少し述べさせていただきたいと思います。

避難経路における危険箇所の発見ができたというようなこと、避難時の集合場所は再確認ができたというようなこと、避難時間の長さ、もうちょっと短縮できないかというような御意見もございました。しかしながら、この日、訓練の日なんですけれども、雨が降っている寒い日でありました。災害が天気のいいばかりと限るわけではないわけであります。避難時の歩きにくさ、道路や脇の側溝の水たまりを回避しながらというようなことで、逆にこれが実践的な訓練になっていったのではないかと考えております。校長先生も、今回に限らず、また2回目、3回目の地元防災会との連携した訓練を望んでおるというようなことでございます。十四山中学校で行われているような訓練であったり、よりスキルアップした訓練を早い段階から計画して行っていただきたいことを要望いたしまして、1項目めの質問を終わりたいと思います。

それでは、2項目めの地域まるっと中間管理方式の考え方についての質問に移ります。

ことしの3月議会の一般質問において最後に少しお尋ねをしたんですけれども、土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が預かった農地を農家負担なしで整備する優遇制度について、本年の9月、土地改良法の一部が改正ということで正式に施行されたということで、新たに機構関連事業を実施できることとなりましたので、改めて具体的に質問をさせていただきたいと思います。

中間管理事業については、これまでも何度も質問をしてきたということでございます。事業自体の詳細ということは省きたいと思っておりますけれども、農業は国民の食物を生み出す基幹産業でありまして、このためには優良な農地は欠かせません。しかしながら、平成に入ってから農家は高齢化し、離農や相続によって農家がどんどん減る一方で、次第に耕作

放棄地がふえていくのではないかという心配が出てきております。

日本の農業は、小口の農家が集まって農地は個人所有であり、パッチワークのように農地は分散されております。そして、これまでは必要な農道や用排水路などの基盤は共通していることから共同体で農業を行っていくほうが効率よく、集落単位でこれまでは行われてきました。しかしながら、個人所有で分散した農地では、土地を守る意識も働いて権利調整が難しく、現在でも分散化は解消できておりません。この生産効率の悪さは、農業全体のコスト高につながり、収入減でしかなく、農家の所得は伸びていないのが現状でございます。つまり、日本の農業はもっと効率化して競争力を高め農家の所得を上げていかなければならないという政府の考えでありましたが、これまでの政策としてうまくいっていないというような現状でございます。

中間管理事業では、分散化された農地を集積し、農業経営を拡大したい担い手に利用させて、効率化イコール収入増を図る、簡単に言えば、農家から小規模な土地を貸してもらい、一つにまとめて経営規模の大きな農家に任せるというものでございます。農地の提供者は中間管理機構に貸し、農地の利用者は中間管理機構から借りるということで、個人間の貸し借りではなく、安心感が高まります。その結果、農地の集積化は進み、農業は効率化されていくという狙いでもあります。

これまでも行われてきた農地を集積する政策では基本的には売買が中心になっており、中間管理機構のような受け皿はありませんでした。賃貸が中心で、農家をやめようと思っている、または現に農業ができない農家のうち土地はまだ手放したくない層でも、これが利用していけるのではないかと考えております。

弥富市におきましても、平成27年度には新規並びに円滑化事業の横滑りということで中間管理機構に預け入れをされた方が数多くおりましたが、その後、28年度、29年度においてどれぐらいの集積があったのでしょうか。面積、そして集積率ともどもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成27年度分からお答えをさせていただきます。

平成27年度の農地中間管理事業による集積面積は195.4ヘクタールでございます。市内の対象水田面積が1,610ヘクタールでございますので、集積率は12.1%となります。

続きまして、平成28年度の集積面積でございますが62.3ヘクタールでございます、集積率は3.9%となります。

平成29年度におきましては、10月末現在まででございますが、集積面積は13ヘクタールで、集積率は0.8%となっております。

3カ年の合計では、面積が270.7ヘクタール、集積率といたしまして16.8%でございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 27年度、農家の皆さんの決断で多くの方々が中間管理機構へ利用権設定をされたというようなわけでございますけれども、その時点でちゅうちょされた方、自作を決断された方というような方々が、その後急激に預け入れをというような気持ちに移るということはなかなか難しいことであります。集積のスピードが鈍化するというのは否めないような気がいたします。

それでは、JAなどで行っております円滑化事業などでの集積面積、こちらのほうは現在どのような形になっておるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成29年10月末現在の農地中間管理事業以外の農地利用集積円滑化事業などによります集積面積につきましては約358ヘクタールでございます。率といたしまして22.2%になります。先ほどの農地中間管理事業による面積と合わせますと、全体での集積面積は629ヘクタールとなり、率といたしまして39.1%となります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 約4割をちょっと切っているというようなことでございました。これを踏まえて、次の質問に移っていきたいと思っています。

愛知県農業振興基金の理事長の言葉ということでございますが、農地中間管理事業を進めてきて、地域づくりの視点が弱い点に不安を感じていると述べられております。愛知県は、温暖な気候、東京・大阪の中間に位置し、名古屋という大消費地を抱える立地条件のもと、全国有数な農業県となっております。しかしながら、集落全員で農地を守る、いわゆる集落営農の先進県ということでもございましたが、いつしか、みんなで助け合い協力し合う相互扶助の精神が成り立っていた集落営農の取り組みも、構成員の高齢化ということで消滅していく現状であります。再び集落全員が農地を守るという共通認識を持ち、集落営農組織の設立を急ぐ必要があるというような形で説いておられます。

そして、冒頭でも述べましたが、3月議会での質問内容の農地中間管理機構が賃借権を取得した農地を対象とする土地改良事業を円滑に実施するための改正について、改めて具体的な内容が発表されていますので、質問をしていきたいと思います。

中間管理機構への貸し付けが増大しておりますが、基盤整備が不十分で行われていない農地については、担い手の借り手がないというおそれがあります。一方で、機構に貸し付けた所有者が基盤整備のための負担を用意するということはなく、このままでは農地の集積・集約が進まなくなる可能性があるということでもあります。

そこで、農業者の申請がなくても、県が農業者の費用負担や同意を求めず基盤整備事業が

できる制度を創設いたしました。農水省は、農業者の同意を求めないことについて、事業が行われる可能性があることを説明しております。県は事前に地元説明会を開く、換地を行う場合は各権利者の同意を得るなど、農地の使い勝手をよくするメリットがある事業だというようなことを説明しております。

いよいよ本年9月25日、土地改良法の一部が改正され、新しい事業が実施できるようになったわけであります。機関関連事業には5つの要件があるというようなことで説明をされておるわけでございますけれども、1に、事業対象農地の全てについて農地中間権が設定されていること、2つに、各団地の合計面積（事業実施範囲）が10ヘクタール以上であり、かつ各団地が一定の要件に適合すること、3つ目に、機構の借入期間、中間管理権の存続期間ということですが、事業計画の公告日から一定期間以上であること、4つ目に、本事業の実施により担い手への農用地の集団化が相当程度図られるということ、最後に5つ目、本事業の実施により、事業実施地域の収益性の向上が相当見込まれるというようなこと。以上でございます。

この中での2番目の面積要件、10ヘクタール、これぐらいの面積であればクリアできるような集落があるのではないかなというようなことであります。次の質問項目にもかかわってきちゃうんですが、100%集積されている、このまると中間管理方式であります。現在、集積が50%を超えていないような集落では、そもそもなかなか実現は難しいのではないのかなというようなこと、この先事業を進めていくのに非常に難しいお話ではなかろうかなと思います。市内の10ヘクタール以上で50%以上の集積がなされている集落というのはどれぐらいの件数があるんでしょうか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 農地中間管理事業により50%以上の農地が集積されている集落につきましては、5集落でございます。そのうち、集落内の農地面積が10ヘクタール以上ある集落は、5集落のうち4集落となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全体的では40%がちょっと切れているということをその前に説明を聞いたわけですが、なかなか中間管理事業だけで50%以上達成している集落、非常に限定的な地区しかないのかなというようなことでお聞きをしたわけですが、予想どおり少ない地区なのかなというような感じでございました。

先ほどから申しておりました、このまると中間管理方式、今現在理想的な事業に加入できそうな、現実味があるというような集落は4カ所に限られてくるのかなあというような感じがいたしました。

それでは、ここまでの地域まると中間管理方式についてでございますが、先ほども述べ

ましたが、100%の中間管理権の設定が集落にとって最も苦勞する要件であろうと思います。安城市で開催をされましたこの事業の研修会において、集落内に納税猶予がかかっている農地には、残り数年で猶予が切れる状況においても、今すぐ永年の納税猶予に切りかえて事業に参加していただくことを推奨しておったわけであります。そこまでしなければ実現できないのかなというようなことは個人的には思ったわけでありますし、ちょっと進め方が乱暴ではないのかなというような感じもいたしました。しかしながら、事業実施の可否を決する一番最初の問題であるわけでございます。いたし方ないのかなというような感じもありました。

先ほど述べました3つ目の機構の借入期間については、事業計画の公告日から15年以上ということで、これに関しては3月議会において、まだ具体的な数字が出ておらなかったわけで、そのときに同様の一般質問に対しての市長の御答弁をいただいております。その中でも、弥富市は都市近郊の農家であり、農地に関しても2局面存在し、守ることと攻めることがあるという内容でございました。無理やり事業を始めても、開発という面では足かせになっていく話であります。発展にマイナスというような今後の見通しもあるというようなことであります。

この件に関しては後ほど市長に伺うといたしまして、4つ目の担い手への集団化要件については、集落に自分まだやりたい、自作をしたいという希望の農家が存在していても、一般社団法人を設立していれば、法人が担い手となりますので、担い手への集団化率は100%ということになるそうです。この一連の機関関連事業の実施を希望する集落は、地域まるっと中間方式に取り組めるということを愛知県農業振興基金は勧めております。愛知県下においては三河の1地区、稲作ではありませんけれども、実施準備地区があるということでございます。

この方式に関して市の考えをと思っておったわけですが、まだまだなかなか詳細まで決定をされていないというような形でありますので、今回は紹介だけにとどめさせていただきたいと思っております。

これからの中間管理事業といたしまして、土地改良法の一部改正に伴って、弥富市内の農地中間管理機構関連農地整備事業がどのように変わっていくかというようなこと、また3月議会での答弁に関しての再確認とあわせて、最後に統括して市長にお伺いをいたします。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

農地中間管理事業でございますけれども、先ほど私どもの所管の開発部長が答弁しましたように、弥富市内農地中間管理事業による集積面積は270ヘクタールの集積率は、全体で1,610ヘクタールあるわけでございますけれども、16%というような状況になっております。

しかし、この28年、29年が、先ほどもありましたように、少し数字としては少なくなっているかなあということでございます。しかしながら、この集積率は県下でもとても多い集積面積だということを知っているとございまして。また、従来の円滑化事業であるとか農協に作業委託されている面積等を含めると、市内農地の約6割が、今、担い手農家を中心とした事業になってきているというような状況でございます。

さらに、今後ますます農家の高齢化、あるいは後継者不足というようなことが進めば、近い将来は80%ぐらいの農地の集約が見込まれるのではないかなあと思っております。中間管理機構の当初の目標であるのが、平成35年を目途として集約化を80%になるように努力目標としていこうというようなことがあるわけですが、そういった形の中においては、私ども弥富市もそういうような方向に行けるのではないかなあというように思っております。

しかし、その一方、議員もおっしゃったように、私どもとしては、名古屋港や高速道路に隣接していることによる本市の利便性のよさが、市内の農地を農地以外に利用したらいいという要望も多くなっておるわけでございます。今後の本市の発展を考慮しますと、そのような要望を取り入れていくことも大変重要なことになるだろうと思っております。まさにこのところは農業委員会の大変大事なお仕事だと思っておりますので、私どもの意向も踏まえて、しっかりと農業委員会のほうで精査をしていただきたいと思っておりますのでございます。

この集約化に対して1つ大きな障がいがあるといえれば障がいかもしれませんけれども、先ほど三浦議員もおっしゃったように、農地中間管理権という形の中で発生しますと、15年間という形の設定になります。15年間は農地の転用ができないというような状況の足かせがはめられますので、この辺のところの問題になってくると思っております。こういった形の中において、今後の中において地権者とのさまざまな話し合いを十分していくような形で、このことを、あるいは東海農政局等も踏まえて議論をしていかなきゃならないと思っておりますのでございます。そうしたことが農家の方々の一つの間管理機構の集約化という形に対する足かせになっているということでございますので、この辺をどう課題を解決していくかということが大事だろうと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） ありがとうございます。

10年後、20年後の先を見越した土地利用を市行政は目指していくということは十分大事なことであらうかと思えます。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者の農業離れというのは今後もますます進行していくと思われます。折しも11月30日ですか、東海農政局で中間管理事業の推進に向けての研修会というのが名古屋のほうで行われたわけでございます。そちらのほうに出席をさせていただきました。東海三県の先進事例4カ所の発表をお聞きした

わけであります。一様にすばらしい農地集約でありまして、水田作業の効率が図られたというような発表でございました。

弥富市内においても、このような農地集約ができ得る集落があるように思われます。先ほども50%以上、今現在中間管理事業に集積されている地区、これはこの地区が最有力候補になろうかと思うわけでございますけれども、何はともあれこの地区に関してもリーダー的な存在の方がお見えにならないと成り立たないのかなというようなことを感じました。

今後の農地集約を望みつつ、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） こんにちは。2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年の12月議会においても同様の質問をさせていただきましたが、今回また改めて質問をさせていただきます。

どなたも言われておりますが、これからの日本は高齢社会に足を踏み入れ、その傾向がますます強まっていくことが予測されております。2025年には、市内のひとり暮らしの高齢者は約2,180人とも見込まれております。その中でも成年後見制度というものが存在していましたが、今後、その需要がさらに増大していくことが見込まれます。

ここで、成年後見制度を簡単に説明すると、高齢者や障がいのある人の財産を守り、生活を支援する仕組みが成年後見制度です。認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な場合、例えば悪徳商法にだまされて財産を失ってしまうなど、本人が損害をかぶることがあります。このような事態を防ぐのが、成年後見制度の役割です。具体的には、その本人にかわって財産を管理し、生活を支援する人、成年後見人などを選んで、その人が本人の権利を守ります。

成年後見制度は、認知症の高齢者など判断能力の低下した方の意思を尊重し、その権利を守るための制度です。ふだんは余り意識しないかもしれませんが、私たちは契約社会の中で生きています。日常の買い物をしたり、病院で診療を受けたり、老人ホームに入所するのも全て契約で成り立っています。契約するためには判断能力が必要ですが、判断能力が衰えてしまった方は、適切な契約を結ぶことができず、かえって悪徳業者にだまされて契約するな

ど、消費者被害を受けることもあります。また、在宅で生活したいのに施設に入れられてしまったり、または自分が希望しない老人ホームに入れられてしまったりなど、身の回りの生活のこともきちんと配慮されなければなりません。

成年後見制度は、家庭裁判所から選任された成年後見人が、家庭裁判所の監督のもと、高齢者などの判断能力の衰えた方の権利を擁護するという制度です。元気なうちから成年後見制度のことを知っておくことが必要です。

弥富市においても、先月、11月16日に成年後見制度の啓発講演会を昨年引き続き行い、私も参加してまいりましたが、啓発活動に努めておられると思います。昨年は民生委員さんを中心に、ことしは福寿会の皆さんを中心に、多くの市民の方に成年後見制度を理解していただいたものと思っております。

一方、国においても制度整備を進めております。平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されました。成年後見制度利用促進基本計画については、同年9月に利用促進会議より利用促進委員会に意見を求め、29年1月に意見を取りまとめ、3月に促進会議にて基本計画の案を作成の上、閣議決定をされました。今後、市町村は国の計画を勘案して市町村の計画をつくることができます。弥富市において、この成年後見利用促進基本計画をいつどのように策定する予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） それでは、議員御質問の成年後見利用促進計画をいつどのように策定する予定かという御質問にお答えさせていただきます。

国の示しました成年後見利用促進基本計画において、おおむね5年間の計画期間といたしまして平成29年度から平成33年度までの期間としております。市町村の成年後見利用促進基本計画の策定につきましては、促進法第23条第1項において、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。

当市の基本計画策定についてでございますが、国の示しました基本的な考え方や今後の施策目標を勘案いたしまして、当市における状況等を調査・検討いたしまして、各関係機関との連携を深めていきながら、各種施策の目標を定めていきたいと考えております。時期につきましては、現在策定しております障がい福祉計画等との整合性を含めて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 高齢者だけでなく、障がい者の方にも必要な制度でありますから、障がい福祉計画との整合性をとりながら、今後進めていただきたいと思います。

続きまして、この計画のポイントとして、生活状況等を踏まえた診断内容について記載で

きる診断書・鑑定書の策定というものがございます。医師が診断書を作成するに当たっては、福祉関係者などが有している本人の置かれた家庭的・社会的状況などに関する情報も考慮できるように、本人の状況などを医師に的確に伝えることができるようにする必要がありますと言われております。医師と本人の関係が、日ごろからなじみで、いい関係性が保たれている状況であれば問題ないのですが、医師と本人との関係もさまざまであろうかと思えます。

そのような中、医師が本人の置かれた生活状況、例えば食事や寝起きの可否、家族の手伝いの要否など、幅広い支援状況を理解した上で診察できるのかなどといったところで、今後、医師の負担が大きくなることが懸念され、医師の確保が問題になると思いますが、どのように準備していくお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 今回、国の策定いたしました計画におきまして、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書のあり方についても検討するとされております。市といたしましては、今後、そちらの検討結果を参考にしてまいりたいと考えております。

また、医師の確保等につきましては、本市の基本計画策定の段階から、医師会等関係機関との連携を図りながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もう一つ、計画のポイントとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがあります。地域連携ネットワークに求められる機能として、制度の広報、制度利用の相談、制度利用促進、後見人支援、不正防止があり、その求められる役割としては、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築が上げられます。地域連携ネットワークに加わる人材、組織としてどのような人材が必要であると把握していますか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 地域連携ネットワークには、医療、福祉、司法関係団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会や民生委員等の地域関係団体、民間団体やNPOなど、本人の意思や状況を継続的に把握できる方々が必要であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、多種多様な職種、人材を上げていただきましたが、それは市だけで賄えるのでしょうか、それとも周辺地域を巻き込まないとできないのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 地域連携ネットワークづくりにつきましては、市単独か、近隣市町村との連携か、これから検討をしていきたいと考えております。

また、地域連携ネットワークを構築して上でコーディネートを担うことができる中核機関として、成年後見センター等の設置についても検討が必要であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ただいま、成年後見センターの設置の検討という話がありました。この成年後見センター、愛知県で見ても、この西尾張地域と三河の一部、設楽町、東栄町、豊根村を除いて、ほぼ全域で設置されております。この地域だけが空白地域となっている状況です。

その中でも、一宮市は尾張後見ネットというグループがあります。尾張後見ネットは、五、六年ほど前に社会福祉士の方が、弁護士、司法書士、行政書士など、成年後見制度を担う各種専門職に声をかけて誕生したそうです。尾張後見ネットは、一宮市では認知が広がっているそうです。また、一宮市の社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士が、たまたまですが、成年後見制度に対し、熱意を持って取り組む方が多かったことも相まって、尾張後見ネットには多くの相談が来るそうです。尾張後見ネットでは、毎月第2土曜日に相談の事例研究を行っていて、社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士に業務を引き継いでいるそうです。一宮市に関しては、後見センターのかわりになる組織が自然とでき上がっているのも、海部地域と比較しても進んでいると言えます。ぜひ、この空白地域でも設置を検討していただきたいと思います。

この支援を行う際の中核機関として、政府は現在取り組みを行っているNPO、社会福祉協議会を中心に、そのまま活動を継続していくことを期待しています。例えば愛知県の知多地域では、NPOが中心となって取り組んでおります。

さて、弥富市としましてはNPO、また社会福祉協議会はどのような取り組みをしているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 弥富市の社会福祉協議会では、成年後見受託事業といたしまして、成年後見制度に関する弁護士相談を毎月第1水曜日に実施し、その相談件数につきましては、平成28年度は15件、今年度、11月現在ではございますが、16件となっております。

また、成年後見制度普及啓発事業といたしまして、先ほど議員もおっしゃられましたが、平成27年度から講演会を開催し、参加人数は平成28年度が26名、今年度も11月16日に開催されました講演会等につきましては約200名の参加がございました。

また、日常生活自立支援事業の中で、成年後見制度や申請書の作成、あと添付書類等につきましても相談を受けている状態でございます。

あと、市内で後見制度に関する活動をしているNPOにつきましては、市では把握しているところはありません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） NPO、社会福祉協議会以外にも、支援を担い得る諸団体があると思いますが、その他の団体ではどの程度の取り組みを行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 他の団体の取り組みについてでございますが、弥富市地域包括支援センターの業務の中で権利擁護に関する業務があり、関係機関への引き継ぎや申し立てについての手続などを行っていただいております。他の団体につきましては、申しわけありませんが把握はしておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 成年後見センターの話に戻ろうと思いますが、この成年後見センターをつくろうという動きが今ございます。こちらを中核機関として進めていただきたいと思います。9月21日には、ささえあいセンターの佐藤さんが呼びかけ人となり、成年後見センター検討会議のキックオフがなされました。11月16日には第2回の検討会議が開催され、私も参加させていただきました。飛島、蟹江の関係者の方もお呼びし、それぞれの現状を聞いたり、センターで行うことになりそうな業務の整理をしました。

このように現場レベルで話が進んでおりますが、市長はどの程度把握されているのでしょうか。また、設立に向けて市長のお考えをお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

今、私ども弥富市では、さまざまな形で身体に障がいのある方、精神・知的に障がいのある方が2,000人を超えてまいりました。そしてまた、介護認定を受けておられる方が1,800名を超えているような現状でございます。これは、今後ますます増加してくるというようなことであろうと思っております。そういう人たちが親亡き後に、さまざまな形における不利益をこうむらないために、我々はしっかりとサポートしていかなきゃならないわけでございます。先ほど議員のほうからも、その人数の多さということが御指摘にあったとおりでございます。

そういった形の中で私どもとしては、この成年後見制度の対応といたしましては、社会福祉協議会、あるいは地域包括支援センターの中におきまして、一般的な相談であるとか、親族等が申し立てをする際の指導・助言をさせていただいております。また、行政の窓口とい

たしましても、福祉課におきまして同様の対応と、2親等以内の親族がいない場合や、その親族に申し立ての意思のない場合に行うことのできる市長申し立ての業務を行っておるところでございます。

しかしながら、この後見制度につきましては、まだまだ周知だとか制度内容の理解が十分でないということは私どもも認識をしているところでございます。また、その対象となってみえる方がどのような形で相談に行ったらいいのだという形で迷ってみえるというような状況もあろうかなあと理解をしているところでございます。

そうした形の中で、今後、弥富市の成年後見制度の窓口として、先ほども言いましたように、社会福祉協議会であるとか、あるいは地域包括支援センターのOBでもございます佐藤さん等を中心に連携を深めて、先ほどもありましたように、障がい者福祉計画を平成30年から向こう3年間でしっかりと策定していかなきゃならないとなっております。そうした形の中で、先進地の自治体のほうも研究をさせていただきながら、何とかこの障がい者福祉計画、あるいは30年から始まります計画に対して、センターと言うと少し大げさになるかもしれませんが、しっかりとした窓口というようなことを盛り込んでいけたらと思っていますところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 計画の中でアプローチしていただけるということで、すごく心強いと思っています。今後また成年後見センターのようなものが進んでいけばなと思っていますので、お願い申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、午前中の中那須議員の質問と同様なテーマではございますが、私からも選挙について質問をさせていただきます。

昨年の参議院議員通常選挙より、18歳、19歳まで選挙権が拡大され、選挙に対する意識を社会全体で、またマスコミ報道で高めようとしております。その一方で、実際には選挙に対する意識は年々薄くなりつつあり、投票率の減少が問題視されております。つい先日も選挙がございました。先般の第48回衆議院議員総選挙の投票率はどれくらいだったのでしょうか。また、過去の選挙と比較するとどうだったのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の衆議院議員総選挙の投票率は53.86%で、平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙の投票率は55.57%で、1.71%の減少でした。平成26年12月に行われた衆議院議員総選挙の投票率は55.09%で、今回の衆議院議員総選挙と比べますと1.23%の減少でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 弥富市においても、例外なく投票率が下がってきております。投票率

が減少してきている原因の分析はどのようなものになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 分析までは行っておりませんが、そのときの政治状況や政治離れ、また投票日の天候にも影響されると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 継続的に投票率が下がっている現状をどうにかしないといけないと私自身も思っております。

近隣の蟹江町では、投票率向上を促進するために、投票された方にポケットティッシュや入浴剤など、粗品を配布するなどの工夫をされています。選挙期間中の啓発等、弥富市においてもさまざまな手を打って投票を促す努力をされているかと思います。投票率の向上に対して現状行っていることをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 投票率向上に向けての啓発活動につきましては、選挙だよりの発行、横断幕、懸垂幕、立て看板による啓発、ポケットティッシュの配布による啓発、公用車や同報無線による啓発などを行っております。

また、市の選挙におきましては、市民の皆様選挙に少しでも関心を持っていただくように標語の募集を行い、表彰もさせていただいております。

また、未来の有権者である小・中・高生に対し、選挙に関する講義や模擬投票などを実施することにより、就学時から選挙の重要性を認識してもらうために、県選管主導のもと、選挙出前トークを開催しております。今年度は、７月10日に海翔高校の２年生を対象に開催させていただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 投票啓発のための補助金が国から出ていると思いますが、こちらの補助金はどのような用途に使っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 弥富市としましては、ポケットティッシュと公用車に啓発用のマグネットをつくらせていただいて張って、公用車に乗るときに啓発に使わせていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） それも一つの方法ではあると思いますが、投票所に足を運んだ結果、粗品をいただくなどの体験をしてもらうことによって次に結びつく、そういう方法もあると私は思います。

次に、投票率の向上に対して、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今後につきましては、選挙出前トークを初め、啓発活動を継続して行っていまいります。投票率向上に向けての新たな啓発活動につきましては、他市の事例等を参考にして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 他市の事例の研究の結果、わかりましたら、また教えていただけたらと思います。

投票率向上に向けて、投票済み証明書の提示でさまざまなサービスを受けられるという店舗が全国では見られます。このようなことを商工会と協力して、このような啓発活動を検討されることはないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 投票済み証の提示でさまざまなサービスを受けられるという店舗が全国的に見られるが、商工会と協力して検討をなされてはというような御質問でございますが、投票済み証は投票のあかしとして発行されるものではありませんが、法的根拠はなく、投票済み証の発行は各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられ、発行していない選挙管理委員会も一部ありますが、弥富市としましては発行させていただいております。

全国的に、商店街などが自主的に投票率アップと地域の活性化の試みとして、投票済み証を提示することでさまざまなサービスの提供を行っているところがありますが、その場合でも実質的な法的根拠がないこと、利益誘導や買収につながるおそれがあることなどから、注意して行っていくこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 店舗の自主的な活動と捉えるということでしたね。検討なされないという答弁だったと思います。

それでは続きまして、期日前投票について伺いたいと思います。

期日前投票が延びてきているということが報道でもなされておりますし、肌感覚でもそのように感じます。今回の衆議院議員総選挙における期日前投票と投票日の投票率の内訳をお伺いいたします。また、過去の選挙と比較するとどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票者数は7,653名で21.32%、当日投票者数は1万1,1652名で32.54%でした。平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙の期日前・不在者・在外投票者数は4,596名で12.81%で8.51%の増

加、当日投票者数は1万5,337名で42.76%で10.22%の減少でした。平成26年12月に行われました衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票者数は4,035名で11.56%で、今回の衆議院議員総選挙と比べて9.76%の増加、当日投票者数は1万5,201名で43.53%で、今回の衆議院議員総選挙と比べまして10.99%の減少でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今回は、投票日の悪天候が予測されていたということもございますが、それを差し引いても期日前投票が延びてきている現状があると思います。那須議員の質問では、期日前の投票の投票所をふやす考えはありませんかという質問で、考えていないという答弁だったと思います。

では、常時が難しいのであれば、利用者の多い曜日や多い時間帯がわかっているので、その時間帯・曜日に臨時投票所を設置するという考えはございませんか。また、期日前の休日でイベント等がある際、その会場、またはその付近に臨時投票所を設置するなどの方法の考えはありませんか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員言われるとおり、期日前投票者数については少しずつふえてきております。また、先ほども議員言われましたとおり、今回の衆議院議員総選挙の選挙当日は、超大型台風の影響で、マスコミ等がかなり報道されたということで、特に多くなったと考えております。

投票しやすい環境づくりのためにという議員の御提案でございますが、特定の日に関し期日前投票所としてイベント会場や、その付近の施設を期日前投票所として使用する場合は、投票場所の確保や周知の徹底を図ることが必要となります。現在、期日前投票所につきましては、期日前投票システムを使用して選挙人名簿登録者の確認をしております。期日前投票所をふやすと、どちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、投票用紙や投票箱の送致・保管、転出者等の選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となることなどから、イベント会場などでの臨時投票所の設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、結論として、休日のイベント等がある際の臨時投票所の設置はできないということでした。

それでは、利用者の多い曜日、多い時間帯がわかっているので、那須議員の質問の際は前日・前々日の投票率が伸びているという回答があったと思いますが、その曜日、その時間帯に臨時投票所を設置するという考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 金曜日、前々日・前日の土曜日について期日前投票所をイベント会場とか、どこかの会場にという御質問でございますが、今のところ、先ほどお話しさせていただいたようないろんな状況もありますので、その辺を踏まえて別の場所ということは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） イベント会場だと場所の確保ができないということだったと思うんですけども、イベント会場じゃなくて、普通に期日前投票を投票する人が多い時間帯・曜日に設置するということはできないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

これは午前中の那須議員のほうからも、選挙において投票率を高めていくためのさまざまな工夫というか、手段というか、方法をお話しいただいているわけでございます。このことにつきましては午前中も話しましたように、選挙管理委員会の委員長等にしっかりと御報告申し上げ、また協議をさせていただく場があればなあと考えております。そして今回、いろいろな角度から出された問題につきまして、慎重審議させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 最初に質問させていただいたときに、五、六個できない理由を述べていただいたと思います。その一つ一つを少しずつでもいいんで潰していって、前進していけばいいなというのが私の思いでございます。ここで私が提案したようなものが実現不可能ということであれば、投票率が上がるようなほかの施策を講じられるようお願い申し上げまして、私の質問を終えさせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

子どもの貧困対策と生活困窮者について、お伺いしていきたいと思います。

11月6日、7日と、厚生文教委員会で視察に行きました。行き先は、1日目に大阪府箕面市で子どもの貧困対策についての取り組みを視察しました。2日目は東近江市において、生活困窮者支援について視察をしてきました。これは、この6月議会におきまして堀岡議員が一般質問をしています。今回、厚生文教委員会を代表して再度の質問になりますが、よろしく願いいたします。

最初に訪れた箕面市では、人口の伸び率が大阪府内トップクラスと伺いました。平成20年から子育てしやすさ日本一を政策の柱に、住みよさランキング大阪府内5年連続第1位です。転入されてくる方のほとんどが、子育て中の方だとお聞きしました。国のモデル事業の中か

ら特に子どもの貧困対策で先進的に取り組んでいる箕面市では、子どもの貧困対策を改善していくために、また包括的に子供の教育全般をサポートする取り組みなど、学ぶべきところがたくさんありました。

まず、箕面市の子どもの貧困対策についてですが、生活困窮者世帯の子供たちが、みずからのハンディを打ち破り社会に巣立っていくために、そして貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、教育委員会や学校等が各種機関と連携して、乳幼児期から小学校、中学校、高校を卒業するまで切れ目なく子供の状況を把握してサポートし続けることが必要と、早期に必要な支援を行うために子ども成長見守りシステムを構築しました。これは、社会経済的背景の情報に加え、子供の学力や非認知能力等の状況を組み合わせることで、学習や学校のみならず、日常生活においても困難を抱える子供を早期に発見し、その課題に対する行政支援を適切かつ速やかに行うことを目的としています。非認知能力とは、意欲、自制心、やり抜く力、社会性などを指しています。

箕面市では、9年間の小中一貫教育を通して、子供たちの学力・体力・豊かな心をバランスよく育むため、平成24年度から全ての市立小・中学校の全ての学年の児童・生徒を対象に、独自の箕面学力・体力・生活状況総合調査ステップアップ調査を実施しています。

生活状況調査では、意欲、自信、社会性、家族、友人、学校とのつながりを調査します。この3つの調査の結果データを子供一人一人にひもづけて、データベース的なシステムとして、東京書籍が構築し、管理・運営しているステップアップシステムが存在しています。

教育概要として1つ目は、箕面市独自の公募による保護者委員が中心の教育委員会体制の確立です。公募委員が過半数を占める教育委員会構成で、保護者目線の教育改革を実行してみえます。また、教育委員会が子供に関することを一元的に取り組むことにより、さまざまな部署による問題を総合的に見ることが出来ます。公募は若い方が多いそうです。市民側では、PTAのOBやOGなどが中心となり、青少年を守る会が各学校区で活発に活動しています。このように、私たちは住民の意識が高いことに感銘しました。

そこでお聞きしたいのですが、弥富市の教育委員会では、子どもの貧困状況についてどのように情報を得ているのか、また委員会としての取り組みはありますか。問題がある場合はどのように対処されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず、貧困についての把握でございしますが、どの状況において貧困というか定義が難しい面があります。教育委員会としては、経済的な部分において就学援助制度にて学用品購入費や給食費の援助をさせていただいておりますので、その対象者の把握はできております。

次に、取り組みとしまして、貧困世帯に限定することなく、学習面においては勉強がおく

れがちな児童・生徒さんに対して、全部の小・中学校ではありませんが、希望者には夏休み等を利用して先生により個別に学習指導をしていただいております。きめ細かな指導により基礎・基本の確実な定着を図り、学力向上に努めております。体力向上への取り組みとしましても、そのための予算は別枠を設けて必要な物品をそろえたり、工夫した授業の取り組みをしております。問題が生じた場合には、教職員、教育委員会で相談を受けるとともに、必要な関係機関へつなぎ、協力して支援をしております。

子どもの貧困対策に関する大綱についてにもありますように、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図っていくとともに、成長段階に即した切れ目のない支援をしてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 2つ目に、平成27年から全学年で、毎日、英語教育を実施しています。小学校1年から中学校3年まで毎日15分、外国語指導助手を各小学校に1名から2名配置しています。また、外国語指導助手は、教室だけでなく行事にも参加してみえるそうです。

3つ目には、施設一体型小中一貫校を2校設置し、そのほかの学校でも、幼稚園・保育所を含む校区連携型小中一貫教育を推進しています。

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮者の子供に対して最低限の手当てをしてあげるだけでは不十分と考え、ハンディを打ち破る強い力、自分で将来を選択できる能力、親の状況に呪縛されない自身、連鎖を自分で断ち切る気概、これを高いレベルまで引き上げて社会に送り出す、あるべき取り組みとして生まれてから社会に出るまで18年間ずっと見届ける仕組み、子供の情報を蓄積し、切れ目をつくらぬよう支援しています。環境因子のある子供を把握し、悪い兆候があれば、早期に支援を開始する。高い自負心を養うことを目標に置き、その時々に応じた支援を行う。これは市町村にしかできない取り組みです。

もう一つは、学力保障・学習支援事業により、成果として学習意欲の向上が見られます。授業支援員、スクールソーシャルワーカーなど、教育現場における加配の人的支援体制を手厚く行っています。

学校教育の中から子どもの貧困を捉えてきた箕面市でしたが、箕面市の担当者は熱意のある人でした。箕面市では、子どもの貧困対策を実現することができた3つのポイントとして、1. 組織体制の整備、教育と子育てに係る支援の一元化、2. 学力・体力・生活状況総合調査（子どもステップアップ調査）、3. 個人情報保護条例の改正、この3つがあったからだと思います。

6月議会の答弁で、新庁舎にあわせて子育て世代包括支援センターを開設する計画で、連携しながら支援をしていくとお答えいただいております。現在の様子と、困窮における子育て世代包括支援はどのようにしていく予定なのかをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 新庁舎建設にあわせ、整備・開設を予定している子育て世代包括支援センターは、妊娠期、出産直後、子育て期と、各ステージを通じて地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を行う事業でございます。

現在、妊娠届出書提出時のアンケートや聞き取りにより支援が必要かどうか判断をいたしまして、子育て等の支援が今後必要であると思われる方に対し、保健師等が相談支援を行っております。子どもの貧困、困窮支援ということではなく、子育てが円滑に行えそうにない方、ネグレクト等の虐待のリスクのある方の支援を行っております。虐待の原因の一つが、貧困・困窮から来る場合があると考えられますので、その原因解決に向けて、相談、支援、連携を図る必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） また、連携の中で、子どもの貧困支援は、子育てから学校教育まで子供にかかわる一元化は支援をしていく中で必要ではないかと考えますが、教育の立場からこの一元化はどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現在、児童・生徒においては、身近にいる教職員が日ごろの教育活動の中で児童・生徒の異変ぶりにも気を配り、懸念がある場合には、保護者の暮らしぶり、家庭の状況等を校内委員会で情報共有し、対応しております。また、必要であれば、教育委員会、保健・医療・福祉の行政機関、児童相談センター等に協力を依頼しております。

児童福祉と教育の連携につきましては、子供の発達段階に応じた学習機会を提供していくことが有意義であり、子育てに関する窓口サービスの一元化を図っていく必要があります。したがって、保健福祉部局と教育委員会等の子育てにかかわる部署において、類似・関連する施設についての企画・立案・調整を一元的に行う担当者、いわゆるコーディネーターの設置が望まれますが、開設予定の子育て世代包括支援センターについては、今後、運用のあり方を決定していくことになります。

いずれにしても、教育、保育、保健、その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談センター、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察等に対しても利用者支援事業の周知を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

それでは、もう一つの視察地、東近江市では生活困窮者支援について学んできました。モ

デル事業の実施として、平成25年に自立相談支援、家計相談事業、生活困窮家庭の子どもへの学習支援、また関連事業として若者サポート就労支援事業に取り組んでいます。

弥富市でも、平成27年4月から社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業を委託し、生活自立支援センターを設置しています。任意事業として、家計相談支援、就労準備支援、学習支援事業がありますが、弥富市では任意事業は実施していないとのことでした。しかし、就労・家計相談などの支援も自立支援事業の中で行っているとお聞きしましたが、任意事業との違いはどんなことでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 当市の自立相談支援事業では、就労支援、家計相談については、相談者の複合的な課題にできる限り幅広く対応するために、就労意欲のある方とハローワークへの同行や、家計の状況改善の指導を行うなどの相談の初期段階における支援を行っております。

任意事業における就労準備支援事業は、就労に向け準備が必要な方を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的支援を実施するものでございます。

また、家計相談支援事業は、家計に問題を抱えている生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、相談者へ必要な情報提供や専門的な助言・指導を行い、早期に生活が再生される支援を実施するものでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私たちが注目したのは、若者就労サポート支援事業と子ども学習支援です。若者就労サポートは市の単独事業で、まだ就職していない若者に対する就労支援です。仕事をする環境になじむために、市内のボランティアや企業と協力関係を築き、その連携により就労準備支援の場所を提案し、成功体験ができる場をつくっています。28年度では相談してきた人のほとんど、16人中15人が就労に結びつくという結果を出しています。これは、求職者だけではなく、企業側にも好評を得ているそうです。職につけばいいという考えではなく、いかに定着してもらえるかまで考えて取り組んでいます。

また、若者就労支援については、視察先では担当部署としての商工労政課も大きくかかわっていました。

弥富市では、若者就労サポートとして何か取り組んでいることはありますか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 御質問の件でございますが、市単独では就労サポート事業は行っておりませんので、愛知県のハローワーク津島の事例を紹介させていただきます。

本年10月号の市広報に掲載いたしました内容でございますが、ハローワーク津島の主催で、

新規高等学校卒業予定者などの就職機会拡大を図ること及びハローワークを利用して求職活動をする一般求職者の早期就職を進め、管内企業の人材確保を支援するため、今年度より新しい取り組みとして、採用に意欲的な管内企業23社による海部津島合同就職フェアを10月25日、津島市文化会館で開催され、当日は参加企業による企業探検セミナーも開催し、事業や仕事内容の説明を受けた後、就職面接会も実施されました。セミナーの出席者38名、企業との面接者57名と伺っておりまして、11月22日現在におきましては、市内の企業3社のうち1社で1名が採用され、1社で採用選考中ということは確認しております。

今年度初めて企画された催しですが、参加企業及び求職者から就職フェアについて評価も好評でありまして、平成30年度以降も開催するということは確認ができました。さらに、ハローワーク津島において、就職を希望される方々が一日も早く御自身の希望される安定した仕事につけるよう、職業紹介を初めとしたさまざまなサービスを提供しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市単独ではやっていないとのことでしたが、今年度よりハローワーク津島主催での新しい取り組み、海部津島合同就職フェアの開催はとてもいい取り組みだと思います。参加企業による企業探検セミナーなどのネーミングもおもしろい企画だと思います。

また、東近江市の子ども学習支援の取り組みは、協力してくれるセンターや大学、NPO法人がたくさん存在していて、子ども学習支援において協力体制がとりやすい環境でした。学習支援では、生活保護世帯や就学援助受給世帯等の中学生が対象です。残念ながら、弥富市ではNPOもまだまだ少ないし、近くに大学があるわけでもありませんが、弥富市独自として子供への就学支援は何か考えられていることはありますか。また、なければ今後どうしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活困窮者自立支援制度では、任意事業として子どもの学習支援事業がございまして、生活保護世帯や生活困窮家庭の子供たちが支援の対象となりますので、学習のできる環境や場所などに配慮し、学力だけでなく専門的な知識等を有する人材の確保が不可欠となります。既に実施している市を研究して、今後に役立てていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 子供たちの居場所をつくる学習支援は、東近江市でも子供たちのプライバシーが守れるかどうかにかかっているそうです。本市において、とても参考になる視察でしたが、できることとできないこともあるかと思います。しかし、トップに学び、でき

ることはやっていくという強い意気込みは必要かと考えます。両市とも行政が本気で取り組んでいました。そして、そこにつく職員の方の熱意も感じました。弥富市においても、適材適所で能力が発揮できる担当割りも必要かと思います。

最後に、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

今回、議員の皆様方の中で大阪府の箕面市、そして、これは滋賀県ですかね、東近江市という形の中で生活困窮支援ということ、あるいは子どもの貧困ということについて、先進地を御視察いただいたということでございます。

その中で多くの御質問をいただいているわけですが、これは本当に自治体間格差があるということをまず私どもは鈴木議員のさまざまな御質問等において感じるところでございます。そういった形の中で、この自治体間の格差イコール自治体の悩みということが浮き彫りされるわけですが、しかし愛知県というところにつきましては、昨年12月に愛知県が県内の小・中学校の保護者を対象に実施されました愛知県子ども調査並びに、ひとり親家庭等実態調査という形で集計がまとまっておりますけれども、県内の子どもの貧困率というのは、全国平均では16.3%ぐらいがその対象だそうではございますけれども、県内ではそれが大幅に低い5.9%というような形で報告がされております。この要因につきましては、私が申し上げるまでもなく、ものづくり愛知というような形の中で自動車・機械等の製造業が大変盛んに行われておるわけですが、そうしたことの関連も含めまして、1人当たりの県民所得が非常に高水準であるということが、こういったような子どもの貧困だとか生活困窮ということについては、少し他の都道府県よりもいいかなあというように言われております。

そのテーマは非常に大きくて、福祉から教育までという形の中で非常に幅が広いわけです。そして、生活支援であるとか、あるいは経済的な支援、あるいは医療費の支援という形で当市でもやっているわけですが、これだけではまだ足りない、これだけではまだ足りないという形で、次から次へいろんな御要望等もあるわけですが、そうした形の中で、これからどう応えていくかということが私たちとしても真摯に考えていかなきゃならないところだろうと思っております。

弥富市で今やっている一例を申し上げますと、例えば保育所の待機児童ゼロというようなことも、これはそういった形で貢献しているんじゃないかなあとか、あるいは中学3年生までの子ども医療費の完全無料化ということについても、全ての子供が対象でございますので、ある意味では貧困家庭の子供さんに対して救う施策になっているというようなことだと考えております。

いずれにしても、このようなことは、ただ一過性のものではあってはならないと。継続することに非常に意義があると思っておりますので、そういったテーマというものを具体的にどう見つけていくかということが、これからの私どもとしても課題だろうと思っております。そういった形の中で、これは私どもだけで、行政だけでできないというようなこともございますので、市民の皆様の連携というか、いろいろとお助けもいただきながら、こういった子どもの貧困であるとか、あるいは生活困窮支援ということについても、今後しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

子育てするなら弥富でをさらに進展させていただき、妊娠期から社会に出るまで一貫した手厚い支援で子供を見守っていくという、先進地を学び、ハンディーのある子供たちが、そのハンディーを打ち破ることができる強さを持つことができるよう、市としてできることを考えていただきたいと思います。

また、就労支援につきましても庁外の企業との連携をとっていただき、さらに幅広い支援をしていただくことを要望して、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に公共施設再配置計画及び個別施設計画の策定についてお伺いをいたします。

初めに、先月、総務建設経済委員会視察で、岡山県の瀬戸内市と兵庫県伊丹市へ行かせていただきました。視察2日目の兵庫県伊丹市では公共施設マネジメントの取り組みについて、専任部署である施設マネジメント課の担当職員の方から説明をいただきました。伊丹市では平成23年度の公共施設白書の作成で、施設情報の集約や市民意識調査などに始まり、27年度には公共施設再配置計画の策定及び基本条例の制定など、これまでの経過として、現状の見える化から基本方針、そして個別方針へということで、28年度からは再配置基本計画に沿った事業の具体化を図っているとのことでした。

そこで、本市の今後の取り組みでございますが、さきの9月議会で朝日議員から、本市の

公共施設再配置計画についての一般質問がなされましたが、それに関連をいたしまして、私からも質問をさせていただきます。

まず、9月議会の市長の答弁によりますと、平成29年度と30年度の2カ年で公共施設再配置計画及び個別施設計画の策定を行い、平成30年度より公共施設再配置等に関する専任部署を設置し、3名の職員を配置するということでしたが、この認識でよろしかったでしょうか、再度お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

さきの9月議会で私ども市長が答弁申し上げましたが、平成30年度の公共施設の再配置計画等の人員配置につきましては、現在、総務部秘書企画課企画政策グループで担当しておりますが、30年度につきましては、そこに1名を増員させていただきまして、公共施設再配置計画の策定を行うように調整しております。その策定の段階におきまして、その先に続きます専任部署を設置いたしまして具体的に再配置計画に基づきまして市民の皆様へ市政懇談会などを行いまして、市民の皆様にも御理解いただきながら、公共施設のマネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま総務部長より、再配置計画に基づく取り組みへのお考えをあわせて御答弁いただきました。

さて、弥富市は、平成26年度4月に総務省の要請により、平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画を策定されております。この計画によりますと、公共建築物の用途別割合で、学校教育系施設の占める割合が50%以上あります。よって、老朽化した学校整備など、早急に取り組むべきと考えます。

さらに国からは、平成32年度までに全公共施設を対象に、個別施設計画を策定するよう要請がなされています。平成26年度の決算書によりますと、教育費の中で施設整備計画策定業務委託料として、およそ1,400万円が計上されております。現在、弥富市では、インフラ系の施設を除くと、平成26年度に学校施設のみ個別施設計画、いわゆる学校施設整備計画の策定が終了しているようですが、そこで策定済みの計画内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 公共施設は、社会情勢、市民ニーズを踏まえ、安全で快適に利用できる施設の提供と財政の健全化に向けた効率的・効果的な更新、改修、維持管理を行うことが望まれています。特に学校は子供たちに安全・安心で快適な空間を確保するため、予防保全的な管理が必要であります。そのため、今後、本市の公共施設の保全計画を策定するに

際し、まずは学校の構造体や建築部位の劣化状況を把握するとともに、各校の維持管理上の課題を整理するため、学校施設の整備計画を策定したものであります。

最初に25年度に弥生小学校を実施し、26年度に残りの10校について行いました。具体的な内容としましては、校舎、体育館、給食棟など、48棟の劣化状況調査として、コンクリートの中性化の度合い、鉄筋の腐食状況、非構造部材の点検などであります。その結果を踏まえ、修繕や更新の工法を検討し、それらのサイクルや費用を部位別に実施時期及び概算のライフサイクルコストをまとめたものです。

この計画の検討期間は、対象とする建築物の更新サイクル等を考慮して80年間としておりますが、目標耐用年数までの長期間にわたって健全な状態に保つために、計画後の10年間の長寿命化対策工事として、屋根の防水及び外壁の塗装について大規模修繕の時期を検討し、中期保全計画をまとめ、どの学校のどの建物から工事に取りかかり、概算工事費はどのくらいかを把握するものとして策定したものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 教育部長より計画の詳細をお聞きいたしました。

それでは、その進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校施設の整備としましては、まず平成26年から28年にかけて、各校の体育館天井撤去工事とともに、非常用シャッター取りかえ工事、トイレの洋式化も進めてまいりました。さらには、屋上の防護柵設置など、児童・生徒の安全や防災機能の強化に取り組んでいます。

計画の進捗状況でございますが、現時点では桜小学校北館、弥生小学校南館、大藤小学校の屋上防水工事が済んでおり、外壁塗装までは取りかかれておりませんので、計画どおり進んでいないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 計画に対しまして順調に進んでいないところもあるようでございますが、それでは小・中学校の今後の長寿命化対策をどのように進められるのか、市の方針をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小・中学校の長寿命化対策につきましては、一定の条件はありますが、国の補助制度もありますし、起債も活用しながら、市の財政状況や現状の老朽化の進行度の状況も踏まえ、一つ一つ着実に進めていく必要があると考えております。

国の補助制度でございますが、平成25年度に創設された長寿命化改良事業、いわゆるリニューアルとして行えば、補助対象経費分の国の交付金が33.3%、地方財政措置が40%で、実

質的な地方負担は26.7%になり、市の負担も少なくて済みますので、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修方法で進めていきたいと考えております。

しかし、公共施設の再配置計画、学校の適正配置、統廃合等も勘案して進めていく必要がありますので、対象校を選定しながら、平成30年度におきましては、まず建物の耐力度調査費、その結果を踏まえ、どのような改修にするのかの基本調査費、さらに工事発注のための基本と実施設計費を計上してまいります。また、方針については、平成30年度からの第2次弥富市総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） せっかく多額の費用を投入して計画を策定するわけですので、実行しなくては税金の無駄になると思います。将来世代に負担を残さないためにも、中・長期的な観点から、平成30年度予算からは長寿命化等にかかる経費を予算計上していただきたいと思いますけれども、これにつきまして財政当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、新庁舎建設事業、またJR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業が続いてまいりますとともに、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されておりまして、本市の財政状況は大変厳しい状況になっております。

そうした中、さきに策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましては、今後、公共施設の長寿命化を図っていくには、毎年度多額の費用を要することを想定しているところでございます。

したがって、公共施設の長寿命化事業におきましても、新庁舎建設事業、JR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業の財政への影響も踏まえながら、起債や財政調整基金の残高など、今後の市全体の財政状況を見通しながら計画的に進めていく必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今後も大変厳しい財政状況が続くかと思われませんが、中期財政計画の中での取り組みでも述べられておりますように、未収金の収納対策であったり、また新たな財源の確保を検討していただくとともに、次世代を見据えた適切な公共施設のあり方も明確にしていくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、資源ごみの持ち去り対策と指定ごみ袋の種類の充実について質問をいたします。

さきの9月議会の決算特別委員会において平野議員から、資源ごみ等売りさばき代金の減少について質問がなされ、市側からの答弁として、持ち去りによることも一つの要因として

考えられるとの答弁がございました。さらに、持ち去るに関する条例の制定について、今後よく研究されるとの御答弁もございました。

最近も資源ごみの集積場から、委託業者以外の者による資源物の持ち去り行為を見かけるとの声をよく聞いております。資源物等の持ち去り行為は、市と市民が築き上げたリサイクルシステムを脅かすものであり、市民のリサイクル意識の低下を招き、見過ごすことはできません。

以前私が、集積場に出された資源ごみを持ち出した場合の、これは法的に違法かどうかということでお尋ねをさせていただいたところ、そのときの御答弁では、集積場に出されたものは誰の所有物でもなくなり、これを持ち去ったとしても罪には問えないとの答弁をいただいた覚えがございますが、それに間違いはございませんか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 集積場に出した人は、その所有権を放棄したものと考えられておりまして、そのごみは誰の所有物でもなくなりますので、これを持ち去ったとしても窃盗罪等の犯罪は成立しないものと考えられております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 決算特別委員会で、資源ごみ持ち去り条例について研究されとありましたけれども、その内容によっては資源ごみを持ち去った場合に罪に問えるのでしょうか。具体的にどのような内容を考えておみえでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自治体によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例等により、所定の場所に適正に出されたごみの所有権を自治体に帰属させるところがございます。このように、出されたごみの所有権が市に帰属いたしますと、それを勝手に持ち去る行為は窃盗罪等の犯罪が成立することになります。

次に、所有権を市に帰属させるわけではございませんが、所有権の有無にかかわらず所定の場所に適正に出されたごみについて、市から委託を受けた者、市長が特に必要と認めて指定する者以外の者の持ち去り行為を禁止する規定を設けている条例もございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、衛生委員などの役員の方や、またその他の方が、もし資源ごみを持ちする現場に遭遇した場合の対応について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ことしの10月に市民の皆様に、資源ごみの分別、出し方についての回覧文書を配布させていただきました。その回覧文書において、資源ごみの持ち去り防止のため、収集日の前日の夜には出さないよう、当日の朝出してもらおうよう周

知し、資源ごみが持ち去られないよう啓発し、できる限り市民の方がそのような場に遭遇しないようお願いをさせていただいております。

もし持ち去りの現場に遭遇された場合、他市では罵声を浴びせられたり突き倒されるといったトラブルがあったというような事例もございますので、そういったことがあれば、まず警察または市役所へ御連絡をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） リサイクル意識を持って、よかれと思って行動されたことが、逆に犯罪に巻き込まれてはいけませんので、市民の皆様に再度周知をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

さて次に、資源ごみ集積場から子ども会等の方たちがアルミ缶を回収して各団体の活動資金に充ててみえますけれども、そのことに影響することはございませんか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 条例を制定した場合、自治体から委託を受けた者、市長が特に必要と認めて指定する者以外の者の収集や運搬を禁止することになります。そういった意味からいきますと、子ども会等のアルミ缶回収は持ち去りになってしまいます。それで他市では、子ども会や自治会等に資源物集団回収登録を行うことにより、持ち去りの許可をしているところもございますので、そういった事例を参考にいたしまして条例の制定を考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨今、非常に資源ごみの盗難というか持ち去りということが、私たちのまちにも数多く今もあるわけでございます。これは、単独の自治体で条例を定めるのがいいのか、あるいは地域というような状況の中で定めていくのがいいのかということについて、しっかり検討をしていきたいと思っております。

そうした形の中で、今、炭竈議員、さまざまな御指摘をいただいたわけでございますけれども、他の市町村に話をかけながら、約半年ぐらい、来年度上期の状況の中で、一度条例を定めていくという形で、先進地の事例を参考にしながら考えていきたいと思っております。いつまでも放置しておくことが決して得策ではない、また市民の皆様にも御協力をいただかなきゃならないということも含めて、条例を定めながら資源ごみをしっかりと守っていく、あるいはいろんなトラブルを防いでいくということが大事であろうというふうに思っております。来年の上期を一つの目途として条例を定める方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま市長から御答弁いただきました。どうか御検討、また研究をしていただいて、市民の皆様に影響を出ないように、よろしくお願いしておきます。

次に、関連いたしまして、ごみ袋の件でお尋ねをいたします。

現在、弥富市では、不燃ごみ専用のごみ袋、ピンク色のごみ袋でございますけれども、これは大きいサイズのものしかありません。しかし、高齢者やひとり暮らしの方で、大きいサイズの場合、いっぱいになると重くて搬出ができないので、もう少し小さいサイズの袋があればという声をよくお聞きいたします。いっぱいになる前に出せばいいのかもしれませんが、もったいないという意識から、少しの量で出すことには抵抗があるようでございます。

ピンクのこの不燃ごみに関しましては、可燃ごみであったりプラスチック類のごみであったりといったように、すぐにいっぱいになるものではありません。長い期間、家のどこかで置いておくというような感じになってしまうと思うんですね。

そこで、不燃ごみ専用の小さいサイズのごみ袋をぜひとも用意していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、指定ごみ袋は、弥富市商工会において売らばいてもらっております。その指定ごみ袋は、産業会館にあります商工会の倉庫に保管をしております。そこから小売業者が買っていくわけでございますが、倉庫のスペースにも限りがあり、小さいほうの袋を用意した場合、他の袋の在庫を減らさないと入らない可能性がございます。新庁舎が完成した暁には、総合的に施設等の配置がなされ、補充する市の倉庫の環境が整いますので考えてまいりたいと考えております。御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、新庁舎が完成した暁には考えていただけるとの御答弁をいただきました。

他の自治体では既に小さいサイズのごみ袋を取り扱っているところもあると伺っております。ぜひ今後、倉庫としてのスペースの確保、そして少しでも早く環境を整えていただくとともに、ごみ袋の種類の充実を図っていただきまして市民サービスの向上につながりますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、このたびは教育一本、小・中学校教職員の業務改善について質問させていただきます。このことにつきましては、私の心の中にためてきたことの一部であります。6月議会で炭竈議員が、教員の多忙化解消、負担軽減ということで質問がございましたが、

そのことと大いに関係するところでございます。

教員の多忙化というメディアのニュースが流れて以来数年がたちますが、一向に改善される様子がありません。教員の1日の勤務時間を調査することはよく行われているようですが、何ら解決に寄与しておりません。調査のための調査となっております。それもそのはずで、業務の中身を点検・見直さなければ、何もしようがありません。

学校に関するニュースは後を絶ちません。あつてはならない子供の自殺、取り返しがつきません。このたびの総選挙でも、教育に関することが大きな話題となりました。いわゆる教育の無償化であります。私は教育の無償化ももちろん大切に思っておるところであります、それよりも教育環境、とりわけ教育の質をよくすることのほうが重要であると思っております。教員が多忙である限り、教育の質はよくなりません。教員になりたいという若者も減ってきているようであります。それではいい人材も集まらないと思います。

私は40数年前に教員になりましたが、以来、20年ほどは余り忙しさを感じておりませんでした。中学校部活動も余裕を持ってやっていたように思います。現在ほど超多忙なときはないと思います。私の記憶では、二十数年ほど前から徐々に多忙になってきたと思いますが、どうでしょうか。その理由について、以前に述べられたかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

本年4月に公表された文部科学省の28年度教員勤務実態調査結果が発表されました。それによりますと、月当たりの平均時間外勤務が、校内勤務だけで小学校は約74時間、土・日を加えると約83時間、中学校は約98時間、土・日勤務を加えると125時間という衝撃的な内容でした。過労死ラインが1カ月時間外勤務80時間と言われているところ、平均で軽くK点越えという衝撃的な結果になりました。

本市6月議会でも、9月議会でも同様な御質問がございましたので、重複いたすかもしれませんが、多忙化の原因は大きく4つあると思います。

1つは、学校教育に多くの社会的な要求がなされてきたことです。例えばグローバル人材育成を目指すとして、来年度から外国語の小学校での教科化があります。特別な教科道德の導入が、小学校は来年度、中学校が再来年度から始まります。平成になってから、環境教育、キャリア教育、情報教育、喫煙・薬物等の健康教育、国際理解、食育、ICT活用教育、防災教育等、教科以外の社会問題や課題等の解決手段として学校教育に組み込まれてきました。指導案や教材づくりに、膨大な時間と労力を必要とします。

2つ目は、いじめ・不登校に対する丁寧な対応が求められていることです。小学校も、中学校も、児童・生徒が校内にいる場合には目が離せなく、会議や打ち合わせをすることもで

きません。けがをさせたら管理責任を問われ、安全配慮義務違反で訴えられることもあります。不登校や問題行動等が起きた場合の家庭訪問等は、夕方や夜の勤務時間外がほとんどです。

3つ目は、地域や家庭、関係諸機関との連携を図るための会議や打ち合わせに、そして準備にと多くの時間を費やすこととなります。学校が休日や夜に行事を開いたり、逆に地域行事に先生が参加したりすることもあります。

4つ目は、教員が一人一人の子供に向き合い、丁寧にかかわりながら質の高い授業や個に応じた学習指導を実現しようと授業改善に取り組んでいることです。昔型の教員の一方的な話で進める授業ではなく、新しい指導要領の目指す主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業改善に全国の教員が取り組んでいるところです。

ここで、文部科学省から発表された統計を申しますと、不登校児童・生徒の割合が20年前に比べ、小学校で2.5倍、中学校では2.3倍に増加しています。暴力行為が18年前に比べて小学校で12.2倍、中学校で1.7倍、日本語指導が必要な外国人児童・生徒数が15年前に比べ、小・中とも1.5倍、特別支援在籍の児童・生徒数が22年前に比べ小学校で2.2倍、中学校で2.1倍、通級指導が同様に小学校で7.3倍、中学校で35.1倍、要保護・準要保護の児童・生徒数が19年前に比べて、小学校で1.6倍、中学校で2.0倍ということです。

以上のとおり、20年前に比べ、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状態が、教員の多忙化に拍車をかけていると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） よく分析されてみえると思いますが、ただいまの答弁にややつけ足して、私の分析も述べたいと思います。

まず、一人一人を大切に教育が唱えられるようになり、40人学級では多過ぎるという問題、少子化ということもあり、保護者の個々に合った多岐な要望が大変ふえてきたことがあります。保育園では連絡帳で毎日やりとりをしますが、学校ではなかなかそれができない状況にあります。電話での相談も長時間にわたる場合もあり、面談を希望してみえる方もあるやに聞いております。その電話や面談も、お仕事の都合で夜に多いようであります。これでは勤務時間は何時までとは言ってはおれません。

また、ゆとり教育からの脱却ということで、指導内容、授業時間がふえ、わからない子はそのままでいく、居残り指導する時間はもちろんないし、その環境にはなっていない。その上、正課の授業以外に、何々教育、何々指導なるものが100以上あると言われております。正直言って、正課の年間授業時数は正式には足りないのではないかと思う余地です。そして、新しく入ってくる〇〇教育については、教える側ももちろん勉強しなくてはなりません。それなのに、過去の何々教育、何々指導がなくなっていくわけではありません。積もり積もっ

ていくわけです。それどころか、何々教育、何々指導も、時に指導方法が変遷してまいります。給食指導がその最たるものだと思います。

今から20年以上前は、給食指導の中心は偏食指導でした。保護者からの依頼もありました。うちの子は、トマトでいきますと、トマトが食べられないから、何とか食べられるようにと。今は無理やり食べさせないのが当たり前になってきております。確かにアレルギーとかある子は別ですが、単なる好き嫌いの子も多くいます。それを見分けるのも容易ではありません。それに別の要望には、全体として残菜が余らないようにというの也有ります。先日も、ある学校の先生が、無理やり食べさせたと批判的にニュースになっておりました。偏食指導は家庭にお任せするのがいいんじゃないかと思うようになってまいりました。まさに社会情勢の変化による最たるものではないかと思ひます。

また、教師はよろず屋的な引き受けが多くあります。まさに日本的な学校です。子供のことに關しては全て学校が引き受けるみたいなことになっています。家庭内の問題、児童クラブでのトラブル、土・日など学校外でのトラブルも学校が引き受ける場合が多いようです。暗に社会全体もそのようになっているような気がします。しかし、これは私たち教員OBにも責任があります。子供のために、それが当たり前だと思ひてやってきたわけです。しかし、ジレンマもありました。中学校卒業をしたら全く関係しないわけです。なぜなら、もう次の担当の子が来るからです。卒業した後、どうなっているだろうかということは、いつも気にしておりました。そして、それが教育だと思ひておりました。今でも思ひております。

しかし、社会情勢が全く変わってきた今、教師の働き過ぎがクローズアップされてきました。そして、ことし8月29日に中央教育審議会特別部会から、教員の働き方改革についての対応案が示されました。その中で、教員の主な仕事は授業でなければならないとありました。市の見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教員の本来の業務は、教科指導と生徒指導であると思ひます。これを基本に、部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきか、また教員以外のスタッフ参画で教員の業務量を軽減できる業務、またほかにふさわしいスタッフがいる場合には必ずしも教員が担う必要のない業務、学校で教員以外のスタッフが担うべき業務、学校以外が担うべき業務等を精査し、教員の業務量軽減を図る必要が急務であると思ひています。

本市においても、特別支援等の支援員の配置、部活動の外部指導員の配置、校務支援ソフトによる事務簡略化支援等、業務軽減の実現に今後とも強力にバックアップしていく所存です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 人間は、忙し過ぎると失敗をする場合があります。いろいろな人もいます。優しい気持ちで対応できない人もいます。教員も同じであります。子供と向き合うときは、できるだけ平常心でおりたいと思います。

そして、1時間の授業には必ず準備の時間が要ります。10分の放課では準備はできません。子供たちにわかりやすい授業をするには、それなりの工夫が要ります。授業の準備は子供たちが帰った後、部活動があれば、どうしても夕方6時、7時からとなってしまいます。しかし、会議、出張、予定外のことが入ってこれば、もっと遅くからか、帰宅してからになります。実際には授業の準備の前に、採点、ノート点検、校務分掌による仕事など、優先事項が入ってまいります。その他、いじめ・けんか等の解決指導、保護者からの相談等は最優先事項となります。

このたびの中教審の提言には、無制限・無定量の勤務を是としないということがありました。このことについてはどのように捉えてみえるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 中教審の答申には、教員が授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、21世紀を生き抜く子供たちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠である。その際、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、無制限・無定量の勤務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があると提言してあるように、第一義に教員の心身の健康の観点から無制限・無定量の勤務はやめるべきだと提言されているものであり、本教育委員会の考えも全く同様であります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 教員の仕事は専門的分野でありますので、無制限に仕事はあります。そのために、一般の勤労者と違い、超過勤務手当がありません。かわりに、調整手当というのが1日についています。言いかえれば、自分から進んでやれば、幾らでも仕事はあるということです。かつては、遅くまで働いている職員がよいとされました。しかし、家庭の主婦でもある女性の教員は、どうしても家へ持ち帰ることになります。自分から進んで行う仕事はある意味では張りになりますが、現在はどうしてもやらなければならない仕事で超時間オーバーとなっております。自分で好きな仕事についたのだからしょうがないという考えもあると思いますが、それが子供に直接かぶっていくから問題なのです。

全国では、心の病で休んでいる教員が5,000人を超えているそうです。弥富市でも、その例外ではないと思います。教師が休むと、かわりの教師がおりません。教務主任や校務主任が臨時の学級担任になったりします。もちろん、長期ともなれば臨時講師を雇ったりするわ

けです。休職されている方ももちろん大変ですが、子供にとってこの上もない迷惑なことであります。

さて、教員が超多忙になった理由として、私は部活動を特に上げませんでしたが、この部活動は50年以上も前から行っていることであります。そういう意味で、新たな超多忙の理由にならないのではないかとということでもあります。しかし、指導時間の長さからいっても、教員の大きな負担になっていることは間違いのないところです。市教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、人格の健全育成に大いに資するものであり、これまで教育上大きな蓄積をなされてきたものであります。しかし、生活と成長の確保の観点からすると、行き過ぎた部活動は望ましくなく、適切な休養日等が維持されることは必要なことであると考えています。また、教員にとっても、放課後の部活動指導後にその他の業務を行わなければならないことが大きな負担となっていますので、負担の軽減を図ることが肝要かと思えます。

そこで、今年度、本市においては3つの中学校の基本共通事項として、土・日のいずれかと月曜日は休養日としました。また、夏休みの土・日は部活動を行わないとし、平日練習は半日以内としています。また、今ですね、11月・12月の日没が早い時期は朝練習のみとし、午後の部活動は行っていません。さらに、来年度は正規教員の部活動指導の負担軽減のため、国が制度化する外部指導員の複数配置を予定しています。来年度は、本市のみならず、海部地方全般に以上のような負担軽減が広がっていく方向です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この部活動の問題は何回となくメディアにも出てまいりますが、部活動を取り巻く情勢が大きく変わってきていると思います。弥富市の小学校では、バスケットボール部、サッカー部、学校によっては、なぎなた部、ブラスバンド部、それからバンド部があると思います。中学校では学校規模によってあるわけですが、小規模校では自分のやりたい部がないなどの問題もあります。

部活動を取り巻く情勢というのは、小学校でいえば、いろいろな習い物に行っている子が多く、遅くまでやれないとか、中学校ではゴルフ、フェンシング、アイススケートなど、学校にない運動をやっている子がいたり、サッカーなどは企業のクラブチーム、野球では硬式野球をやっている子が出てきたりして、さまざまな対応になっていることがあります。学校の部活が以前のような形では難しくなっていることは事実であると思います。

この部活動というのは、やったことのない種目の顧問をやらされると、批判的に論じられ

ることが多いわけですが、歴史も古く、中学校の部活動によって人生を決定づけられた方も見えると思います。部活動を語るには、余りにも深く幅の広いものがあると思います。もう少し研究をして、別の機会に問題にしていきたいと思っております。

さて、教員の勤務態様に戻ります。

労働者には労働基準法により休息・休憩があるわけですが、教員はなかなかとれません。昼休みは子供たちの給食指導ということになります。放課も職員室に来て一服というわけにはなかなかいきません。次の授業の準備をしたり、低学年であればいろいろと世話を焼くことが出てきて、トイレへも行っておれないという声を耳にします。

中教審の提言では、子供たちの登下校の見守りは教員の業務外と新聞に大きく見出しが出ておりましたが、このことについて教育委員会はどうにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） この御質問については、御提言のとおり、登下校の見守りは教員の業務外であるという見解です。各学校にはチーム学校としてさまざまな支援団体が組織されています。スクールガード、青パト隊、PTA、見守り隊、ひまわり隊等、地域の諸団体と連携して子供たちの登下校を見守っているのが現状です。ただし、手薄なところがあり、どうしても教員に頼らざるを得ない箇所もあり、そのようなときは勤務の割り振りをしている例もあります。今後、一層地域と連携し、教員に負担が来ないように学校マネジメントを高めていくよう、校長会等で情報交換しながら対策を図っていく方向です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小学校の登下校は、安全面から実に重要であると思います。市当局も、通学路を整備したり、ヘルメットを支給したりして万全の体制をとっているわけですが、通学団そのものの機能を果たす上で、児童数の減少などもあり、大変難しくなっております。通学団による登下校も随分歴史が古いわけですが、さまざまな問題が出てきております。これについても、いま一度研究して質問をしたいと思っております。

さて、教員の超多忙化と大いに関係があるわけですが、時々、学校が毎日遅くまで電気がついていてという苦情が入るそうですが、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の電気が遅くまでついていてということでございますが、昨年までは時々耳にすることがありました。どうしても遅くなってしまうことはあると思いますが、それが継続するということは問題かと思えます。来年度は、県教育委員会でも提示するように、遅くとも午後8時閉校を目指し、少しでも定時退校に近づけるよう、各学校に取り組むように指示をしていきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） これも社会情勢の変化といいますか、以前は学校は遅くまで毎日大変だなあという声をいただきましたが、今は批判的な声もあるやに聞いております。何時ぐら
いまでなら許容範囲でしょう。今ちょっと県の指示も出ていたということですが、お願いを
いたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 何時という線引きをするのは大変難しいのですが、今も申し上げ
ましたように、来年度は遅くとも午後8時を目指して取り組んでまいります。以上でござい
ます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 官公庁でも、市役所でも、繁忙期は深夜まで電気がついているという
こともあるでしょうけれども、毎日ともなると、そこで働いている方の健康やら御家庭のこ
とを心配してしまうわけです。学校のパソコンなどデータの持ち出しは難しいこともありま
すが、自宅でできる仕事は自宅でやったほうが良いと思います。現場で話し合っ、もう少
し早い消灯にしていくことが大切かと思います。

学校というところは、ボランティア精神旺盛というかサービス精神旺盛で、学校職員がい
ればいつでも、土曜日でも、日曜日でも、祝日でも、電話がかかれば出ていただけるという
ところなんです、そのあたりは一体どうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 電話対応につきましては、今後、留守番電話での対応に切りかえ
ていきたいと思っています。平日の勤務時間が過ぎた後の切りかえ、休日の切りかえ等、学
校現場やPTAを初め、保護者の意見等を交えながら留守番電話対応の実施を考えていき
たいと思っています。

先月、教育長セミナーが神戸で開催された際、大阪の吹田市から、今年度から5時15分
から留守電対応にしたが、前もってよく周知してあったこともあり、今のところ何の問題もな
いという報告がありました。本市も、いきなりは無理ですが、参考にしたいと思っております。
以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 大変ありがたい御答弁をいただきました。

私の経験では、夜8時以降は飲酒をされての電話であつたり、今から忘れ物をとりに行っ
ていいかなど、いろいろありました。土・日の電話では、部活動で出勤して、今から対外試
合に出かけようとするところへ、あるお店屋さんから、おたくの生徒が万引きをしたので引
き取りに来てほしいとかが、年に一、二回はありました。この補導時の対応も、中教審の提

言では教員の業務外とされております。このあたりはどうなのでしょう。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生徒が生徒指導等で店舗等に拘束された場合、保護者に連絡がとれず、学校に連絡が入り、教員が現場に駆けつけることがよくありましたが、今は個人情報のこともあり、生徒指導連絡協議会等でもお願いし、学校に依頼しないような方向になっています。また、警察での補導でも学校が呼び出されることはありません。実質、中教審の提言どおり、教員の業務外となっています。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 世の中変わってきておるんだなあということを思いますが、ありがたいことだと思います。

次に、他市町村で始まっている長期休業中における学校閉庁日の設置についてお聞きしたいと思います。

なかなか有給休暇がとれない中で、せめてお盆の前後あたりを学校閉庁日にしたらということであります。実際、日直の教員が交代で電話番やら植木・花の水やりを行うわけですが、訪問客はほとんどないと思います。あっさりと正月前後と同じように学校閉庁日にする予定は本市ではあるのでしょうか、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の閉庁日につきましては、県教育委員会の指導もあり、来年度、8月のお盆前後の3日から5日間ほど、海部地区そろえて閉校にする案が海部地区教育長会等で協議されています。このことは実現の可能性が高いと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実際、学校閉庁日といっても、4役の人は見回りに行くことになると思います。でも、実現されれば一定の進歩と考えます。

次に、学校徴収金の徴収事務についてであります。

これも中教審の提言ではありますが、学級担任にとってお金の扱いが大変重荷となっております。学校徴収金というのは、現在、給食費、学級費、積立金、PTA会費等があり、一応引き落としにはなっておりますが、引き落としができない場合、現金で徴収ということになります。それでも未納の場合は、督促という仕事もあります。これを教員の業務から外せないかというものでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校での徴収金についてでございますが、現在、金融機関からの引き落としのシステムにしていますので、基本的には教員が集金等で現金を扱うことはあり

ません。ただし、どうしても引き落としができない場合には、保護者に連絡して現金で徴収することはあります。金融機関との連絡事務は、学校事務員、教頭が行い、毎月の引き落とし日や徴収金額の連絡は学年通信等で、学年会計担当または担任が行っています。各家庭の支払い状況もさまざまで、対応もそれぞれ異なります。昔のように全てが現金で集金したときに比べると負担は軽くなっていますが、今のところ業務から全く外すことはできないのが現状です。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 簡単にはいかないということは重々わかります。それでも、教育の無償化ということで、将来全てがただになれば、これはまた話は別です。しかし、これもまた難しいことだと思います。

そこで、最後をお願いというか述べさせていただくことですが、教職員の加配ということが一番の解決策ではないかと思います。まずもって国に関することですが、6月の議会でも意見書を議会として提出したところでありますが、教員定数の改善を行っていただくこと、県におきましては35人学級が小1、小2、中1でとまっており、これを完全実施していただくと、さらに教務主任と校務主任の間に主幹教諭を置くこと、また生徒指導担当として指導教諭を配置することをお願いしたいと思っております。このあたりのことについて教育委員会はどのように把握してみえるのでしょうか、お答えをください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教員定数の改善、35人学級の完全実施は、県教委のみならず、都市・町村教育長会、校長会、教職員組合等、多くの団体が国に改善を要請していますが、実施には至っていないのが現状です。多忙化解消で一番効果を上げるのが前述の2つであることは全ての教員の思いであると考えています。粘り強く教育関係諸団体と連携して要求していく所存です。

御質問の主幹教諭、指導教諭について、これは平成20年学校教育法の改正で新たに新設されました。主幹教諭については、校長・教頭の補佐として海部地方で3名配属されています。2年ごとに海部地方事務協議会で協議し、多忙な中学校に配属されています。指導教諭は、若い教員が多いような学校で教育指導の改善や充実を指導・助言する教員のことです。23都道府県で配置されていますが、愛知県では配置されていません。新任指導の再任用教員や市町村で雇用した授業改善のための講師等で、その役目を果たしております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員、会議を始めましてから1時間経過しましたが。

○5番（永井利明君） もうあと3分か5分で。

○議長（武田正樹君） わかりました。そしたら、永井議員。

○5番（永井利明君） 最後にという言葉ですかね。最後に市長をお願いをいたします。

市独自の加配教員等であります。現在でも支援員、非常勤講師など、多くの加配をいただいておりますが、それに加えて、教員の再雇用等のことも鑑みて、トラブルへの対応教員、スクールロイヤー、このロイヤーというのは法律家のことだと思いますが、部活動支援員等の配置について御高配いただきますようお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

永井議員、教職員のOBという形の中で、いろんな角度から現在の教職員の勤務についての意義ある御質問を多々いただいたというように思っております。私といたしましても、行政と教育委員会のさまざまな協議の場という形でございます教育総合会議というのが発足されておるわけでございますけれども、教員、あるいは教職員の多忙についての課題については、ところどころ皆さんと協議をさせていただいているところでございます。しかし、永井議員、今もお話がいったように、熱血漢のある先生が非常に多いということが、そういった勤務時間の延長であるとか、あるいは中教審のいう教員の仕事外であるというような定めはあるわけでございますけれども、登下校の見守りであるとか、あるいは子供がどうしたというような状況で補導されたとかというようなときにおいても、先生みずからがその場に出かけていかれるというようなことが多いのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、教職員が多忙であるということになると、この仕事はやめる、この仕事はやめる、最近では、職員のほうからも少し聞いているんですけれども、小学校の部活動をどうするんだというようなところまで今議論がされてきたというようなことでございます。そこまで、あれもやめ、これもやめというような状況で消去法でいきますと、子供たちの生育というか学びの場において、子供たちの将来に対して大変心配をするところでございます。そうした形の中においては、先ほど議員が言われましたように、教職員の加配というか、いろんな形の専門員を補充しながら、子供たちの成長を見守っていかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、スクールロイヤー等のお話もいただいたわけでございますが、配置が可能ならば、それにこしたことはないわけでございますけれども、本市では今までもこうした形の中でのいじめ等の問題があるわけでございますが、これは市の顧問弁護士というような形の中で依頼をして、今までも大きな支えとしてお仕事をいただいているというような状況でございます。そういったことに対して、これからそういう顧問弁護士というような連携の中でスクールロイヤーについては考えていきたいと思っております。

部活動の指導員につきましては、先ほども少し話がありましたけれども、来年は6名の外部指導員というものを導入していきたいと思っております。そして、先生方の業務の軽減と、

負担の軽減ということも図りながら、そういう指導員の皆さんに部活動を少し助けていただきたいというようなことも考えるところでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな課題につきまして教育の総合会議という形の中でこれからも議論をしていきたい、課題解決に向けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 本当にありがとうございました。

子供のことを思えば、やめられないことばかりであります。通学団指導をやめて交通事故に遭ったといったら、大いに後悔するところであります。ただ、冒頭にも申し上げましたように、教育無償化も大切なことだけれども、適正な教育を行うため、また教員の長時間労働を少しでも減らすため、国や県、市におかれまして適正な教職員人員配置をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、11日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時21分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大

平成29年12月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 16番 | 大 原 功 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長                  | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 藤 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 | 福 祉 課 長                    | 山 下 正 巳 |

|             |             |                                                          |         |
|-------------|-------------|----------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長     | 大 木 弘 己     | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 村 瀬 修   |
| 商 工 観 光 課 長 | 大 河 内 博     | 土 木 課 長                                                  | 伊 藤 仁 史 |
| 下 水 道 課 長   | 小 笠 原 己 喜 雄 | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長            | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長     | 山 田 淳       |                                                          |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 石 田 裕 幸 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|-------------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と加藤克之議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

本日の質問者であります三宮議員、高橋議員及び朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付してありますのでよろしくお願いいたします。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の三宮でございます。

私は、海部南部水道企業団の過大な利益の一部を使って、十数年にわたって愛知県で一番高い家庭用水道料金として統計資料で公表され続けております状態を一日も早く解消すること、現在策定が進められております水道事業の新10カ年計画については、利用者でもあり主権者でもあります市民の声や各市村の声を反映すること、また会計制度が通常の自治体会計制度と違う方法をとっていることで、一般市民や行政にかかわっている人々にはわかりづらい仕組みがあることから、民間の企業会計の専門家の協力もお願いして、議会や市民にわかりやすい計画とされるため、弥富市長として積極的な役割を果たしていただくために質問をいたします。

まず初めに、過大な利益を加入者に還元することについて伺います。

私が久方ぶりに水道企業団にかかわらせていただきましたのは、平成20年の市議選の後でございました。入札制度などの改善で、愛知県で一番高い水道料金の引き下げをという皆さんの声に押されて活動してきましたが、まず驚いたのは、バブル崩壊の後、平成10年前後から当時の弥富町や現在の環境事務組合などは、当時の政府の方針ともなっておりました税収の後退もあり、バブルで膨らんだ公共事業単価を設計の見直しで10%、入札制度の改善で10%、合わせて20%以上引き下げ、合理的なものに改めるということが、水道企業団の場合は、国の方針になっている水道管の方針として改められました水道管の道路に埋める深さが、

これまでの1メートル以上から70センチメートル以上に改正されましたので、それには対応しておりましたが、多額の費用を伴う配水場の電気・機械設備の更新事業などは、予算はメーカーの希望価格、入札は予定価格の99%、水道管についても、年度によっては7件もが予定価格と落札額が同額という母体の当時の町村や、他の一部事務組合で行われている努力がほとんどされておりませんでした。

企業団の運営についても、既に愛西市と飛島村と弥富市の3自治体の共同の事業になっておりましたが、市長・村長とも企業長のときは、平成20年度の当時は、企業長のときは執行者となりますが、そうでないときは一議員と同じ扱いであり、国や他の市町のバブル以後の事態の打開の努力が10年おくれた状態で行っていました。

20年度に作成されました21年から30年度までの企業団の事業と財政計画でも、後半は赤字になる、いずれは値上げをと言わなければならないものでございました。入札制度の改善や事業費の見直しと、市・村長は、法の定めにありますように、ふさわしい役割と責任が果たせるようにということで、他の事務組合が平成10年ごろに既にやっておりましたが、企業長でないときは副企業長をして企業団運営に責任を持つことが確立され、21年度に服部市長が企業長に就任された後の佐屋配水場の電気・機械設備更新事業では、その前に行われていた、弥富市で、同報無線事業の実施なども参考にされたと思いますが、市場価格に沿った事業費の見直しが行われたことと、入札も競争入札ができるような工夫がされたと思いますが、20年度末に予定していた事業費のほぼ半額の3億数千万円で発注することができました。

水道管工事も、ほぼ予定価格から10%前後安い入札が行われるようになり、利用者からの当時水道料金の値下げを求める請願に対して、企業長も議会も同意をして値下げ問題の検討委員会が設けられ、協議が始まったときに、最大の利用者であります中部電力飛島火力が、発電所が施設の全面更新を行うため5年間水道の利用を中断するとの連絡が入り、値下げをしてもすぐに赤字になって値上げをするということでは困るから、様子を見ようという声が多数となって値上げは中止されました。

その一方で、この間の企業団運営の改善によりまして、中電の休止がないもとでも、この10年間で、通常、南部水道企業団が公表しております利益は10年間で1億5,000万円としておりましたが、28年度の決算と企業団が示している30年度までの見込みでは、企業団が従来純利益として公表しているものの額が、この10年間で7億円の純利益が予定されております。それも、中電からの料金収入がこの間、約2億円ほど減少し、また県と水道企業団や自治体との契約で、こうした大口の利用者が利用をやめても、翌々年度から3年間の間はそれを前提とした県との、実際にはほとんど使わないものでありますが、基本料金を下げることができないというペナルティー措置がありますが、これによって1億円ほど余分に南部水道企業団は皆さんの水道料金から負担をしております。

海部南部水道企業団としては、恐らく平成に入ってから以来、一番もともとの想定と違った大きい変化があったわけでありますから、大変な状態だったと思いますが、この間に、20年度末に36億円ありました長期借入金の起債を、当初の予定では新たに12億円の借入れをするということでありましたが、改善などによりまして借入金を4億円に縮小したとあわせまして、36億円の残額と4億円を足すと40億円になるわけでありますが、24億円余りを30年度までに返済することになり、30年度末は残額が15億円を幾らか超える程度となります。

そうした状況の中で、こうしたことができるのは、多額の利益が発生したからできるわけでありますので、そうした利益の一部を生かして水道料金を引き下げてほしいというような要望をしてまいりましたが、南部水道企業団が、さきの企業団3月議会終了後に示された当面の計画では、今後、大型事業が入り、借入れもしていくということを考えると、とても値下げできる状況ではないということが表明をされております。

しかし、この平成21年から30年度まででいうと、海部南部水道企業団としては一番苦勞した時期であります、その時期でも借入金の返済と利息は、今お配りした表の一番下から3段目の赤いところを見ていただくと借金の長期借入金として入れてありますが、返したのは24億円、そして利息は、営業関係収入の下にありますが、10億円返して、合計で34億円を使っております。その前の11年から20年につきましては、借金を返したのは、その欄の右下の18億円と、利息が19億円で37億円。最初の10年は、多額の借金をしたこともありまして、返済額は9億円でございましたが、利息は23億円で33億円も負担をしておりますが、今の状態で仮に今後40年までに10億円の新たに起債を起こしても、返す予定の借金は10億円であり、残高は平成30年度末に比べて10億円減り、支払い利息は大幅に借入金が減っておると利息が下がっておると合わせまして、40年度までの10億円に比べても大幅に下がって3億円程度となり、元金と合わせて18億円ですから、こういう状況のもとで南部水道企業団の運営というのは非常に幅が出てきておるわけであります。

したがって、仮に10億借入れたって、今よりもそういう面の負担は大幅に下がるわけですので、何でもこんなふうに、今言った年間7億円ぐらいの利益なのかということについては、市長の答弁の後でまた議論をさせていただきますが、現実にはこういうことができるのは過大な利益があるからできるわけですので、ぜひそういうことを十分考慮に入れて、きちんと現状に合った事業計画、財政計画を目指すことを通じて、私は一日も早く市民に還元、加入者に還元をする、こういう立場で問題の解決に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁を申し上げていきたいというふうに思っておりますけれども、御質問の

趣旨が非常に多岐にわたっておりますので、そういった形の中で、現在、私といたしましては、水道企業団の企業長、そして弥富の市長という形の立場ではございますけれども、ここには副企業長並びに企業団の事務局も存在しておりませんので、どこまで御答弁させていただくことができるのか、またその質問に対して、私はこの場において結論を出すことができないということを御理解いただきたいというふうに思っております。

まず、料金問題につきまして、今、三宮議員からるる御説明がございましたけれども、過去のいきさつにつきましては、そのとおりでございます。もう一度ここで私も現状の水道企業団の水道料金における位置づけというようなことについて、今まで正・副企業長等と確認していることを御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

企業団の料金問題につきましては、去る平成22年2月から平成23年3月、約1年余りをかけまして、水道料金等の検討委員会においてさまざまな観点から慎重審議をいただき、平成23年3月30日付で答申をいただいたところでございます。

その答申内容につきましては、平成25年度以降の一部大口需要者、これは中部電力の西名古屋火力発電所の施設更新に伴う給水収益の大幅な減少によりまして、財政の悪化が見込まれることなどを踏まえ、現行料金を一年でも長く継続することができるよう努力されたいと、その旨の御意見でございました。

その後、中電西名古屋火力発電所の施設更新が本年度で終了し、来年度は本格的な稼働に移ってまいります。そうした形の中で、企業長として、あるいは市長として、今後の中電の給水収益を十分注視していかなきゃならないという立場にございます。

また、三宮議員御指摘の水道料金の水準でございますが、これは御指摘のように愛知県下においては割高となっておりますけれども、これは議員も御承知のごとく、それにはそれなりの要因があるわけでございます。1つは、地域の安全性を最優先に考えていかなきゃならないということで、この地域では地盤沈下対策ということが過去から行われてきたわけでございます。いわゆる地下水をくみ上げて、それを水源にすることがなかなかできないという形の中で、現在では県水から水を買ひまして、県水100%の受水という形でございます。

2つ目の大きな問題は、企業団の給水区域が愛西市、そして弥富市、そして飛島村という形の中で非常に広域にわたっております。水道管の施設だけでも869キロ実はあるわけでございまして、そのような維持管理経費というものが莫大になってきておるわけでございます。

こうしたことで、企業団といたしましては、このライフラインの機能をしっかりと、その安全性を確保していかなきゃならない。あるいは災害に強い水道施設の構築のためにも、経営の健全化、あるいは安定化ということが不可欠でございます。なお一層の業務の効率と改善を加えて経費の削減に努めながら、現行料金を一年でも長く維持することができるように、継続することができるように、正・副企業長という形の中では、これは今、基本的な立場で



ございます。こういったことを確認しているところでございます。そのことにつきましては、議会のほうの正・副議長とも今後はしっかりと協議をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、三宮議員御指摘の、業績を好転させたのは、中電の休止による収益の低下などを乗り越えて、市民や議会での指摘や要請に企業団が、当局が、その答えを実現したものであると思うがという御質問でございますけれども、確かに平成26年の収支差益は、平成26年が572万の収益でございましたが、平成27年度は2億7,600万、そして平成28年度は2億8,300万、そして29年度の予測といたしましては2億8,000万ほどを予定しているわけでございます。このことにつきましては、平成26年のいわゆる企業会計の改正によるものでございまして、それは、具体的に申し上げますと、長期の前受け金の戻し入れ、これは現金性のないものでございます。例えば補助金であるとか、あるいは負担金であるとか、工事分担金等をいうわけでございますけれども、そういうものを含んでおるわけでございますので、このような利益の差益になっておるわけでございます。現金性を有する額といたしましては、平成27年度の決算におきましては4,900万円、そして28年は5,800万円、そして29年度予測は1,200万円の収支の差益でございます。このことにつきましても、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、冒頭に申し上げられました入札制度の改善につきましては、この10年間はしっかりと、企業長としても大変大きな課題という形の中においても、取り組んできたことでございます。その1つは、一般競争入札の範囲を拡大しておるということでございます。それから、指名競争入札における指名業者数の拡大、あるいは予定価格及び最低制限価格の事前公表、あるいは電子入札制度の施行という形について入札制度を改善してまいりました。こういったことが、ある意味では利益に貢献してきたことだろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、利益等におきましては、この次の段階で御質問もあろうかと思っておりますので、その都度御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） じゃあそこで一緒に議論をしたほうが早いので、私もそちらのほうに入っていきますが、海部南部水道企業団の利益をどう見るかということは、企業団当局や、少なくとも議員の皆さんと私との間では随分見解の相違がございます。市長も企業長としての立場で、私や他の議員の皆さんに共通の理解ができるよう、議会の中でも努力をしてほしいということをおっしゃっていただいておりますし、多分、議長もそうしていきたいという意向を持っておるので、それは今後進んでいくと思いますが、問題は、こういう公営企業の利益をどう見るかということで、私は企業団も、残念ですが、市長を含めてあれです

が、そんなに純利益はないという見方ですね。今、市長がおっしゃられたように、繰り延べ収益があつて、毎年2億数千万が繰り入れされてくるから形の上では大きいけれども、これはもう既に設備になっておつて、現金性がないから資本金に積み上げていくだけだと、こういうことをおっしゃるわけで、ない袖はやっぱり振れないんだと。

ところが、今お配りした図を見ていただくといいんですが、施設の更新ということでいきますと、一番下の21年から30年度のところで説明させていただきますが、これは市町村の財政と根本的に違うのは、公営企業、これは一般の民間企業も同じであります、この水道料金の中には10年間で215億円、水道料金以外の営業外収入も多少入っておりますが、その中で62億円、28.8%が実際の経費として帳面には載りますが、現金はそっくり残ると。したがって、これが設備更新に使われるということで、この62億円は、平成21年から30年度までの建設改良費と、それから借金を24億円返したうちの72.4%に当たるわけですね。これはだから利益じゃなくて、企業が事業をしていくときには当然設備の更新の費用の相当部分は回収できる仕組みになっており、そして多くはその差額については借入れを行つて、そしてそれは要するに減価償却費として戻ってくるもの、そしてそれは経費として法人税はかからない仕組みになっておるもので、それで補填ができていくという仕組みが1つであります。だから、この時点で建設改良費と借金の利息は料金で払いますが、元金についてはこちらで払うという仕組みになっておりますので、その72.4%は皆さんが納めた水道料金の中で賄われると。

さらに、その減価償却費の隣に、ちょっと読みにくいんですが、加入者と工事の分担金といて、これはアパートが1棟できれば1部屋について9万円だとか、当然民家もそういうことになりますが、最低でも加入者分担金という形で入ってきます。

そしてもう一つは、水道のないところへ工事を引っ張ったり、あるいは団地が新たにできたときなんかは、その公道部分は全部業者がつくつて、住民がお金を出して買って、企業団に寄贈されるというのが10億円分の、あるいは現金だったら施設として手に入ることにしております。公費負担が5億円あつたり、消費税の調整金、一般会計では還付金としておりますが、3億円ほどあつたり、したがって4億円借入れするだけで賄えたんですよ。

したがって、国が、今市長がおっしゃられた、長期前受け金を収入にして戻し入れをなささいと言っておるのは、これを利益とせずによつてきたことはまずかったから、そういう形で入れると。ところが、現実には毎年現金でたくさんの利益が、そういう収入が入ってくる、あるいは施設がふえたやつは、企業団の幹部職員に言わせると、それは施設がふえただけで、利益ではありませんと、現金はありませんという説明をされるんです。ところが、民間企業をやっておる人に聞いたら、みんな笑いますよね、そんなことやつておつたら。その施設があることで、減価償却費という形で要するに営業利益に伴う税金を払うことは免除されて、

しかもそれがきちんと内部留保で残っていったって、また新たに更新するために使える。だから、今市長がおっしゃられた施設の更新のための費用のかなりの部分は、水道料金の中から直接移行する仕組みになっているんですよ。だから、そのことが何か、どうも企業団の幹部自身がちゃんと理解をしていないことが間違っただけの理解を広めているというふうに考えざるを得ません。そういう利益があるからこそ、さっきも申し上げましたが、平成元年から10年の間には28億円借入れを新たに起こしましたが、元金を9億円返して23億円の支払い利息を払うことができた。

それから、11年から20年度につきましては14億円新たに借入れを起こしましたが、18億円返して、利息は19億円の支払いをして、あわせて元金の払いと利息で37億円も負担をして回ってくる。このときから後、どんどんまた施設が更新されていますので、増強されていますので、減価償却費は今より少ないんですが、それでも22.4%は、これだけ多額の、113億円の投資をし、建設改良費と、それから借金の返済でそれを負担したわけでありましたが、その43.4%の半分近くは水道料金の中から直接移行してくる仕組みになっておるんです。その上に今言った加入者分担金だとか、消費税の調整金だとか、公費だとかというのは、これを基本的に利益として今繰り入れるというんですが、発生年度に、民間の企業ではこれは税金を払う対象になりますので、全部発生年度に会計に入れて処理をしていくと。

今、海部南部水道は、従来の国の対応が、そういうものは資本剰余金で起こしておけばいいと、利益計算から外していいということを言われておったもので、全部棚上げして資本剰余金としてきたものを、平成26年度の改正によりまして、この平成11年から20年の最後に、26年ですから、21年から30年のところの右下のほうに書いてありますが、とうとう減価償却分が来ておるもので、実際に使わずに残してきたお金は、それ以前の平成20年度末には資本金は34億円だったんですが、85億円に、資本金のほうへ減価償却から来たものは送り込んで、そしてなおかつその前の資本剰余金94億円、これは20年までのところですね、あったものを、残ったもの、まだ減価償却中のものについては残して、繰り延べ収益ということで、これは内部留保なんです、51億円まだ内部留保があつて、この分を、さっき市長がおっしゃられたような形で毎年減価償却から来る分を繰り戻していくということなんですよ。

だけど、現実にはこれがあるから借金も返せるし、利息も払えるし、更新もできる。それから、もう一つの大きい財源は、減価償却費という企業会計の中で、市町村の会計の中には絶対ない仕組みがあることでできるわけで、今おっしゃったような大きい事業があるからできないというようなことは、今までこういう大きい事業をやってきたやつが全部賄ってきた最大の理由は、そういう仕組みがあるからなんです。

したがって、私の見解は一般の民間企業と同じで、とにかく、借金は別ですが、それ以外の右側にある加入者分担金から公費までの分は全部利益、これはもう国もこのたび認めて、

利益として計上するけれども、前からのいろんな積み上げがあるもんで長期繰入金でというんですが、このところをきちんと計画的な財政運営、事業運営にしていくというか、大原議員なんか時々議会の控室なんかでお話しされるんですが、必要なお金をちゃんと借り入れて使うということは企業にとってはもう本当に生命線だと、そしてまたそれを返していけるだけのそういう土台というのがちゃんとあって、だから、この今の右側のほうにあります21年から30年度まででいきますと、10億円の加入者分担金だとか、消費税の調整金だとか公費部分、ここを純利益にきちんと見て事業・財政計画を立てていくということは、なかなか海部南部水道企業団は今できない状態になっていると思いますが、その辺については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

平成26年度の企業会計の見直しの考え方の基本的な問題で、私どもと三宮議員の見解が大きく違うというふうに理解をするところでございます。

もう一度確認しますけれども、26年度の改正制度の見直しというのは、固定資産、償却資産の取得であるとか、建設改良に充てるために交付された補助金・負担金、あるいは交付を受けた金額を長期前受け金として負債の部の繰り延べ収益に計上した上で、減価償却に応じた順次収益化することになったということでございます。

そうした形のものにおいて、補助金だとか負担金は、その年度の収入として計上すべきであると、そしてまた純利益として計上すべきであるという民間企業のように会計処理した場合に、そういう純利益が計上される。だから、水道の料金等に反映することができるのではないかという御質問だと思いますけれども、前にもお話ししましたように、このことは水道議会でも確認をさせていただいておりますけれども、長期前受金の収益化、いわゆる戻し入れによって利益が増加しましたけれども、長期前受金の戻し入れは、現金性のない収益、次の段階において投資的な経費として使っていくということでございますので、この利益剰余分という形の中においては、海部南部水道企業団事業の設置等に関する条例が定めてあります。それは、第8条第4項に基づいて、長期前受金の相当額を自己資本金に組み入れることを記述して規制しておるわけでございます。これは毎年2億円ぐらいのことがありまして、現在では80億を超えるような状態になっておるわけでございますが、増加する傾向にはありませんけれども、よほどのことがないと、いわゆるこの資本金というのは取り崩すことができない、取り崩すべきではないというふうに安定した財源でございます。

そうしたことを仮にしようとするならば、条例の改正が必要になってくるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私もよその会計も見させていただきましたが、こんな形で、ここのやつは利益じゃないということで、がんじがらめにしているのは極めて珍しいです。隣の愛西市営水道は、海部南部水道企業団が国の補助金なんかもいただいて石綿管更新事業をやった時期ですね。非常に多額の費用がかかる時期ですが、その時期に、旧佐織町で後の継続費も合わせまして10億円ほどの出資金をしまして、だから借金も少ないですよ、非常に金利の高いときにやってきたとか、そういうことをやっておりますし、既に全国の、私が平成20年に質問したときに、もう3分の2以上の企業団が加入者分担金なんかは営業収益のほうに入れて水道料金を含めた調整に使うとかということをやっておるということの報告があつて、全国がそうなおるのなら、そういうふうにしたらどうだという話をしたら、いや愛知県ではまだ少数派ですから、よそに倣いますという答弁だったんですが。

問題は、市長が今おっしゃられたけど、実際にこの今入れたお金、要するに公的な補助金も、加入者分担金も、工事分担金もそうですが、既にその時点で設備になったり、あるいは借金を返すために使われているんですよ、全部。そのことによって、またその施設から減価償却費という施設の更新に充てる費用が発生する。民間の企業の場合は、それは税金の対象から外される。ただし、民間企業の場合は、今度はその償却資産に対しては償却資産税をまた1.4%払っているわけですね。海部南部水道企業団の場合は、28年度末の未償却財産は154億ありますので、多少誤差は出ますが、1.4%払うと2億円ですよ。民間の企業だと、そういう形で減価償却費として経費からは外されますが、施設を更新すれば、そういう負担がまた発生するというので、実際に、しかも市長がおっしゃられたように、単に棚上げになっておるんじゃないくて、現実には借金を返したり施設のために使っているわけですから、これを棚上げしておいて、これは現金性がないから資本金に積み上げる、それ以外に使いませんという措置というのは、私は企業団経営としても実態と結構かけ離れて説明にならないと思います。

一回、本当に企業団財政の会計がわかる人、例えばうちの片岡監査委員は、前の監査委員、私と一緒にやっておりました佐藤会計士に聞きましたら、企業会計については私よりも数倍も詳しいから、一遍、弥富市の監査委員さんにも聞いてもらったらどうだというふうに言っておるんですが、ちょっと今の企業団の理解、それから実際にやっておることというのは、現金がそうやって動いて、それが企業団の資本形成にもなり、それからそのことによって収入もまた補填されておりますので、国は前のやつを戻すにはそうするしかないと言っておりますが、実際には、私は、民間の企業がやっておるように、基本的に現年度会計にするか、そういうものという理解の上で事業計画を立てていくか、いずれかにしないと、今みたいなことでやっておると、結局、大変だ大変だと言っておるんですが、どんどんお金は余っていく。

そして、さっき言ったように、この30年間で実際に支払った支払い利息や返還したお金なんていうのは膨大なものですね。それがやっぱり発生時を中心にして考えて事業計画や財政計画を立てていくというやり方に改めたほうが、どれほど私は生産的かわからないと思いますが、その辺についてはどういう御見解でしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もうこれは何回も繰り返しになるわけでございますけれども、26年度の会計基準の見直しということにつきましては、当期の純利益が増加しました。確かに増加しました。そうした形の中で、その純利益から、先ほど言っております長期前受金の戻し入れ、いわゆる現金性のない収益、補助金であるとか負担金、そういうものの相当額を差し引いた総額は、私どもの、これは28年度の会計まででは29億1,200万というような金額になっておるわけございまして、そしてまた財政計画に基づく平成30年度の純利益を加えた額においても34億4,000万ほどという形になっておりますので、これは先ほども言いましたように、こういう財源をもとに、大規模な更新事業であるとか、経年管の解消であるとか、企業債の償還金、あるいは資本的支出の財源として使用しておるわけでございます。それが一つの流れ、資金のフローとして御理解をいただきたいというふうに思っております。

そのままその純利益が、そういった形の中で企業団にとどまるものならば、これはいろんな形の中で、その支出に対して、我々はその一つの方法として、水道料金の改正等についても当てはめていくことはできるだろうというふうには思いますけれども、さっきも言いましたように、次の投資的な支出に対して、それを循環させていくということにおいて、御理解をいただきたいというふうに思っております。

そういった意味では、現行料金を少しでも長く維持し、利益を計上することで、大規模更新、あるいはさまざまな水道企業の企業団運営の財源を確保していく必要があるだろうということが、現在の正・副企業長、あるいは企業団の幹部との確認をしているところでございます。このことにつきましては、正・副議長、あるいは議員の皆様にも年明けの状況において御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今はそうやって棚上げしたから、それを戻すということで、そういう措置がとられていて、私はこれが使えるという言い方はしていません。

問題は、最初から説明しているように、例えば平成元年から10年までの10年間ににつきましては、本当に何もなかったような状態のもとで庁舎を建設したわけでありますから、その前にも借りておりますが、今のお金の借り方は30年償還で、最初の5年間は利息だけ返すというやり方をとっておりますので、これ以前にもかなり借金をしておりますが、実際に借金を返したのは、この平成元年から10年は9億円でしたが、利息はそのかわり、そういうものも含め

て、あるいはこの年度に28億円を新たに借り入れたこともありますので、あるいは利息が高かったということもありまして、利息の支払いが23億円、そして元金の返済が9億円で32億円、11年から20年につきましては、借り入れが14億で返済が18億、利息が19億で、返済と利息を合わせると37億、それから21年から30年は、いろんなことによって借金を新たに借り入れることも減ったり、収益も上がったということもありましたから、1億5,000万しかもともとの当初の計画では利益が見込まれんと言っておったのが、中電のそういうことがあっても、大体7億円ぐらいの、水道企業団の見解でも、利息が見込めるという状況になってきたことと、もう一つは、24億円借金を返して、10億円の利息を返して、そういう分野で34億使って、結果として、さっき申し上げましたように、じゃあ次の10年間はどうかといったら、10億を仮に借りたとしても、年度末の残高は当初15億円あるものは10億円になると。利息の支払いは3億円程度で済むということを考えたら、この幅は今後の南部水道企業団の活動に利用できるわけですよ。だから、発生主義でやるというのが私は企業会計の大原則だと思いますし、現実には、使えないんじゃないくて、そうやって使われて生かされてきておるんですが、これを使えないこととして考えるか、実際には現実にはそうやって使っておるものというふうに考えるかの大きな違いでありまして、その差は、この21年から30年と、それから31年から40年では、仮に21年から30年の半分としても10億円と24億で34億ですから、17億ぐらいですか、そういう今までのいろんな努力によって含み益があるということを理解していただきたいということと、やっぱりこういう問題については本当に民間の企業会計の専門家の方にきちんと聞いて対応していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、いよいよ現在、新水道ビジョンというんですか、新しい新事業計画が策定中ですが、やっぱり私は今申し上げたようなことがきちんと企業団執行部や、市長や、多くの皆さんに理解された上で新計画がつくられるということが、非常に今後の企業団運営を左右する鍵になってくると思いますので、今、市長はもう値下げできるような余力はないというふうに繰り返されましたので、この1番の質問については行わずに、2番目の、民間企業会計の専門家も含めた現状分析を行い、行政や企業団、あるいはまた私たちは私たちが、企業団の議会の中でこういう問題についてどう考えるかという議論をさせていただきますが、そういうことを一度本当にこの計画を立てていく上でやっていただきたいし、同時に、今市長がおっしゃられたように、いろんな条件もあって高い水道料金になっておりますが、この中で現実には今言ったようなことができているわけですから、それがどういうことかということは、やっぱり私は一般市民の皆さんも含めてこの計画策定の中で意見が出せるような、あるいは公営企業の専門家、あるいは事業を行っている人たちの見解も聞けるような機会をぜひ持ちながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

平成16年に厚生労働省の公表した水道ビジョンに基づいて、企業団においても平成21年に新しい水道ビジョンというものを作成し、現在では32年度までの計画でこれを運用しておるところでございます。

企業団では平成28年度、29年度の2年間で新水道ビジョンを策定しており、28年度におきましては、水道施設の機能診断調査、あるいは水道使用者のアンケート調査などを実施したところでございます。

また、29年度以降につきましては、これらをもとに将来を見据えた新水道ビジョンを策定中でございます。新水道ビジョンは、企業団運営に必要な不可欠な将来計画でありますので、事業の実施に当たっては、しっかりと当局、そして関係市町村、あるいは議会に諮らせていただきまして、考えていきたいというふうに思っております。

議員のおっしゃる民間企業の会計の専門家を導入してはどうかということにつきましては、これは一度持ち帰り、また企業団として、正・副企業長として御相談申し上げていきたいというふうには思っておりますけれども、当面におきましては、企業団当局、あるいは関係市町村、あるいは住民、議会を含む共通の理解を促進ながらやっていかなきゃならない大変大きな問題でありますので、まずは企業団当局、そして正・副企業長、議会の共通の理解のもとに、これを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 幸いなことに弥富市の監査委員さんは、かなりそういう点では、佐藤会計士さんが、前の監査委員さんが、私らとは問題にならんぐらいそういうことには造詣のある人だからというお話を伺っておりますので、ぜひ一度市長も直接お話を聞いていただいて、今の現状について、この資産、相当の経費ですよ。だから、通常ですと民間企業だと税金を払わなきゃいかんから相当利益を上げなければやってけんことが、公営企業で住民の福祉に貢献するということで税金負担を免除されているわけでございますので、ただ、やっぱり相当の資金、それから市長もさっき申し上げられたように、愛知県で一番高いというふうに、もう十何年ずうっと続いておることでございますので、そこを解決していくという上でも、どういうことがうちのこの中でできるかというのは、やっぱり企業会計の専門の人に見ていただく、意見を聞くというのはいいことでございますので、私も聞くつもりですが、ぜひそういう努力をしていただく中で、この問題はやっぱりきちんと解明していただきたいということを強く要請して、次の質問に移ります。

今、配付させていただきました表で見ていただきましたように、この企業団の中で、平成元年から10年までの間は、その前に六、七億直前に借りておりますので、35億を超えるよう



なお金を借りて、庁舎や、それからそれに続く石綿管更新事業を10年間でやって、しかもそれは利息が一番高い段階。さらに水道料金が、地下水、地盤沈下対策のためにということでくみ上げを中止したことで、全県平均で県水道の受水料というのは三十何円ですが、その倍を超えるような負担を南部水道はしておることもまた、大体この料金関係収入、営業外費用もありますので、水道料金だけはありませんが、そうした全収入の35%を地盤沈下対策のために負担をするということは相当なやっぱりハンディであります。その中で、そうした借入れをわずか20年かそこらで全部返してしまうと。

そして将来的にいうと、今言ったように次の10年間に当たっては、ことしでいうとそういう負担が、30年度までの10年間でいうと、持続の支払いと元金の支払いで34億円、その前は37億円、その前は32億円というような負担がされてきておりますが、次は恐らく18億ぐらいになるはずなんですね。そうすると、その差というのは物すごく大きいですよ。そういうことからいうと、もともと40年、50年とわたって使う施設、短いものでもかなりの施設は10年から20年というようなスパンでやるわけでありますので、もっとやっぱり計画的に安定した、がさっと借りて、その間に全部払う、また将来の分まで払っていくというようなやり方じゃなくて、均等のとれた計画にさせていただくことについてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日、三宮議員から提出されました海部南部水道企業団の収支状況につきましの資料は、もちろん議員が私どもの企業団におきまして精査された内容であろうというふうに思っておりますけれども、私としても、この数字等につきましては、また企業団等で精査させていただきたい、確認をさせていただきたいということがあるわけでございますけれども、今、海部南部水道企業団では中期的な計画と財政計画として平成32年から38年までの財政計画を策定しております。

その主な事業としては、平成25年度から施行しております老朽管の塩化ビニール管の更新事業、これも継続中でございます。それで、平成31年度から立田配水場の配水池更新工事、あるいは立田大橋の水管橋更新工事、そして平成33年度からの佐屋配水場電気・機械設備更新というのがございます。これらの事業を施工するには、今事業費として約22億円を予定させていただいております。もちろん、企業債という形の中での借入れも財政計画に盛り込んで計画しておるわけでございます。また、その償還につきましても、長期的な返済、あるいは支出をもって多額な事業費を世代間で公平に負担をするということにさせていただいております。

また、この財政計画では、平成31年度までの企業債の借入れはありませんが、これは大口需要者、中部電力西名古屋火力発電所の設備更新に伴う企業団財政への影響、並びに資本

的収支に係る補填財源の状況等を踏まえまして、収支バランスを考慮した建設投資計画としていることによる一時的な措置でございます。これからも企業債を十分に活用し、世代間の公平性を確保した水道事業を行っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられたんですが、さっき申し上げましたように、仮に平成、私は10年ごとにこうやって区切ってきましたからあれですが、40年までに、今は28年までに8億円借り入れるという想定ですよ、今市長のお話だと、私たちがいただいた資料では。あと2年間でまた1億円ずつか、あるいはまとめてか知らんが、借り入れをしたとしても、実際の返済の額、それから利息の額は、さっき言ったように、この間の最大のときに比べたら半分以下ということで、本当に極端な差が出てきておりますし、現に今のやり方は、今までの分を返す、あるいは自分たちが使った分を返すということだけではなくて、将来の事業団運営に大きく貢献するような状況になっておりますので、やっぱり世代間のバランスを考えるということであると、ぜひ、これは私がつくった資料というふうにおっしゃいますが、そのとおりでございますので、一度企業団でもよく検討をしていただいて、そういう負担の公平は守れるようなものとしていただきたいと思います。

最後に地震防災対策であります、もともとこの水道事業につきましては、最大の問題は防災対策ですよ、地盤沈下対策。これは住民がつくり出したわけじゃなくて、実はこの西尾張地方の工業用水に地下水が使われたことが最大の原因だったんですが、あわせて水道もストップという状況になりました。

今、企業団はいろいろなところへ視察に行っておりますが、私はいろんな事情があって行けなかったこともあります、この間に行かれた神戸市にしても京都にしてもかなりの額を防災対策費ということで負担をしておりますし、総務省自身もそういう負担について、一般会計から負担をすることについては別にいかんというものではないというふうに言っております。もともと水道の地震防災対策は全部水道料金でやるというのは筋が通らなくて、防災対策そのものはこの地域の共通の課題でありますので、やっぱり一般財源からそういうものについては、どれだけ出すかはまたよく協議をするにしても、そういうものについては一定の負担をしていくということについては市長はどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

地震防災対策の過大な負担の一部は関係市町村のほうで負担をすべきであると、負担を行うべきであるというふうな御質問でございますけれども、私ども海部南部水道企業団が適用

を受けます地方公営企業法というのがあるわけですが、その中においてしっかりと明記されておるのは、いわゆる経費の性質上、企業会計で負担することが適当でない経費については、一般会計、あるいは企業団の構成団体で負担しており、それ以外の経費につきましては企業団の経営による収支をもって充てると、いわゆる独立採算の原則を規定しておるところでございます。

また、総務省は、一般会計が地方公営企業会計へ繰り出す際の基準として、上下水道に対しては9項目を示しており、この基準のうち、私どもに該当する項目といたしましては、1つは消火栓等に要する経費、2つ目は公園など公共施設の無償給水に要する経費、そして3つ目は児童手当に要する経費の一部、以上3項目については構成自治体から拠出なさいという形になっておりますので、御確認をいただきたいと思います。

以前の石綿管更新事業におきましては、これは国とか県から多額な負担金をお願いしまして、そうした形の中で、構成市町村といたしましては会計負担として6,000万ほどを拠出させていただきました。これが何年間か続いたわけですが、これは今の塩化ビニール管の更新事業等については防災対策事業という形の中でやっているわけですが、この基準に該当しないという形になっておりますので、私どもの自治体から繰り出すことができないという形でございます。そうした形の中において、御理解もいただきたいというふうに思っております。

もし仮に、あつてはなりませんけれども、激甚災害を指定されるような、そういう災害に遭遇した場合においては、これは国のほうから社会資本整備交付金というものが支給されるわけです。そうした形においては、多くを国、あるいは県が負担をしていただけるといような状況になっております。そうした形の中に頼らざるを得ないという部分もあります。

あるいはまた、私どもが内部留保しておりますいわゆる収益というものを充てざるを得ないというふうに考えておりますので、今のところ、いわゆる市町村のほうから負担をするということは考えておりません。よろしく願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） 時間がありませんので、最後に一言申し上げて質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、時間がありませんので、まとめてください。

○8番（三宮十五郎君） はい。質問は終わりますが、今、市長がおっしゃられた御答弁でいいますと、実は愛知県や全国と同規模団体と南部水道の料金の差のかなりの部分は、どれだけ市町村が負担をしていたかどうかというところにありますよね。だから、非常に困難なのに石綿管更新事業以外は基本的に負担をしないというやり方をしてきたことが、こういう状況になっておりますので、そういうことも御考慮いただくことと同時に、さっき申し上げましたように、相当この間の努力によって平成40年度までの10年間は財政活動に余力ができておるはずですので、その辺のことはやっぱり企業会計の専門家にもきちんと聞いていただい

て、議論の中でこの問題についても解明していただくことを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、11月1日、2日で総務建設経済委員会の視察に、岡山県瀬戸内市と兵庫県伊丹市に視察に伺いました。この場をかりまして、改めて今回の視察を受け入れていただきました両市の関係者に感謝を申し上げます。

私は、初日に伺った瀬戸内の行政と自主防災の取り組みについて学んだことを交えて、今回質問させていただきます。

質問の前に、瀬戸内市について少し紹介させていただきます。

瀬戸内市は、岡山県東南部に位置し、人口約3万8,000人、1万5,400世帯、面積は125.53平方キロメートル、瀬戸内海に面し、平成16年に牛窓・邑久・長船の3町が合併してできた市です。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回の視察候補になった理由の一つに、過去に当市と似た災害に遭われていること、今後想定される災害が類似していることから、積極的な防災対策をされている点、瀬戸内市西部には1級河川を含む3本の大きな河川があり、南部は瀬戸内海に面しているため、過去に台風により浸水被害と高潮被害に遭われております。それと、近年関心の高い南海トラフ地震の防災対策推進地域にも指定されております。

自主防災の組織率は、岡山県で74.2%、瀬戸内市で74.7%と、決して高くはなく推移されております。こうした状況の中、さきの東日本大震災をきっかけに自主防災組織のあり方について検討され、今までの自主防災組織率向上から、動く自主防災組織の育成に方針転換をされました。今までに当市の一般質問でたびたび質問されておりますが、再度確認の意味も含めて、最新の状況を伺います。

最初に、最新の当市の自主防災組織率・組織数を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

最新の自主防災会組織数と組織率との御質問でございますが、73団体中64団体結成、率は87.7%でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ただいま御答弁いただいたとおり、当市においては、市側、市民の協力のもと高い組織率に近年なっていることが数字からうかがえます。

なお、愛知県においても、自主防災組織活動カバー率ではございますが、90.4%と高い数字となっております。

次に、当市における自主防災組織の活動状況について伺います。

実際、各自主防災組織で訓練・装備品の購入による補助金を申請されていると思いますが、その申請状況と、防災ワークショップを開催された結果から、どれくらいの自主防災組織が本当に活動していると市側で把握されておりますでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

自主防災会の訓練につきましては、過去3年間でございますが、平成27年40団体、平成28年40団体、平成29年11月現在でございますが、36団体が行い、資機材購入では、平成27年24団体、平成28年27団体、平成29年11月現在でございますが、36団体が購入をされております。

防災ワークショップにつきましては、平成28年35団体、平成29年46団体参加されております。それぞれで活動されておるとは思いますが、毎年継続して活動されておられる団体につきましては、平均して6割から7割だと認識しております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市における防災活動のきっかけづくりについて、現状取り組まれていることを伺いたしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 防災活動のきっかけづくりでございます。

主なきっかけづくりといたしましては、3つほどございます。

1つ目といたしましては、名古屋大学減災連携研究センターや他市との連携により自主防災会全体会での講話としまして、平成28年におきましては、津波避難計画につきまして、名古屋大学、現東京大学ではございますが、廣井准教授、平成29年、東日本大震災前、発災後の自主防災活動につきましては、名取市閑上地区元自主防災会会長 阿部氏に行っていただきました。

2つ目といたしまして、出前講座や訓練による防災・減災の啓発として、団体のニーズに合わせて講話を行い、毎年の訓練では、コミュニティ防災訓練のほかに、海部地方総合防災

訓練で、自主防災会、消防団、女性の会、市内中学生などの参加、国土交通省の広域避難プロジェクトにおきましては、バスによる広域避難訓練に自主防災会の参加で行いました。機会があるたびに、自主防災会と連携しております。

3つ目といたしましては、計画的にテーマを決めて防災ワークショップを開催し、平成28年、津波避難計画につきまして、平成29年、避難所運営マニュアルの説明と災害時要配慮者について行っております。主なものとしましては、以上の3つほどでございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁いただきましたように、防災活動のきっかけづくり、瀬戸内市におかれましては、方向転換された際に課題が浮き彫りになったそうでございます。

1. 住民の関心はあるが、意識が低いこと、2. 組織の結成までしたが、活動している組織が少ないこと、これは自主防災組織の形骸化ということでございます。3. 実際に組織を動かすリーダーがいないこと、大きくこの3点だそうです。

そこで、地域防災推進事業を見直し、外部から自主防災組織育成を推進するために防災に関する市政戦略アドバイザー、山口大学の瀧本准教授を委嘱されました。瀧本准教授につきましては、今お手持ちの、皆様にお配りしました資料を御確認ください。

先ほど課長のほうから答弁がございました防災のきっかけづくり、当市も今の答弁のようにされておるということでございます。あと、瀬戸内市につきましては、実際にこのきっかけづくりにおきまして、防災講習会、災害図上訓練、防災まち歩き、避難マップづくり、地域被害想定など、アドバイザーの知識をかりて行うことにより、今までと違った視点から防災の活動のきっかけづくりができ、市民の意識向上につながったそうです。

防災のきっかけづくりで、実際当市でも取り組まれていることもあります、瀬戸内市を参考にするには当市にはあるのでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

瀬戸内市のホームページなどを拝見しましたが、瀬戸内市も自主防災組織に対する補助制度を中心に、各種ソフト事業により支援を行って育成を図っておられます。中でも地域防災研究会は、当市でも行っております自主防災会全体会や防災ワークショップに当たるといわれ、その中で、今後、当市でも地域の実情に沿うようなプログラムについては参考にしたいと考えます。

アドバイザーにつきましては、愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと情報の共有や研修等で連携をとり、アドバイスをいただいております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、平成26年から防災リーダー育成、地域人材育成型事業に取り

組まれています。地域で活動しているリーダーを発掘し、リーダー研修会を開催し、4年間で263名が受講し地元で活躍されているとのことです。

そこで、当市における防災リーダー研修会などは行われているか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 当市単独では行われておりませんが、海部地方防災リーダー養成講座を海部7市町村の持ち回りによって、年間1回、2日間によって行われております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、平成28年から地域防災の導入、訓練実働型を取り入れられております。市内で発生し得る災害、風水害・地震・津波に対応した訓練モデルを作成し、市内自主防災組織の訓練モデルとしていく事業です。規模として、自主防災組織単位、小学校区単位で行われております。実働、シナリオのない防災対応型実動訓練、例えば風水害等で災害が発生し、そのときどうするかをコンセプトにして防災対応訓練の計画実施を市民主導で行う。地区によって同じ市内でも想定が違うため、地区ごとに内容が違うことに意味があるとのことでございました。

当市でも、今後、自主防災組織の成熟を図るため取り入れてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

防災対応型実動訓練は、シナリオなしで実際に住んでいる市街地を訓練会場とすることが特徴でございます。この訓練は、実際の災害さながらに、予測できない事態に対応する能力を養うことができる点で、近所の人がともに助け合う共助の醸成に非常に有効な手段であると考えております。先進事例等を参考に、今後、調査・研究をしてまいります。

当市としましては、自助・共助・公助の醸成について、昨年度から取り組んでおりますコミュニティ単位の防災ワークショップがそれに当たるかと思えます。この防災ワークショップにおきましては、県内でも継続的に行っている市町村は少なく、計画的にテーマを決めて、直接自主防災会、自治会、民生・児童委員、消防団、保育所・学校関係者を中心とした市民の皆様との意見交換や、防災啓発の重要な機会と捉えており、地域特性を生かした防災教育に役立て、学区、地域での訓練などに役立ててまいりたいと考えております。

また、この手法は課題などが浮かびやすく、将来的には地域の自主防災会や自治会でも自主的に取り組んでいただき、防災に関することだけでなく、地域の強み、弱みなどを考え、地域運営に役立てていただければと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

瀬戸内市では、防災に関する市政アドバイザーを入れたことにより、専門的な考えを市民に伝えることができております。事業効果として、１．地域防災の底上げ、２．地域の核となる人材発掘・育成、３．自主防災組織の結成率向上、４．地域のつながり「近助」が上げられます。こうした効果から、自助・共助の意識が高まり、スローガンでもある「動く自主防災組織育成」が前進していると言っておみえになりました。中でも、先ほど４番目に上げました地域のつながり「近助」ですが、御近所と共助をかけて、近くに助けると書いて近助ということでございます。昔のようなつながりを感じられたのが印象的でした。

当市も、愛知大学と連携・協力に関する協定締結をされたことを踏まえての考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） ことし９月に締結しました愛知大学との協定は、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、大学における教育・研究及び地域社会の発展と、すぐれた人材の育成に寄与することを目的とするとしており、基本的にはまちづくりについての協定でございますので、現在の時点では愛知大学さんでの防災アドバイザーの導入はいたしません。

防災に関しましては、先ほども述べさせていただきましたが、愛知県や名古屋大学減災連携研究センターなどと連携をとり、アドバイザーの導入については今後の課題と考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 最後に、防災に関する市政アドバイザーを取り入れた瀬戸内市の取り組みについての総括と防災の今後について、服部市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁を申し上げていきたいと思いますが、その前に、今回の各議員の御質問の中には、それぞれの先進市町に視察研修にお出かけをいただき、そういった形の中でさまざまな角度から御質問をいただいたということで、私どもといたしましても、他市の具体的な事例ということをお伺いすることができまして、大変参考になっているところでございます。そうした形の中で、私どもとして、受け入れるところは受け入れて、しっかりと受け入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

御質問の市政戦略アドバイザーという形のことでございますけれども、今まで東日本大震災からこれで６年９カ月ほど経過するわけでございますけれども、あの中で学んだことは非常にたくさんあるわけですね。そうした形の中で、最初に御答弁させていただきました自主防災会の組織率ということにも、私は反映されてきているというふうに思っております。

そうした形の中で、私ども行政と、その自主防災会がいかに連携をしていくかということ



が非常に大事になってきているわけでございます。そうした形の中で、今、危機管理課を中心として、その職員が、いわゆる自主防災会の団体の皆様方に出前講座というような形で頻繁に行っていただいております。相当そういった形の中では、地域とそれぞれの課題の共有化ということに対して、努めさせていただいているということでございます。私としては、相当力をつけてきているという形で自負をさせていただいておりますので、今後、ますますこの自主防災会との連携を強化していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいということを思っております。

さて、瀬戸内市の取り組みについての学ぶ点は、大いに参考にさせていただくわけでございますけれども、今までもこの防災対策につきましては、私ども行政が中心になって展開してきたことも数多くございます。これはもう議員が各御承知のことと思います。あるいはまた、県と一体となって連携をして、防災訓練等も含めて、防災対策を行ってきておるわけでございます。それがハード面、あるいはソフト面という形の中でそれぞれを強化している段階でございます。

そうした形の中で、自主防災組織の中においても、先ほどもお話をしましたように、多くの団体の皆さんが自主的に防災訓練をしていただいていると、これが大きいだろうというふうに思っております。このことが私どもと地域との連携の中で、さらに力を醸成していきたいというふうに思っております。

来年3月には、昨年度、自主防災会、あるいは消防団、保育所・学校関係者、一部企業などを中心とした、市民の皆様と行いました津波避難計画ワークショップの成果品として、津波ハザードマップというものを全世帯に、地区別の津波避難計画という形の中でお配りをしていきたいというふうに思っております。これは、今までの中間的な集大成という形の中で御理解をいただきたいと思っておりますけれども、再度ハザードマップを全世帯に配付するというところでございます。

さらに、来年度の事業でございますけれども、先ほど所管のほうで申し上げましたように、この自主防災会全体会において、名古屋大学の減災連携研究センター、これは大変有名な福和教授、福和先生という方がお見えになるわけでございますから、できましたら福和先生にも私ども弥富市に来ていただいて、いろいろとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今後も、命を守る自助、そして共助についての普及啓発、そして私たち公助がやらなきゃならない仕事についてを、議会の皆さんと一緒に、市民の皆さんとともに進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 力強い御答弁、ありがとうございました。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、市民プールについてです。

この問題は、この後、朝日議員の質問される公共マネジメントに含まれると思いますが、ピンポイントでプールについて伺いたいと思います。

近年、市民プールを廃止する自治体が多くなってきております。老朽化に伴う修繕費がかさむこと、年間利用者の減少、スポーツジムなど民間が拡大したことが大きな要因とされております。海部・津島地区を見ましても、津島市、飛島村、そして弥富市の3自治体のみとなっております。津島市は屋外プールが夏季のみで、屋内プールが4シーズン、飛島村においては4シーズンの営業となっております。当市のように夏季のみの営業は、全国的にも少なくなっております。

最初に、市民プールが建設されたのはいつで、築何年になるのか、直近での稼働日数と利用者数も御一緒に御答弁願います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールにつきましては、昭和55年に建築され、築38年となります。また、今年度の市民プールの稼働日数ですが、54日で、利用された市民は延べ2,023人となります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、維持管理費は年間どれぐらいかかりますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プール管理運営事業の平成28年度決算ですが、520万4,000円となっております。また、水道代、電気代などが総合体育館に含まれておりますので、100万円ほどプールでの使用となることから、年間維持費としましては600万円を超えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 弥富中学校と、今年度より弥富北中学校も授業で市民プールを利用されております。今年度の両校合わせての利用日数と、弥富北中学校が今年度使用することになった理由を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 弥富北中学校、弥富中学校の両校を合わせての利用日数ですが、6月中旬から7月中旬まで16日間利用しました。

また、北中学校が今年度使用することになった理由ですが、弥富北中学校のプールは昭和54年に建築され、築39年となります。ろ過装置の故障により修繕が必要となったことが発端

ですが、全体的に老朽化していることもあり、全体修繕が必要となる状況です。また、プールの利用日数ですが、天候に左右されることもあり、7日から10日使用するかどうかという状況でもあります。そこで、弥富中学校が以前より市民プールで水泳授業を実施していました。修繕を見送り、弥富北中学校も市民プールでの水泳授業を実施することになりました。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） では、弥富北中学校のプールの修繕費は幾らかかるのか、来年以降どうされる予定なのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 弥富北中学校の修繕費用全体ですが、約2,000万円ほどかかります。修繕箇所は、ろ過装置、プール本体の床・側面、プールサイド、それから給水管、外壁等になります。

来年度以降はどうされる予定かという御質問ですが、当面は、今年度同様、市民プールの使用を継続していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状、市民プールは市民の一般利用と中学校2校が利用しております。しかし、市民プールも健全ではなく、屋根のドーム部分の劣化がひどく、ひび割れをしていて早急に修繕が必要とお聞きしておりますが、まず現状確認と修繕費用を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールの耐用年数としましては一般的に35年と言われ、弥富市の市民プールも耐用年数は過ぎております。

議員御指摘のドーム部分の劣化に関しましても、築38年であることから、劣化が著しい状況になっております。現状ではドームの部分の取りかえが必要で、概算ですが、約1億円程度の費用がかかると思います。また、ドーム部分を撤去し屋外のプールとする場合でも、約3,000万円ほどの経費が必要になると思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁にあったように、多額の費用をかけて修繕し、存続するのか伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 先ほど答弁申し上げたとおり、修繕工事をするにも多額の予算が必要となります。また、本体の耐用年数も過ぎておりますので、今後はこれまで以上に維持管理費がかかると推測されます。

市民プールの存続につきましては、現在、庁舎内で組織する行政改革推進本部会議のほうで存続の是非につきまして、利用状況、費用対効果、予算措置など、さまざまな観点から議

論しているところです。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 仮に存続しないのであれば、中学校2校のプールはどうされるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 仮に市民プールが存続しないことになりましたら、十四山中学校のプールを使用し、中学校3校において調整の上、水泳の授業を実施していくことになろうかと思えます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 十四山中学校のプールが建設されたのはいつで、築何年になるか伺いたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 十四山中学校のプールにつきましては、平成4年に建築され、築25年になります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 十四山中学校のプールも築年数からすると、近い将来改修が必要となってくると思えます。今の方針からすると、中学校3校ともプールが使用できなくなることが想定できます。

そこで、今後中学校の授業でのプールはどうするのかのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 市民プールを存続するかどうかの結果により、中学校のプールのあり方も考えていく必要があるかとは思いますが、当面は今年度同様の運用を継続してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市も昨年、健康都市宣言をしたことと、中学校のプール問題を含めて考えると、市民プールは存続で考えたほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 昨年、市制10周年記念式典の中で、健康づくりを意識し、健やかで心豊かに暮らせることのできるよう、弥富市健康都市宣言を行いました。プールを利用した健康維持や、体力増進なども一つの健康づくりと考えるところであります。

一方で、行財政改革も行わなければならないことと認識し、他の公共施設の維持管理に努めなければならないことも踏まえながら、市民プールを存続するかどうかの議論をしてまい

ります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 実際、全国的に見ても、新規・全面改修とも施設を整備する際に、民間を誘致し、賄う傾向にあります。当市も大手スポーツジム等を誘致し、４シーズン稼働のできる市民プールを賄ってはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 全国的には、大規模修繕や維持管理費に膨大な予算が必要となることから、市民プールを廃止する自治体がふえているのが現状です。このことから、存続する場合には、議員御提案の民間企業の誘致や、指定管理などを行っていただける企業がありましたら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございます。

新設、改修どちらにしても費用のかかることですが、最後に、服部市長の市民プールについてのお考えと総括をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁を申し上げます。

高橋議員は、改修しても存続すべきであるというような御意見かなあというふうに思っておるわけでございますけれども、私も同様に、市民プールは長年多くの市民に親しまれ、御利用いただいております。また、中学校のプールについての連携問題もございますので、現状は存続が望ましいことは言うまでもありません。

しかしながらということがつくわけでございますけれども、財政の状況であるとか、あるいは公共施設の抜本的な見直しという形の中で、今現在、弥富市公共施設等総合管理計画という形の中でさまざまな意見を、協議をしているところではございます。そうした形の中に、このプールの問題につきましても、当然議題として上げさせていただいておるところでございます。しかしながら、市民プールに関しましては、よく御利用していただく水泳協会、あるいは体育協会などの団体の御意見を踏まえながら、将来的にどうするかということをしつかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

また一方では、この近くでは飛島村さんが温水プールをやってみえるわけでございますけれども、私ども弥富の市民、住民の皆様にも御利用していただくというようなことに対して、どういう方法があるかということに対して、一度飛島村の皆様方とも御協議をさせていただきながら、そのような方向性も見出していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございました。

結びに、今回、総務建設経済委員会の視察を経ての一般質問、委員会報告を参考に、自主防災の活性化と公共施設マネジメントについて、当市も参考になる点が多分にあると思います。今後の計画にぜひ取り入れていただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほど午前中の最後に、高橋議員から総務建設経済委員会の視察、初日は11月1日に瀬戸内市、それから2日目に兵庫県の伊丹市へ行ってきました。私は、この2日目の伊丹市で学んできました公共施設マネジメントについて、この視察で学んだことをもとに弥富市でどう生かせるか、これをテーマに質問をしたいと思います。

伊丹市の簡単な概要と、公共施設マネジメントを含めた取り組みについて御紹介をさせていただきます。

お手元に添付資料を配っております。この資料をもとに御紹介させていただきますので、見ていただきながら聞いていただければと思います。

伊丹市は、面積が25.9キロ平米、弥富市はこの約半分、人口は19万6,883人、弥富市の約4倍でございます。財政は、27年度決算で、一般会計、特別会計、企業会計合わせて歳出合計が約1,400億円、弥富市の約9倍。財政調整基金は70億円ですが、今後200億円を目指していくと言われておりました。財政力指数は0.83、弥富市は0.98。将来負担率は14.3%、弥富市は45.6%ですね。市内がほぼ市街化区域で、人口密集している地域というところが特徴的な自治体であります。

ここからが本題でございますが、伊丹市は、平成23年から公共施設白書を作成されました。当時はほかに作成している自治体がほとんどなかったために、総務省の外郭団体と協議を重ね、取り組まれたそうでございます。その後、いろいろと課題が出てくるにつれて、その白書の改訂、施設カルテを作成してデータの精度を高められ、平成27年に個別の施設ごとの方

針である公共施設再配置基本計画の作成と、条例を制定する自治体は少ないようですが、公共施設マネジメント基本条例を制定されました。

公共施設白書は、全体とその内訳を把握することで取り組み方の方向性を探ります。全国的な他市との比較、財政に見合っているかどうかで削減の検討や現状把握、そして減価償却を含め行政コストの適正化を図るなど、計画へ向けてさまざまな議論を重ねておられました。さらに、大型施設更新に備えるため、公共施設等整備保全基本条例を制定し、年に一定額積み立てを行うこととしております。

次に、公共施設再配置基本計画については、7つの基本方針を定め、明文化し、大きな数値目標を立てます。基本方針は当然のことを書いてあると申しておられましたが、明文化することで議会での議論等、外に向けてのものをつくられております。もう一つの数値目標というのは、もっと高い数値を掲げたかったそうですが、議論の結果、必ず達成すべき目標といたしまして、平成42年までに10%削減するという数値目標を立てておられます。

施設の機能移転・統合・複合化については、施設の建設当時とのニーズが変化していることから、同じように建てかえるのではなく、現在のニーズに合わせて検討すべきとしております。例としては、学校において児童・生徒数が減少傾向にあるため、今後の未利用教室をほかの共同利用施設等を廃止し、学校に複合していくといったことを含め、地域コミュニティの機能の集約や世代間の交流にも期待しております。ここまでの基本的な考え方でありま

す。

次に、個別の施設ごとの具体的な考えを示す公共施設再配置計画、これは先ほど述べた10%削減を目標に考えなければいけないということでございます。施設の用途ごとに市民のニーズや事業環境が異なるため、なかなか厳しいところもございます。そこを加味しながら分類ごとに分けて施設単位で有効活用の方針を定め、その後、福祉施設、文化ホールの民間活用や集会所などの移転・複合化をニーズに応じてサービスの向上や税負担の軽減などの対応を含め、具体的に検討されました。

例として挙げておられますのが、伊丹市立野外活動センターという施設の検討がなされ、課題としては老朽化、稼働率の低迷、伊丹市民の利用が少ない、年間収支がマイナス6,000万円であることなどが挙げられました。これに対して、この再配置の方針といたしまして、事業の継続の必要性を精査、用途の廃止、民間譲渡、事業委託の検討をし、平成32年度までに短期で取り組む方針を打ち出した結果、平成29年に民間事業者へ資産を譲渡いたしまして、民間での事業運営をされるということになられたそうです。

そのほか、集会施設等は減らしていく、中央公民館はほかの公共施設へ移転、小・中学校においては災害時の重要な拠点として使用するため、なくさずに長寿命化を図る方針で取り組んでおられます。その上で、より有利な事業債を使用し、自治体の負担軽減を図ることや、

単純に複合化するのではなく新たな機能を付加することでサービスの向上を図ることも考慮すべきであるとのことでありました。この公共施設再配置基本計画は、客観的なデータに基づき伊丹市の行財政審議会や公共施設マネジメント専門部会にて検討し、随時議会で説明され、報告を行っておられます。

続いて、市民との情報共有の取り組みについて。

市民の関心・理解度は、個人的な理解度に対応する形でさまざまな媒体を使用することとしておられます。ホームページ、出前講座、シンポジウム、それから広報紙、パンフレット、漫画などを作成し、幅広い年代で対応しておられます。

出前講座は、「まずは」という部分を強調しながら総論を展開し、周知・理解を求めるために5年間で合計951名、40会場実施をされました。そこで余り詳しい話をするのではなく、わかりやすく、そして未来志向でお伝えすることが大切であるとのことです。そして、言いわけのように聞こえるような枕言葉を使うと反発を買ってしまうということで、なるべく使わないように配慮をいたします。そのように未来志向でお伝えしたとしても、市民からは「行政の責任だ」「高齢者に我慢をさせる気か」「知ったことではない」、若年層からは「夢がない、希望が持てない」、そういった冷ややかな意見も当然出てくるわけでございます。そのために、根拠のあるデータを用意していただいて、視覚的にわかりやすくすべきでございます。

そのほか、世代間交流や今までになかったプラスアルファの効果をお伝えすると、より理解度が高まります。例えば、先ほどの高橋議員の質問でもありましたプールの例でお伝えすると、北中と十四山中学校のプールは廃止し、市民プールを改修し存続させる。プラスアルファ、ジムのような機能をつけましょうといったようなイメージです。

組織体制においては、総合政策部のマネジメント課が、課長・主査・事務の合計3名、ここが主に担当いたしております。性質上、当然マネジメント課で全てをやるということではありません。各課で進めてもらうことについては各課でやっていただき、それをマネジメント課が調整役となり、基礎データを一元化して、足並みをそろえて連携・協力しております。最終的に行政側で方針を決定し、市民・議会に報告、または意見を伺って合意形成をされているそうでございます。

最後に、伊丹市の大きな特徴として、公共施設マネジメント基本条例というのを定めておられます。行政の体質上、担当者が数年でかわってしまいます。しかし、この公共施設の事業というのは長期的であるし、そして継続的な取り組みであるということを経験して、継続性の担保を理由に法的根拠をつくろうということになり、この条例で明文化されたことによって、人がかわっても継続的に事業を行うことができるという最大のメリットを生かして、この基本条例に基づいて業務を進めておられました。ぜひ弥富市でも取り上げていただきたい



なという部分でもあります。以上が視察報告も含めた紹介であります。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

私は、9月議会でも公共施設再配置計画について質問をいたしましたので重複は避けませんが、復習も兼ねて、前回の質問では、再配置計画の概要、それから31年度末ごろに公開で取り組むこと、それから来年度からは予算も人員もふやし、スピード感を持っていただけるといったようなこと、そして具体的に保育所はどうかだとか、ネーミングライツはどうかという質問をいたしました。

今回は伊丹市の行政視察の内容から、現状の公共施設の何%にするかという数値目標を伊丹市は立てておられますが、弥富市も人口減少社会に突入し、20年後、30年後を見据えてこういった数値目標を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

数値目標につきましては、平成28年3月に策定いたしました弥富市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の縮減目標を今後40年間で31.9%と試算しております。来年度以降策定いたしてまいります公共施設再配置計画におきましても、その縮減率は31.9%を目標数値として設定してまいりたいと考えております。

なお、この31%につきましては長期的な縮減目標でございまして、公共施設再配置計画を策定していく段階におきまして、短期的、中期的、縮減目標につきましてはこの限りではないと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 31.9%の縮小を目標にということですね。

できれば、さきにも述べさせてもらいましたが、行政の体質上、短期的な目標を立てられたほうが後回しになりにくいと思いますし、スピード感を持って対応できるんじゃないかなあと思いますが、そういった短期的な目標を立てられる計画というのはございますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 再配置計画に実際まだ取りかかっておらんのですけれども、その中で短期的というより中期的のほうがいいかなとは、私どもとしては思っておりますけれど。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 10年でも5年でも、少ない期間であれば、そういった計画に基づいて具体的な話を進めていかなくてもなりませんので、そういったスピード感を出すというところは一ついいところなのかなと思います。

次に、一番大事な質問かなと思うんですが、この事業は長期的、ずうっと公共施設をこれから人口規模にあったという内容で対応していかなくてもいけないという視点から、長期的

だという認識をしっかりとって、そして未来永劫対応が求められていくわけです。来年度から新しく予算を立てて増員もするというございでしたが、こういったことを機会に公共施設の専門部署を独立した組織で立ち上げるべきかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 専任部署につきましては、先般の炭竈議員にも御答弁いたしました。30年度につきましては、総務部秘書企画課の企画政策グループ、今現在担当しておるんですけれども、こちらのほうに1名増員して計画を策定してまいりたいと思います。

また、その先につきましては、計画の策定段階におきまして専任部署の設置等を考えて、公共施設のマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 将来的にはという話でありましたので、例えば新庁舎建設だったりだとか、そういった未来のわかりやすい視点も含めて、これから検討していただけるのがいいのかなあと思ったりします。

同じ観点から、人がかわっても継続的にというところではありますが、こうやって継続的に事業を行うことというのが本当に必要不可欠であります。さきも申し上げましたが、伊丹市は条例を定めておられます。弥富市でも基本方針を明文化し、条例を策定すべきかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 条例の制定につきましては、現在は考えておりませんが、来年度より策定してまいります公共施設再配置計画の中で、公共施設マネジメントについての基本理念、基本方針、計画の進め方、計画のPDCAサイクルに基づく進行管理及び公共施設の目標設定などを記載してまいります。

さらに、来年度より継続的に外部の有識者により構成されます公共施設マネジメント推進委員会を設置いたしまして、公共施設マネジメントについての市長からの諮問に応じて、調査・審議していただく予定となっております。

また、庁内におきましては、市長を本部長とする幹部で組織されます公共施設マネジメント推進本部を設置いたしまして、公共施設に関する基本方針、計画の策定及び公共施設の管理の最適化などに関することに取り組んでまいりたいと思います。

このようなことから、庁内各部署の連携を高めまして、全庁的な体制で取り組むことによりまして、本市におきましては公共施設のマネジメントの業務の継続性が担保されるものと判断いたしまして、条例の制定を行うことはなくとも長期的かつ継続的な公共施設のマネジメントの遂行ができるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 確かに、条例でなくてもということは当てはまるかなと思うんです。

ですが、一番大事なことは、人口が減っていく中で公共施設をどうあるべきかというのは、これからもずうっと長いことやっていかななくてはいけない。そのために先ほど言いました専門部署が必要であったりだとか、そのために長期的な担保を保つための再配置計画の中で入れていただけるということですが、そういった内容を私たち全員がしっかり共有して、長期的であるというか、もうこれからもずうっとそういうことを考えていかななくては行けませんということを、まずは認識を持つということが大切なかなあというふうに思います。

そういったことで、公共施設、これから見直しを図っていかれると思いますが、そういった組織の形態が固まり、方針を決めれば、あとは合意形成をつくっていくということになるわけですが、市民の合意形成というのがやはり一番大事で、そして大変なところであろうかなと思います。こういった合意形成を図っていくために、議会に望むことも含めて市長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

先回の高橋議員もそうございましたけれども、今度は伊丹市の視察という形でお出かけをいただき、大変御苦労さまでございました。

今、平成の大合併というような状況の中で、多くの自治体はさまざまな形で公共施設をどうしていくかということを、まさに御質問いただいている再配置計画等を含めて、そのマネジメントが問われておるわけでございます。

私たちも公共施設等の総合管理計画に基づいて、今いろんな形で庁内で協議をさせていただいております。そうした形の中において、もう既にこれから取り入れていこうとしているのが新庁舎でございます。御承知のように新庁舎は6層のフロアになるわけでございますが、3階に保健センターを導入していくということでございます。これはもう議員各位にも御案内をしているところでございます。今、市民ホールにあります保健センターは、いずれは老朽化し、そして再配置をしていくか、あるいはどうしていかなきゃならないかということがあるわけでございますけれども、そういった形の中で先取りをすることにおいて、外にあるさまざまな公共施設をこの新庁舎の建設とともに中に含めていくということでございます。そういうような状況の中で、6層という形の中に、規模的には少し大きくなりますけれども、これも先を見た考えであろうということに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして、これは市民の皆さんに、やはり地域との連携も含めて一番大切にしていかなきゃならない考え方でございますので、まずいろんな情報媒体を通じて市民の皆様へ啓発してい

きたいというふうに思っております。そして、そういった形の中で、来年度、平成30年度下期におきまして、このテーマに基づいて、いわゆる公共施設の再配置計画等を主題といたしまして、それぞれの地域で出前講座をしていきたいというふうに思います。そうした形の中で、市民の皆様に御理解をいただけるように、一つのこれからの課題としてやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、市民の皆さん、そして議会、あるいは行政が三位一体となってこのことを進めていかなきゃならないということでございますので、よろしくお願いいたします。

そうした形の中において、ことし8月にも実施した市民3,000人を対象とする第2次総合計画の策定における市民アンケート調査の中にも、公共施設の新設や財源確保に向けた新たな取り組みも必要になりますという形について御質問をアンケートをとりましたけれども、やはり一番多かった回答は、よく似た機能や余り利用されていない機能を再統合するということで、新設、維持・更新費用を削減すべきであるという形で、市民の皆さん自体が非常に大きな意識を既に持っていていただいているということでございます。この削減をするというようなことが72.7%として非常に高い結果でございました。

こういったことを我々は真摯に受けとめて、市民の皆さんとしっかりと話し合う必要があるということを感じております。そういった形の中で合意形成をつくっていくということを考えているところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 30年度は地域で出前講座を、そして市民からもそういったアンケート結果で72%を超えるような方がそういったことに理解を示されているというような内容でありました。

この30年度の地域の出前講座は、ぜひ我々も呼んでいただきまして、参加させていただければと思いますし、この市民アンケートの結果も、72%はやっぱり無駄を省けと、無駄を省いた結果、じゃあ何もしないのではなくて明るい話題を提供してほしいというような内容ではないのかなと私は思います。だから、一方では削減をお願いする、一方では未来をつくっていくような方針を訴える。そういったものを合わせてお話しいただければ、なお一層いいのかなというふうに思います。

それでは、次の2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、ペットの同行避難についてでございます。

昨年の12月議会で、堀岡議員から獣医師会との協力を求める殺処分ゼロの質問がございました。視点が多少異なりますが、重複しないようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

ペットの同行避難、災害時にペットを連れてどこどこへ避難いたしますというようなものでございますが、これまでの弥富市の取り組みを教えていただければと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

市の取り組み方についてではございますが、災害時に備えるペットの飼い方をホームページの「いざという時のために」というところにおいて、普及・啓発をしております。

内容につきましては、ふだんから飼い主さんがペットの予防接種なり健康管理をしていただきまして、避難しているときはケージに入れるなど、ほえたり暴れたりしないようにならすしつけなど、また災害時にはペットとはぐれてしまう場合もあるので、所有者の明示、避難場所の確認、避難所ではどうするのかといった内容などをお示しさせていただいております。また、ふだんからのしつけ相談や環境省のペットの災害時の救護対策ガイドラインもリンクしておりますので、ぜひ御利用いただければと思っております。

今年の防災ワークショップにおきまして、全体会の際に避難所運営についての講話を行っておりますけれども、避難所運営マニュアルの中にペットの同行避難についても少し触れさせておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私がこのペットの同行避難を今回の質問に取り上げるきっかけとなったのは、先日ちょっとセミナーに参加させていただきまして、大災害が起こったときに一時的に助かった避難者が、ペットを飼っている方の約8割が災害時一旦助かったにもかかわらず、自分のペットを探しに行かれて二次災害に遭われることがあるというようなことをお聞きしまして、これは一般市民の方々がまだ余り認識されていないような情報であるかなと思ったのが1点と、そうした方々、ペットを飼っている人に対して、弥富市がもっと積極的にそういったものに取り組んでいただければなあという思いで、弥富市在住の獣医師さんからそういった御紹介をいただきまして、その内容をもとに勉強いたしました。

その中で、愛知県のレベルですが、愛知県と県の獣医師会さんとで災害時の協定が結んであるということでございますが、これはどのような協定であるかお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 災害時におけます動物救護活動に関する協定で、愛知県と公益社団法人愛知県獣医師会が平成29年2月に締結したものでございます。

内容といたしましては、飼い主への啓発、被災動物の保護、救護施設の運営、救護施設への動物の受け入れ、負傷動物の治療など11項目の支援について定めたものでございます。内容は11項目それぞれあるんですけれども、先ほど言った飼い主の啓発から避難所から動物救護への動物の受け入れ、それとか動物に関する相談の実施、行政が行う規制区域内で残され

た動物への餌の活動の支援など、いろいろ多岐にわたることでございますけれども、11項目内容が決められております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そういった県との協定が結ばれておられるわけでありますが、実質その市町村単位で県の協定に基づいて何か取り組んでいるというのは、実は余り少ないのではないかと。私も無知識ではありましたが、この弥富市の避難所の運営に対して、ペットの同行避難というのが現状ではできるのかできないのか、それをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

基本的に、市内に開設されました全ての避難所において、受け入れることは前提としております。ただし、避難されている方同士のお互いさまという譲り合いの協力がぜひとも必要だと考えております。場合によっては、避難所の人数、施設の設備や構造などによりまして、別の場所に移動しなければならないことも考えられます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そこで、実際に災害が起きたときにどうするのかというところで、発災直後に避難所運営委員会が開かれることとされておりますね。これは、まずどのようなものなのか。そして、今後市民に対してこれをどういうふうに周知されていくのか、どのようなアプローチがあるのか、そういったことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

発災時の各避難所の運営には、避難されている方たちの、先ほども申し上げましたが、お互いさまの精神で、自助、共助、公助が連携いたしまして、協力して運営していかなければなりません。市職員だけでなく、自治会、自主防災会、各種行政委員、施設管理者、御近所、ボランティアなどで協力して、避難所のルールやその運営などの役割を決定していく必要がございます。その避難所を円滑に運営していくのが、避難所運営委員会のあり方だと考えております。

市といたしましては、ことしの6月に開催しました自主防災会全大会の際に、避難所運営マニュアルを全自主防災会に配付し、10月に開催しました防災ワークショップにおきまして、その概要について御説明いたしました。

発災後に設置する組織でございますので、現在、避難所運営委員会という組織はございませんが、今後、市全域を区分けしながら、それぞれの避難所での地域の皆様みずから自発的に避難所運営委員会を立ち上げていただきますよう、今後、自主防災会全体会や防災ワークショップなどで必要性を啓発いたしまして、避難所開設訓練及び運営訓練をコミュニティ防

災訓練などで行ってまいりたいと考えております。

なお、避難所運営マニュアルについては、全ての避難所に設置してございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そうした避難所運営委員会というのは、発災後に開かれるものでありますが、こういったペットだとか、その他国から届いた物資をどうするかだとか、そういうことも含めてあらかじめそういった検討委員会というのを開いて協議をしていくと。区分けしてつくられていくということでありますね。

避難所のこういった運営をする、実際検討する場が開かれた場合におきまして、ペットがいられる環境かどうか、そういうのをどう判断するか。ペットの専門家である獣医師の先生方の意見を取り入れるべきだと考えます。その際、弥富市と弥富市在住の獣医師の先生方とが、災害に対してあらかじめ協議をしていただいて、連携を深めていただければ、獣医師の先生方も避難所の運営に対してアドバイスがしやすくなると同時に、市側からの獣医師の先生方への要望というのも聞いていただく機会になるかと思います。発災時の役割として、本当に人がたくさん必要になってくる、そういったマンパワーの拡大として手を広げていただくきっかけづくりにもなろうかと思えます。ぜひこのような市と獣医師の先生方との連携・協力を深めていただける、行っていただけるようお願いいたしますが、市長の見解を教えてください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

ペットの防災対策につきましては、議員の言われるとおり市といたしましても進めていかなきゃならない大切な課題であろうというふうに思っております。それは、御承知のようにペットが家族同様にそれぞれの御家庭で飼われているということになりますと、家族と一緒にだという形でございます。そういうようなことの中において、いろいろと防災対策の一環として考えなきゃならないだろうと思っています。

しかし、市内には犬の頭数だけで約2,500頭を超えております。そしてまた、これに猫等の他の動物を加えれば、避難所の施設の構造においては、避難所が全てを受け入れることが困難であろうというふうに思っておるわけでございます。したがって、まずはそれぞれのペットを飼っていただいている御家庭に対して、普及啓発に力を入れていくことが優先であろうというふうに思っております。

どのような具体的な普及啓発をしていくかということにつきましては、まずは市民の皆様にはペットに対する理解を深めていただくというふうに思っております。そして2つ目には、飼い主の皆様にも責任を持っていただくことなどを継続して、例えば狂犬病の予防注射であるとか、その際、動物病院、あるいはペットショップなどにいろいろと連携して注意事項を

お伺いしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

先ほど、発災後の避難所運営委員会という形の中で話がございましたように、これはペットも加えて、我々は避難所運営について考えていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、今はほとんどしておりませんけれども、今年度の末ないし新年度になりましたら、市側と獣医師と協議の場を持ちたいというふうに思っております。そうした形の中で、ペットに対する救護所、あるいはその他もろもろの獣医師、あるいは動物病院等の施設も含めまして、御協力をいただけるところについては御協力をいただくというようなことを含めて、行政と獣医師の協議の場を設けながら、ペットの防災対策ということについて検討を加えられればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

そういった獣医師の先生方との協議の場を持ていただけるということで、獣医師の先生方でもこの発災時にどうしたらいいのか、ほかの地域で、例えば東日本大震災のときでも、この間の熊本地震のときでも、そういった全国から獣医師会のつながりでお手伝いに行っていただくような先生方がたくさんお見えになるということでございますので、ぜひそうしたことをもっとやりやすくするために、そうした協議の場で弥富市のためにも生かしていただくようお願いするものでございます。

そういった協議の場におかれまして、避難所運営の、ここは受け入れが可能だと、ここはちょっと難しいぞというのを住民とのコンセンサスをとって、実際は協議していければ、ここはだめなんだと市民の方も思っていたかような場所を選定されればいいのかと思いますし、実際は、今2,500頭犬がおられるとおっしゃいましたが、全部が全部避難所で受け入れるという考えは、私も無理ではないかと。要するに、自宅で、例えば高所避難が可能だという地域においては当然自宅で、わざわざ避難所に連れていくのではなくといったような、そういった選定をするべきかなあというふうには思うわけであります。

さらには、実際、私が思いつきで、ここの避難場所はこういった受け入れ方法があるのではないかという素人意見を申し上げましたところ、そういうやり方をすると実際犬同士がけんかしてしまったりするよだとかいう意見をいただいたりとか、素人の思いつきでは実際はちょっと困るようなことが起こるわけでありまして。だから、そういった専門家の人の意見があれば、実際避難所を運営することにおいて、非常にメリットがあるようなことだろうと思います。

それから、弥富市獣医師会というのは、今のところ正式に弥富市のほうに申請はないということではありますが、実態としては弥富市獣医師会というのはございまして、この災害対策を通じて獣医師の先生方が正式に弥富市に申請をされて、そこで弥富市と弥富市獣医師会と



の災害協定というのが最終的に結んでいただければ、なお一層いいのかなというふうに思います。そういったことから連携を深めていただいて、このペット避難について、弥富市がさらにペットを飼っている方に対して前向きな議論が進んでいければと思いますので、そのことを強く要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

師走の季節に入りまして、もうことしも22日となつてまいりました。それぞれ年の歳月は早いものか遅いものかは、それぞれ心持ちを持っていただいて、きょういろいろなお話もする中でございますけど、大切な日を迎えて、日々それぞれが寒気の冷たさの状況の中で過ごす状況でございますけど、改めて私は、子ども・子育て支援という政策の中で、弥富市、新聞で本当に小さな日記というお言葉の日記を十四山西部小学校4年生の方が、ここ1カ月間ずっと掲載されております。そういう意味で、その中での野外活動のお話と、そしてまた子供の思いと、そして自分の考えと、そしてまた、次のことの考え、非常に子供さん自身がそれぞれそういう小さな日記ですけど、常に拝見をきのうまでしておりました。きのうも載っていたわけでございますけど、そういう意味で1カ月以上こうやって弥富市が掲載されるということは、非常に喜ばしいことだと感ずる次第でございます。その中でも、また私らはしっかりと取り組みをしていかないといけない、そういう思いで、きょう2つの方、質問させていただきます。

また、年末年始に入ります状況の中で、県、また市を挙げて年末の交通安全の状況が入つてまいりまして、また12月5日では、市長初め、交通安全指導員の会長さん初め、交通の巡回をしていただいて、本当にねぎらいの言葉もかけていただいて、非常にいろんな方から私もお声を聞いて、また横断歩道等でも立っている状況でございますけど、そういう皆々様方の育みで、まちの安全が努められているかなあと感ずる次第でございます。

その中でも一番は、皆さんにとられまして、また私らにとりまして、今、私らの弥富市の住む中でも衣食住の生活をする上で、そして今やもう毎日車社会の生活が当たり前ということになってまいりました。この車社会の中で、我々はともに上手に過ごさないといけないわけでございます。そういう意味で、我ら弥富市も住みやすい環境、住まいで県内でも7位というわけでございます。さらに一生懸命まちづくりをするわけでございます。

さて、その中で交通安全を考えての御質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

平素からは、青パトの皆さん方、また交通安全の指導員の方、スクールガードの皆様方と、本当に厚く、そしてまた地域くまなく安全対策をしていただいています。この場をおかりし

て御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。そこで、市内におかれましてそれぞれの地域状況があるわけでございますけど、再度確認をしながら地域の安全・安心を努めていただきたく、質問させていただきます。

現在、市内におかれまして交通事故数、それぞれ本来はあってはならんことでございますけど、現状ではお幾つぐらい数はあるんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

平成29年の1月から10月末までの数でございますけれども、蟹江署に確認いたしましたところ人身事故が200件、物損事故が1,187件ございました。この数字は多いんですけども、前年比率といたしましては、やや減少しておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 管内におかれまして、前年より少なくなっている。非常に喜ばしいことだと思います。

やはりそれぞれが自己啓発をするさなかで取り組んでいただいていると思いますが、しながら、そういうこともある方もおられますけど、その中で一番重要な事故等はございましたでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 重大な事故として死亡事故でございますけれども、残念ながら4月に1件ございました。以後はございません。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 1件だけというわけでございますけど、それをまたゼロにするというおのおのの対策をしていかないといけないかなあと感ずる次第でございます。これは確認をしながら、そしてまた自分も気をつけると、そういう市民の皆さんがふえていくということが、さぞ大事じゃないかなあと思います。

その中で多くの事故もあるわけでございますけど、こうむる場合、そしてまた怠った場合、そしてまた対応策、どのような取り組みをしておられますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

ハード的な面では、死亡事故発生現場には、交通死亡事故現場等の看板等の設置、また道路管理者としての通行車両に対しての注意喚起を促すカラー舗装の路面標示などを行っております。

また、蟹江署におきましては、交通安全講話の際に死亡事故の例を挙げまして、注意喚起を行っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 本当にそういうことを常にしていくということが大事なかなと思います。年間、それぞれ交通安全大会も海部南部も行っているわけですので、その都度、再度認識をする、そういう活動、取り組み、大事だと思います。

また、交通安全におかれましては、本当に小学校の通学路や、またそれぞれさまざまな地域におかれましてもあるわけですが、わかる範囲内の中で子供の事故等、数件ございましたでしょうか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

弥富市内での子供、15歳以下でございますけれども、関連した事故は、蟹江警察署でこちらも確認いたしましたところ5件発生しておりまして、けがの程度は全て軽症となっております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 5件、多い、少ない、それぞれ考え方はあるわけですが、ただ子供の状況でございますので、親心を考えますと非常に気をつけなければならない。その中でもきちっと対応策をしていくというわけでございます。

また、今後、当然のごとくでございますけど、それぞれ交通安全対策の中で取り組んでいく、そしてまた姿勢、そして考え方、最後に御質問しますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 交通事故防止の取り組みについて申し上げます。

市としての交通事故防止対策といたしましては、先ほど議員のおっしゃられるように青パト隊には基本的に防犯活動に御協力いただいておりますが、毎日地域をパトロールしていただいております。交通安全といたしましては、関係機関とともに協力し、例えば蟹江警察署や交通指導員の方々と毎月ゼロの日に横断歩道等での交通安全の指導、街頭監視活動及び広報車による広報活動を行い、市職員においても毎月10日に重点箇所におきまして街頭指導を行っております。

また、各季ごとの交通安全運動期間の県内一斉大監視の日には、弥富市交通安全推進協議会を初め、交通指導員、市役所職員など関係機関の皆様との監視活動を行っております。ほかには、人の集まる商業施設などで交通安全啓発活動、また国道1号線の沿道でのサイン板によります啓発キャンペーンなど注意喚起を行っております。

学校関係におきましては、スクールガードによりまして、通学時間帯に子供の安全のため、付き添いながら見守り活動を行っていただいております。そのほかにも、各地域において方

法は異なりますが、持ち回りで通学路交差点での街頭指導を行っていただいております。

今後各機関と協力しながら、交通事故ゼロのまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 万全なる状態で対策しておる状況だと感じた次第でございます。当然、そのようなことをさらにしていかなければなりませんし、その中で、またもう一つでも二つでも、よき取り組みができることを考えなければならないと、そういう状況にもなってくるかなと思います。そういう意味で、本当にいろんなことがあるところに看板を立てていただいたり、また対応策、カラー舗装と、そういう点で多くの内容の中で取り組むわけでございます。

改めて、庁舎をつくっていく上で、本当にいろいろな子供さんも学校の授業で交通安全の勉強しております。そういう意味で、事故や事故からの暮らしを守ることをというような題材で学校のほうも御指導いただいております。子供に向けても啓発をしていただいている先生方、本当に素晴らしいことだなあと感ずる次第でございます。

特にまた今後、新庁舎建設に向けて行っていくわけでございます。桜小の生徒を初め市民の皆さん、そしてまた数多くの行き交う車、行き交う人とあるわけでございます。大変増してくる状況の中でございますので、どうぞ見通しが悪くなったり、そしてまた悪くならないようにと、そういう庁舎付近の安全対策も今後しっかりと取り組む方向の道筋を出していただいて、市民に周知、確認、お話、そういうこともしっかりと取り組んでいただきたいなあとと思いますので、切にこのことはよろしく願いたいなあとと思います。

このようなお話をさせていただいて、交通安全対策の1つ目の質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

2つ目でございますけど、弥富市におかれましても市制10周年が過ぎ去りまして、はや市制もそれぞれ進んでまいりました。平成29年で基本方針の3点目である「もっと豊かで活力あるまちづくり」をもとにして進んでいく中で、文化、自然など魅力を発信する取り組みに力を注いで向かっていると思う次第でございます。

さて、無形文化財伝承団体育成事業においても、各地区多くの方々が携わり、そしてまた継承、伝統、郷土芸能保存のために活動していただいております。青少年や青少年も有志の皆さんも育成をし、郷土愛を幅広く感じながら、認知しながら過ごしている努力、非常に一生懸命な姿は、感心させられる状況でございます。

そこで、まず当市におかれまして各種団体育成の方々との協議、取り組み、どのような形で行っておられますか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 文化や芸術、伝統芸能は、人々の心の豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活性化し、生きる喜びをもたらすものであり、生活に欠かせない重要な要素の一つと考えます。

市内各地域では、古くから伝わる獅子舞や神楽太鼓などの伝承者の育成が、少子・高齢化等による後継者不足で大きな課題となっておりますが、本市では伝統文化を継承する保存会の育成支援のため、弥富市文化財保存会と年数回の協議の場を設け、無形文化財の伝承活動への支援に取り組んでいるところです。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、そういう形をとっていただいているのはありがたいと思う次第でございます。

また、各種団体の啓発活動、そして促進方法、また提案等のお聞きをする状況の中で、その導きをどのように向かってこれまで進んでおられますか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 無形文化財伝承活動に関しましては、従来より歴史民俗資料館が中心となり各種団体への情報提供や援助、協力、助言などを行っております。

そういうことによりまして、例えば佐古木地区などは衰退していった保存会が地域の青年たちの努力で復活し、慰問活動をされるまで発展したり、大藤学区保存会では森津地区が中心となり、芸能の衰退した近隣からも参加者を募り、雅楽などの継承に取り組まれ、チャリティーコンサートを開催されるなど、こうした活動を成功事例として発表する機会をふやして、他の地域の取り組みの参考にしていただければと考えております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 本当にそうですね。市の文化財団体、本当に先ほど部長に言ってもらいましたが、佐古木魂という、本当に衰退する中でこれまでつくっていただいて、こうやってやっていただいているわけでございます。本当に佐古木の地域の皆さん方は、全部回覧で見ておられるというわけでございます。たくさん部数、前々からいただいたんですけど、お知らせをさせていただいて、佐古木魂というわけでございます。その他、神戸でもお神楽、又八文化財保存会、また下之割、中之割も獅子舞等、多くのことを行っただき、また先ほど部長の話で森津、本当に一生懸命文化財、もう一つは桴場の手踊り保存会もと、非常にかかわるものは全て皆さん方が心持ちを持って御協力をして一生懸命励んで、その姿を感じる次第でございます。

そこで、いろいろな各種団体があるわけでございますけど、そして一生懸命やっておられますので本当に少しでもございますけど、さらに一步、さらに一声と上げて補助金増額等望みたいなあと考える次第でございますけど、どうか御答弁お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 文化芸能関係の補助金につきましては、まず市から無形文化財伝承活動奨励補助金としまして、日ごろの伝承活動に対し、1地区5万円の補助をしております。また、行事への参加補助として、芸能大会以外の市主催事業に参加される場合は3万円を報償費として支給しております。

さらに、山車等整備事業補助金として、太鼓等備品の修理費補助に1地区上限8万円を補助しています。修理費が高額になる場合には、ほかに県の補助制度がありますので有効に活用していただいております。ほかにも、保存会からは市の芸能大会参加団体に参加補助としまして3万円と、他市町村から各種団体からの派遣依頼があれば3万円の補助をしております。

今後は、芸能大会以外の市主催事業に積極的に参加していただける団体に対しては、活動状況や参加人数などを考慮いたしまして、補助額を増額する方向で検討してまいります。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 現状の中でしっかりとお話をさせていただいてありがとうございます。

そして最後の言葉、積極的に、そしてまた増額願える状況のお話もいただきました。また、励みになる市民だと思ふ次第でございます。

そしてまた、そういうことをしていただくことによって、さらなる充実、郷土愛促進へ未来に向けて、新伝統・文化課新設等考えてみてはどうでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 文化財に関する事務は、現在、歴史民俗資料館で行っております。

本市では、平成20年度に組織改革としてグループ制を導入しましたときに文化財グループとして設置いたしました。これは、職員みずからの役割を認識し、職員一人一人が迅速に行動できる能力を身につけることが求められたためであります。

また、平成23年度には社会教育課を生涯学習課として改名し、生涯にわたる幅広い学習分野に関することを担ってまいりました。このことから、現在は文化課の新設は考えておりませんが、今後、文化財指定や維持管理、伝承活動の拡大等により現在の体制で対応できない場合には、改革してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） そうですね。新しい課をつくるということは本当に大変でございますし、しかしながら、いろんな部署をセッティングする中でも、本当に部長の言うとおりの専門的な方もしっかりとおられて、そしてまた職員の対応と、そしてまた市民の対応、そういうことをしていただける専門職という部署も今後考えていけないかなあと思います。そこで市長にもそのお話をするわけでございますが、そういう考え方はお持ちでしょう

か。また、よき取り計らいの取り組みをしていただけるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員にお答え申し上げます。

文化の伝承、保存というのは、私たち弥富の市民、住民にとって大変重要なことであろうというふうに思っております。古きを知って新しきを知るというようなこともございます。そうした形の中で弥富市の文化に触れていただくことにおいて、子供たちもそういったことに触れていただければ、またその伝統のよきことを学ぶことができるだろうというふうに思っております。

いろんな機会で、ある意味では小学生、あるいは中学生の生徒においても文化芸能大会であるとか、そういったことにもこれからは参加していただく、見学していただくということも市としては考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、各地域でそれぞれの保存会があるわけでございますけれども、本当にたくさんの練習日とかいうことも含めて、よくやっていたいっているわけでございますけれども、これは独自にこういった形で市のさまざまなイベントや事業に参加するということになれば、先ほど所管のほうで申し上げましたように、やはり補助金の増額ということについても考えていかなきゃならないというふうに思っております。これは、私が1つ、2つの団体に対してお話を聞いた段階においては、やはり3万円の経費ではなかなかできないというようなことも伺っておりますので、そういうこともこれから視野に入れていかなければならないというふうに思っております。

しかし、今の課の新設につきましては、十分今の体制でできるのではないかなあというふうに思っておりますので、総合的に議員各位も含めて市民の皆さんが文化財の保存ということに対して、さらに一層御尽力いただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 市長の言うとおりでと思いますね。僕もこの伝統文化、そしてまた子供を育む上で大事な部分でございます。それが自分のまちのふるさと、郷土愛がますます盛んになると。そしてまた、お祭り等があれば、自分のまちに帰ってくる。そしてまた、そのまちを見ると。そしてまた、参加をすると。そしてまた、多くの方が取り入れる状況をつくっていただける地域の輪、本当にこれがこれから行く先々、大事な部分だと感じます。

これがやっぱり私らが市として掲げておられます「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流」、その交流の中でも、これからは1つ、2つと新しい交流をしていかなければならないかなあと感じる次第でございます。それには一番は、こういう文化、伝統、芸術、そういうのは一番文化交流したり、そしてまた神楽の交流をしたり、先ほど言

うとおりに子供や学生との交流と。そしてまた、発表するそういう交流機会も非常に大事なのかなあと思う次第でございます。それが元気の源になり、それに向けてそれぞれが行うわけでございます。

これはまた、弥富市の憲章を見てもらおうと、本当に常にいろいろな大きな場では市民憲章を読むわけでございますが、その中で「力を合わせて文化の香り高い平和な郷土をつくりましょう」とあります。やはりその思いを考えてみて、私ら市民と皆さんと、そしてまたそれぞれが育む上で大事な健康で楽しく喜んでうれしく住む、幸せになるような形をつくっていく、このまちづくりが大事じゃなかろうかと思う次第でございます。

どうぞ部長、またそういう心持ちをしていただいて、そしてまた市長ともどもそういう新たな方向性を導いていただきまして、切にお願いを申し上げて本日の質問、終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。それでは、最後ですので気持ちよく終わりたいなと。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「高齢社会の災害対策を急げ！」と題し、主に配慮が必要な方々の対策について、以下数項目にわたり質問をさせていただきます。

近年、自然災害が頻発をする中、その被害も大きくなっています。その拡大の要因としては、地球規模の環境変化、都市化及び高齢化の進展が上げられております。日本は人口高齢化の一途にあり、今後、総人口は減少するものの高齢化率は上昇する傾向が続きます。2035年には、高齢化率は33.4%に達し、3人に1人が65歳以上という超高齢社会になると予想されており、高齢化社会における災害対策のあり方が喫緊の課題となっています。35年には私もこの中に、3人に1人のうちの1人になっているということですね。

これまでの自然災害におきましても、60代以上の犠牲者が大半を占めております。阪神・淡路大震災では建物倒壊による被災、東日本大震災では津波による被災、また海外でもアメリカ東海岸を襲ったハリケーン・サンディでは高潮による被災であり、被災原因は異なりますが、高齢者の被災割合は高く、高齢者避難の重要性が再確認をされております。加齢に伴う動作速度や体力の低下への配慮、高齢者のみによる共助体制など、高齢者の避難について



多くの問題が山積をしております。

さらに、降雨が短時間に集中するという環境変化がもたらす安全避難に必要な時間、リードタイムの減少についても考慮が必要です。高齢者を含めた減災対策として、住民と行政機関のそれぞれが持っている地域情報、水害経験、浸水シミュレーションの結果等、災害情報の共有化が必要であり、いつ、誰が、どこで、何をするかという個々のタイムラインの確立が不可欠であります。

いつの時代も自然災害においては、自助に基づいた早期避難こそ防災の要となります。そして、早期避難のためには、過去の災害の経験からだけで判断をするのではなく、過去とは比較にならない想定外となることも前提としなければなりません。

ここで考えなければならないのは、介護を必要とする高齢者の方々のことであります。介護を必要としない高齢者の避難よりも、ずっと避難のために時間がかかることは明白です。そうすると、早期退避の早期というのは、どれほどの早期であれば十分なのかという疑問が出てまいります。実質的には、要介護者の早期避難を実行するのは、現場の介護職に当たられている方々であります。では、現場の介護職の方々が早期避難の訓練を受けているかというと、かなり色むらがあります。介護事業者によっては、しっかりとした訓練ができているところもあれば、そのような余裕のない介護事業者も多いからであります。

また、台風のように、その発生から到達までにそれなりに避難の時間がある場合は、まだ何とかなるかもしれません。しかし、地震から津波のように、発生から避難までの時間が命取りになるような災害の場合は、かなり難しい問題が出てまいります。

気をつけなければならないのは、正常化への偏見、正常性のバイアスという心の働きであります。正常性バイアスとは、自分に都合の悪いことは無視をしたり、過小評価をするという傾向のことを言います。簡単に言えば、私たちは正しい根拠がなくても、自分だけは大丈夫、自分が生き残っていることが前提と考えてしまうことが多いのであります。この正常性バイアスは、新しいことにチャレンジをする場合には有効に働きます。石橋をたたいても壊してしまうような態度では、何もなし遂げることはできません。しかし、事自然災害における早期避難につきましては、危険な方向に働く可能性が高くなります。まずは災害に際して、テレビやラジオ、ネットなどできる限り正しく素早い情報を得ることが大事です、そうした情報を得た上で、正常性バイアスに注意をして危機レベルを判断し、少しでも不安があれば避難のための行動を起こすことが大切です。

これを徹底していくと、避難の空振りもふえると思います。しかし、空振りをしているということは、むしろ正しい避難ができている証拠でもあります。本当に危機的な状況になったときにも避難に成功するのは、こうした空振りを多く経験してきた人だと思います。

そして、今回は、要配慮者、災害弱者対策に絞った弥富市の取り組みについて伺ってまい

りますが、本年も梅雨以降、集中豪雨や台風が頻繁に発生をいたしました。特に台風21号、22号による大雨で、市内各所で冠水をするなど、例年になく緊張の度合いも増しております。

まだ記憶に新しいのは、今年の8月、異例の進路をたどり、同月30日夜に東北の太平洋岸に直接上陸をした台風10号の影響で記録的な大雨となり、北海道や東北では、広い範囲で浸水被害が相次ぎ、深い傷跡を残しました。多くの市町村で避難指示や避難勧告が出され、少なくとも岩手県で11人の死者が確認され、特に認知症の高齢者を受け入れる岩手県岩泉町のグループホーム「楽ん楽ん」の入所者9人が死亡した悲惨な事故は、急激に状況の変わる大雨災害で、自力避難が困難な災害弱者の高齢者をどう守るかという重い課題を突きつけております。

岩泉町の施設では、火災時の備えはあっても水害時の避難計画がなく、避難訓練も行っていなかったといえます。このため、昨年、厚労省は全国調査の中で、災害時の指揮系統や関係機関との連携体制、避難場所などが計画に盛り込まれているか点検をするよう自治体に求めました。

高齢者施設には要配慮者が多いだけに、災害時の対応にはさまざまな問題があります。寝たきりの入所者を1人避難させるだけでも、全員避難には相当な時間と労苦が必要です。また、認知症の高齢者は知らない場所に行くとパニックになることがあるとして、避難の決断が難しいとの専門家の指摘もございます。だからこそ、ふだんの備えが重要です。施設職員だけで避難をさせるのが難しければ、自治体や地域住民との協力体制をあらかじめ築いておくことが欠かせません。避難訓練につきましても、全国の施設で確実に行わなければなりません。

本来、異常気象は30年に1回しか起こらない現象のことを言います。しかし、過去に例のない極端な気象が頻発をする中で、それは異常とはいき切れず、起こり得る災害との前提で対策を検討しておくべきではないでしょうか。例えば、避難のタイミングもその一つです。政府は、避難勧告などを早目に発令するよう自治体に通知をしています。最近では、天候の変化や河川の増水などが急激に起こり、甚大な被害を招いています。施設側には自治体の判断を待つだけでなく、独自に避難を決断する覚悟が求められております。

近年は、猛暑や豪雨、暴風といった極端気象と地球温暖化の関係を指摘する研究報告が相次いでおります。気温が上がり大気中の水蒸気量がふえるにつれて、極端気象は起きやすくなるとされるからであります。温暖化は今後も続くと思われています。極端気象を想定外にしてはなりません。また、同時に高齢化は私たちの身近で確実に進んでおります。高齢化の中での災害対策も待ったなしの課題です。

ことし6月から改正水防法と改正土砂災害防止法により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地をし、市町村の地域防災計画に定められている要配慮者利用施設に対し、避難計

画の策定と訓練の実施が義務づけられました。以上のことから、以下ばんぱんと伺ってまいります。

まず、高齢者の方々が利用される施設におきまして、その立地環境を踏まえた実効性のある避難計画などについて、市の現状と認識について伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

施設の立地環境を踏まえた実効性のある避難計画でございますが、平成29年6月の水防法等の一部を改正する法律のうち、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化についてですが、「洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする」でございます。

このことについて、市といたしまして10月の6日に国土交通省と危機管理課、介護高齢課、福祉課、児童課、土木課において情報提供を受けまして、要配慮者の避難などの打ち合わせを行っております。一方、県においては、10月25日に開催された愛知縣市町村防災担当課長会議におきまして、今後の対応について厚生労働省民生主観部局の助言をもとに、愛知県としても福祉部局、防災部局などと連携をした協議会を発足させ、今後、市町村に対してセミナーを行っていくということでした。

市といたしましては、まず国・県の動向を注視しつつ、情報を収集してまいりたいと考えております。議員の御指摘どおり、高齢者施設では要配慮者の早期避難を担う役割は、現場の介護職員が中心になると考えられますので、今回の法改正を契機に、各施設が実効性のある避難計画を策定するよう、義務化された避難確保計画の作成と避難訓練実施について支援してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） しっかり支援をしていただいて、またその中で施設側からいろんな課題が出てまいりと思いますので、それに対してもまたどうすればその課題が解決されていくのか、そういった意味での相談、また地域との連携につなげていただければと思います。

先ほども申し上げましたとおり、避難、また退避にかかる時間は、その方々の状況に配慮をしなければなりません。行政からの発令のタイミング、避難準備情報、避難勧告、避難指示などその周知について、市の考え、また対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

風水害に関しましては、内閣府の避難勧告などのガイドライン、市地域防災計画、各機関と連携した市のタイムラインがございますので、それに基づき、避難準備、高齢者等避難開

始、避難勧告、避難指示と順に発令してまいります。

その中で、避難準備情報が平成28年12月に災害対策基本法の一部改正により、避難準備・高齢者等避難開始となりました。要配慮者の方には、この発令から避難指示までの間をリードタイムと考えております。発令の周知の方法としましては、議員のおっしゃるように、情報のツールとして、同報防災行政無線、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター、安全防災メールなどさまざまな情報発信を行います。施設自体も自主的にみずからが1つの伝達情報に頼らず、多様な情報収集をしていただけますよう事前啓発などをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これは発令を出される市長、かなり勇気が要ることなんですけれども、各施設はしっかり先ほど言った避難準備情報なんかに機敏に反応ができるように実効性のある避難計画、だからこそつくっておかなければならない、そのように思います。

次の質問に移ります。

岩手県岩泉町のグループホームの事例から全国調査を実施し、厚労省は福祉施設などの避難計画の策定、避難訓練等の実施を求めています。弥富市の現状について伺います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

厚労省が求める福祉施設などの避難計画と避難訓練についてという御質問でございますけれども、今、堀岡議員がおっしゃいましたとおり、昨年8月台風10号に伴う災害の発生によりまして、岩手県岩泉町の高齢者グループホームで多数の利用者が亡くなったという、そうした被害状況を踏まえ、厚労省では平成29年1月31日付で、介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について、各自治体へ通知されたところでございます。

その中で、市が事業所指定を行います認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症グループホームにつきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、第82条の2において、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと規定されております。

現在、弥富市内にはグループホームが5施設ありまして、いずれも地震等の防災計画については策定済みでございますけれども、今回法改正に伴う水害時の避難計画については残念ながら未策定でございます。また、避難訓練につきましても、火災を想定した訓練については各施設とも年に2回実施されておりますが、地震、津波、風水害を想定した訓練は今のところ実施されておきませんので、今後、各施設への実地指導や運営協議会等の場で助言させ

ていただきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これも先ほどの避難計画の策定と同じく、各グループホームさんのほうで避難しなきゃならない施設もあれば、平家なんかは絶対避難しないかんのですけど、そういう状況に応じて事業所内だけでできるものであればいいですけども、そうでない場合が多々にあると思うんですね。そういった課題が、また事業所から具体的に出てくれば、どうか行政のほうで各地域の方々との橋渡しをしていただいて、これもかたくやっちゃうと続かないので、レクリエーションみたいな感じで、地域の簡単なお祭りとかまではいきませんが、そういった形でやられると、まず施設側の方と地域の方とのコミュニケーションもとれるんじゃないかなあとと思います。

施設におられる方が地域の方であれば別に問題はないですけども、名古屋市からとか他地域から来られている方ですとなかなか連携もとりにくいと思いますので、そういったコミュニケーションをとられると、まず実効性のある計画になるんじゃないかなあとと思います。そういった取り組みの事例がございますので、次に御紹介をしたいと思います。

国のモデル事業により、避難計画をつくった岩手県久慈市のグループホーム「ひだまり」の取り組みを御紹介いたします。

ひだまりの管理者、村田美幸さんは、行政側と確認をしながらつくらないと、役立つ避難計画にはならないと痛感をしたと語られております。ひだまりは、平家建てで入所者が9人、中小河川の久慈川に隣接し、氾濫時には1.2メートル未満の浸水が想定されております。避難計画策定の先例事例を全国に発信する国のモデル施設に選定をされ、ことし8月に国や地元自治体、有識者らの協力を得て、新たな計画をつくったそうであります。

もともと豪雨時の避難計画はつくっていたそうです。しかし、昨年8月30日に台風10号による河川の氾濫に備え、計画に沿って避難した際は、想定とは違うことばかり起きて本当に困ったと言われております。当時、事前に発令されていた避難準備情報に気づかなかった上、野外にある防災無線は風雨で全く聞こえなかった。また、計画に避難行動の目安を定めていなかったことから判断がつかず、知人の知らせでようやく決断をされたそうです。計画で想定をしていた避難場所についても、地域住民からの情報をもとに変更をしたそうです。ようやく入所者と車で移動を始めたものの、各地で道路は通行どめとなっており、ふだんは使わない道路へ。そこも水没をしていたそうですが、突っ切って何とか難を逃れました。危機管理ができていなかったと村田さんは自戒をされます。

この経験から、村田さんが新たな計画づくりで重視したのが、1つ目に避難開始の判断基準と避難経路の決定、2つ目に日ごろからお世話になっている施設の運営推進会議の民生委員さんや町内会長に相談をするということでありました。行政担当者との検討では、避難路

は複数想定をする、浸水時は排水作業で通行どめになる道路があることなどを初めて知った  
そうであります。そして、担当者らとの意見交換を踏まえ、みずから災害情報を得ることや  
川の氾濫注意情報で避難準備を始めること、入所者の避難所への移動手段などを決めました。

今では施設職員の危機管理も格段向上し、ことしの9月17、18日に接近した台風18号では、  
担当職員が頻繁に災害情報を確認、利用者には私服で寝てもらい、いつでも避難ができる体  
制を整えました。今後も避難訓練を重ねて実効性を高めていきたい。施設の状況に合った計  
画にするには、地域や行政との連携が特に重要だと村田さんは語られております。

この事例にあるとおり、計画・訓練が現実在即した実効性のあるものにするため、高齢者  
施設と行政、地元住民との連携は大変重要であります。市の認識と対応を伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 法改正に伴う水害時の避難訓練の実施に当たって  
は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと規定されておりますので、  
各施設の指導・助言等、支援をしてまいります。また、避難準備情報等、各施設みずからの  
情報収集についても啓発をしてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これが国のモデル事業、一つの事例として、成功した事例ではなく、  
いろんな課題を突き上げている事例だと思いますので、十分弥富でも考えられる、一般の方  
でも避難訓練をされるときに1つだけに決めておって、ここの道が通られへんかったらどう  
するんやとなったときに、第2、第3の避難経路があるかということが問題になったりもし  
ております。

そういったことが、先ほども申し上げましたけれども、かたい訓練をするんじゃなくて、  
実効性のある、また継続できる訓練にしていっていただくことで実りある訓練にもなります  
し、地域とのコミュニティのコミュニケーションをとれるようになります。ぜひお願いした  
いなあとと思います。

次に、地域における要配慮者対策について考えていきたいと思っております。

弥富市では、昨年に続き防災ワークショップを開催しており、今回は主に共助啓発や要配  
慮者対策について考える機会となっております。弥富市には、さまざまな状況でリスクを抱  
えながらもはね返し、日々暮らしを営んでおられる方々が大勢おられます。また、高齢社会  
の進展で要配慮者もますますふえていきます。それでも防災への取り組みを通し、みずから  
命の大切さを確認し、近隣を知り、地域を知ることで、この方は目が不自由だ、〇〇さんは  
耳が聞こえない、お隣の人は車椅子だった、向かいが外国人だったななど、向こう三軒両隣  
の状況も知ることができます。防災をきっかけに、さまざまな方々と相互理解、信頼を深め  
ていくことが可能です。その基本は、何度も申し上げますが、その人その人に合った自助の

啓発が基礎になります。

自治会における最先端組織は組であります。要配慮者対策を構築していくためには、さらに班または隣組くらいまでの細分化が必要です。しかし、それは組織が上から割るのでは意味がありません。また、たとえ市の保有する名簿で担当者を宛てがっても、その担当者が自助意識が希薄であれば、その役目は果たせません。障がいがあってもでき得る限りの自助努力で、近隣との信頼関係を相互的に持つことを意識すれば、班割りをしなくても自然発生的に班に近いつながりをつくるのが可能となります。

問題は、それが1回の講話や訓練ではできないことであります。一つ一つの訓練に意味を持たせ、何を目標とするのか。3カ年、また5カ年でしっかり具体的に計画を立て、市民とそれを共有していくことが大切です。具体的とは、要配慮者、要援護者は1人での行動が困難な方々ですから、どういう状況なのかまず知ることが大切です。意思の疎通はできるのか、何人の支援が必要なのかなどや、避難所や避難場所の指定、また移動にどのぐらい時間がかかるのか。何よりも日ごろから御本人と御家族、そして支援をする方とのコミュニケーションが大切です。防災のためという限定的なものではなく、防災をきっかけに向こう三軒両隣同士でのちょうどいい関係づくりをしていくことが、結果的に減災につながるのだと思います。

今回の防災ワークショップを初め、どういった計画、またプロセスを経て、地域の要援護者、要配慮者対策を進めていくのか伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 防災ワークショップでございますが、昨年度におきましては、津波避難計画を市民の皆様と策定をし、来年3月にはその成果としてハザードマップ、地区別避難計画を全戸配付いたします。そして配付するだけでなく、今後、それを利用した防災訓練や防災教育の推奨、啓発をしてまいります。

お尋ねの要配慮者対策でございますが、来年2月に行います第3回防災ワークショップの際に、今後の予定を発表いたします。基本構想としましては、まずは3カ年で計画と考えております。今年度は、地域のつながりと役割、要配慮者情報について「気づき」を重視しております。次年度におきましては、情報の活用として民生部局から情報収集しました名簿を配付し、その名簿をもとに、地域としてどんなことをすればよいのかをテーマに行う予定でございます。3年目といたしましては、地域で集めた情報とあわせ、災害によって状況が異なることから、「訓練」をテーマに行い、実際に行動ができるまでにしたいと考えております。

非常に重要で、市民の皆様とともに考え、共助の意識を高め、情報の共有をし、継続をしていくことが必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ、そういう3年にわたっての計画があると。何を目標とするのかというところがすごく大切だと思います。もちろん先ほどの質問で防災組織の結成率を上げていくということは自治体として一つの目標としてあるわけですが、それを実効性あるものにするためには、毎度毎度申し上げていますが、やっぱり自助啓発というのが一番根本にあるんだと思うんです。

ワークショップも毎回一自治会の防災会の一員として参加をさせていただいておりますけれども、我々の地域でもワークショップをやるんですけれども、これもやっぱりベースがしっかりしていないとワークショップにならんのですわ。あと、今回は危機管理課の職員の皆様がファシリテーターを務めていただきました。この方々が指導しちゃだめなんですね、あくまでもファシリテーションですので、意見の集約をしてどういう結論を見出すかと、そういう方向性を示す人が必要だと。

市民ワークショップ、総合計画のワークショップも見学をさせていただきましたけれども、これはファシリテーションの役目はすごく重要でして、特に弥富市の場合、これから防災というものをもっとしっかり浸透させていくに当たっては、防災をやらないかなという気持ちにまずなってもらうことが一番大事だと思いますので、この3カ年の計画とともにしっかり自助啓発ができる講話なり、セミナーなり、出前講座の充実を今後もしっかり図っていただきたいと思います。

前回の9月議会のときに、防災会の補助金の使い道等について、来年度若干幅を広げるような御答弁がございましたけれども、これも本当に有用な使い方ができるような情報と支援、行政にはお願いをしたいと思います。この間の第2次総合計画のワークショップの発表会でも、愛知大学の学生さんが行政の立ち位置というのをすごく明確にされていました。やっぱりそのマッチングであるとか、つなぐ役目であるとか、これは議会としてもあると思うんですけれども、こういう場に徹していただいて、前にも言いましたがトップダウンですとどうしても自主性が失われてしまうと。それに先ほど課長がおっしゃった「気づき」を市民が得られるような、そういった支援をしていただきたいと思います。何か御答弁ありますか。いいですか。

それでは続けて、要援護者、要配慮者の方々への支援も災害によってその行動は異なります。なるだけなら、御家族や日ごろ介護に当たられている方がおられれば、その方も理解ができる災害別の行動計画、タイムラインを個々に策定しておく必要がございます。また、タイムラインが効果を発揮するためには、自主避難のタイミング、避難準備情報の発信がおくれることのないよう、行政は配慮をしなければなりません。先ほどは施設に関してのものでしたけれども、これはあくまでも地域での取り組みであります。



台風などの風水害に備えて、関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理したタイムラインの導入が拡大をしております。この地域における要配慮者に対して、タイムラインの取り組み、市の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

市としましては、各関係機関と連携したタイムラインを作成しており、それぞれのアクションを着実に実行していきたいと考えております。議員指摘の機関ごとや各地区のタイムラインの確立につきましては、まず市のタイムラインの示す発令された情報について、どのような行動をとらなければならないかなどの情報をホームページや出前講座において周知するとともに、共助で重要な役割を担う自主防災会や高齢者施設等について、適宜情報提供をしております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） これはすごく大事なところだと思うんですね。地震の場合でもそうですし、特に風水害、天候が読めるというか、これからひょっとしたらそういう風水害が起こるかもしれないというような危険が迫っているときに、各自その災害に応じたタイムライン、避難計画が最低1人のためにというか、本当にきょうは災害要配慮者についてですから言うんですけれども、なかなか1人では避難ができないわけですから、どなたかの支援が必要。日ごろ救助されている御家族の方か、また事業所の方なのか、またどこぞの施設にお邪魔されているのか、また地域で隣近所でやっていくのか。これをタイムライン、避難計画みたいな枠でやってしまうととてもかたくなってしまうって進まないんですけれども、本当にその人、その人に合った避難計画が自治会、また自主防災会が要配慮者対策を推進していく上で、クロスロードという訓練がありますね、シミュレーションがありますけど、このときこうする、このときこうするという二者選択の、どちらが正解というわけじゃないんですけれども、そういった訓練がその方々とやりながら計画をつくっていくということが大事なのかなと思います。

なかなか自分では足腰が弱いんだと、また歩行に困難なんだと、意思の疎通ができる方というのはそれができるんですけど、本当に意思の疎通が難しい方々、また御自宅で寝たきりという方もいらっしゃるし、そのときは元気なだけでたまたま傷病で、インフルエンザで寝ているとか、足の骨を折っているとか、いろいろあると思うんですけど、そういった個々の状況に応じて、皆さんが意識して自分の避難計画というのをつくれるように、市から示すタイムラインと同時にその地域、地域で、また避難所、避難場所に移動する時間とか距離とかによってもそのタイムラインは個々に変わってきて当然ですからね。こういったことを御指導していただきたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

要配慮者への対策は事前の取り組みが重要であります。また、そのためには相互的な情報の共有が必要ですが、個人情報であるため慎重に扱わなくてはなりません。自力避難が困難な人というのは高齢者だけではなく、ほかにも多くの要配慮者がおられます。また、全ての障がいのある方や自力避難困難な方が避難行動要支援者名簿への登録を希望するわけではないですし、その意思是尊重されなければなりません。

災害時要援護者の情報は個人情報に当たることから、内閣府のガイドラインで、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式のいずれかの方式で取り扱うことが示されております。また、内閣府は、災害時要援護者情報は個人情報に該当すると判断される場合があるので、その取り扱いについては個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、また各団体における個人情報保護条例や個人情報の保護にかかわる諮問機関での判断等との調整を行う必要があるとしておりますが、この情報の取り扱いについて弥富市個人情報保護条例に照らし、何ができて、何ができないのか伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

要配慮者情報と個人情報保護条例についてということでございます。

議員のおっしゃられるとおり、要配慮者情報については慎重にならなければなりません。危機管理課が保有しております避難行動要支援者名簿につきましては、福祉課、介護高齢課から災害時において支援が必要な方に手上げ方式による同意をいただいた方の名簿の共有を行っております。こちらにつきましては、災対法に定める個人情報の目的外利用は、あくまでも避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において、内部での利用を認めるものであるということでございますので、こちらについては問題がないと考えております。

次に、この作成しました要配慮者名簿の関係機関への提供についてでございますが、弥富市個人情報保護条例の保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限の中の、本人の同意があるときに提供することができるとございますので、市地域防災計画の避難行動要支援者名簿の整備等にある関係機関への情報提供については問題がないと考えております。

やれていないことといたしますか、避難行動要支援者ではありますが、同意をされていない方の情報提供につきましては、市個人情報保護条例に抵触しますので、提供ができません。ほかには超高齢社会を迎える中、高齢者世帯の方々の情報提供など、民生児童委員さんだけでは対応ができないなど、課題は山積しております。やはり、議員のおっしゃるとおり自治会でのふだんからの信頼関係で共助を高めていただき、いざというきのために備えていただきたいと考えております。

現在、同意をいただいている要配慮者につきましては、一部の自治防災会へ名簿を提供し、取り扱いや利用方法についてモニタリングをお願いしており、今回の防災ワークショップにおいても各地域から要配慮者名簿の提供について要望があることから、早急に実施要項を定め、地域の皆様へ新年度の自主防災会全体会などの際に名簿の取り扱いなどの研修を行い、お渡ししたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 実は、この平成29年5月30日でしたか、去年法改正がされて試行されているのが29年、ことしの5月30日から改正個人情報保護法で、要は今までの個人情報保護法といいますと5,000以上の人を扱う、要は自治体であるとか割と大きな団体に対して制約があったわけですけど、または責任をかぶる義務があったわけですけど、これが5月30日以降は、その5,000人という枠がなくなりまして、自治会、町内会でも適用されると、そういった改正がされました。

これは東日本大震災等、またいろんな災害に対して総務省から要支援者の名簿が上がっているけれども、その扱いについて実際に発災時に行政がそれを預かっていても役に立たないと。いわゆる安否確認しかできないわけで、実際に必要なのは先ほども申し上げましたとおり、実際の避難等につなげていくものでないと、命の名簿ですから意味がないと。それを可能にする一つの法律として、個人情報保護法の改正があったと。

逆に、先ほども雑談でもお話をしていましたけれども、個人情報保護法と聞きますと、皆さん何でもかんでも個人情報だから、それはだめだ、これはだめだと言ってブレーキになってしまっていて、もちろん大事にしなければならないというのは当然なんですけど、一つのルールであって、例えば人が差別に遭うとか、載っている内容によって変に思われるとか、そういったことを防ぐための法律であって、命を守るための一つのルールですので、自治会、町内会ですとニュースだけば一と聞かれて重たく感じていらっしゃる方というのはたくさんおられますので、今後弥富市も防災の3カ年の計画の中で、自治会、また自主防災会の中で要配慮者対策を進めていかれるのであれば、この個人情報保護法の取り扱いというか、ルールというか、弥富市の要は取り決めみたいなものを、ぜひわかりやすく、ネガティブじゃなくてポジティブに使えるようなものを、ぜひつくっていただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられるとおり、個人情報保護という言葉を聞くと市民の方はかちっとなってしまうので、私どものほうでできる限り手引き等を作成いたしまして、自治会長さん、区長会の中を通して配らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） ぜひ、わかりやすい、ああそうだったのかと。

この間も、ちょっと余談ですけれどもPTAの役員をくじでことし1年やっておりまして、次期の役員を決めないかんというので、その対象になる方というのは実はいらっしゃるんですけど、連絡がつかないわけですよ。連絡がつかないので学校に電話番号を聞いてそこに電話をすると、何でうちの電話番号がわかったんだと、怒る方がいらっしゃるそうです。PTAに入らないかんのかという縛りというのを学校に問われたら、学校はないと、それはありませんと。じゃあ、その人はPTAに入らなくていいんだというものではないと思うんですね。ルールがないということは、それは入らなくていいということを肯定するものではなくて、規定がないということは逆に当たり前なんだと。9月には自治会の帰属意識のことについても質問させてもらいましたが、これも自治会に入らないかんとかといたら、そういう規定はありませんと行政は答えざるを得ないですよ。だけど、入るのが当たり前であって、地域の中で、今の民主主義のこの地方というのか、ふだんの暮らしに関しては入っていくのが当たり前であって、個人主義というんですか、そういった方のためにまたそういう条例なり法律をつくらなきゃならないとなったら、余計に窮屈な世の中にもなっていくんじゃないかなあと思うんです。

だから、この個人情報保護法が過度に意識をされてしまって、盾になってしまうということが一番よくないことですし、いろんな取り組みの中で地域コミュニティを築いていく上で、自治会に入らなくていいとか、PTAに入らなくていいとか、そういう考え方をするような、モラルというのをしっかり払拭をしていきたいなと。そういう取り組みもこの防災につながっていくんじゃないかなと、そのように思います。

最後、市長にお伺いしますが、初当選以来、本日で40回目の登壇をさせていただきます。防災をテーマにした質問は22回目です。しつこくて本当に申しわけないです。海拔ゼロ以下という環境リスクを殊さら取り上げ、危険をあおっているのではありません。自然災害の脅威にさらされているのは、日本中全国どこでも同じであります。災害被害に遭っても、御自分の命、大切な人の命を失わないためにはどうすればいいのか。弥富市という地理的環境を知り、家や職場で災害に対しての生活環境リスクを改善しつつ、自分で、一人でできないことは家族や近隣地域で補い合う、それを忘れないために定期的な機会を持とうね。それが形骸化、セレモニー化しないために、また持続して行えるために楽しみながらやろうね。防災への取り組みを生活文化にまでしみ渡らせることで、発災時、結果減災となるにとどまらず、現代社会における人間関係の希薄化に歯どめをかけ、生きたコミュニティの形成、強化につなげることができる、このことは過去の災害からも教訓として学ぶべきことだと思います。

最後に、今回の要配慮者対策、今後の3年間の防災について市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁申し上げます。

そうですか、22回目の防災に対する御質問でございます。さすが防災士の資格を取っていただいている堀岡議員ならではの質問であろうというふうに思っております。いろんな角度から御提案いただきまして、本当にありがとうございます。一回議事録をしっかりと精査していくと、弥富市の防災対策というようなものができるのではないかなあというふうに思っておりますので、議会事務局、ひとつ御検討もいただきたいというふうに思うわけでございます。

また、堀岡議員におかれましては、地元の自主防災組織の中においても大変な御活躍をいただいているということを私自身も知っておりますし、そのような形で地域に対しての御貢献をいただいているということでございます。

今回は、高齢社会の災害対策についての御質問でございますが、災害時に助けが必要な方の支援については、さまざまな御意見をいただきまして、このことにつきましては私どもと議員とは全く同じ考えでございます。そうしたことに対して、今、高齢者社会ということに対してのワークショップをやっていくと、民生委員の方が非常に多く御参加いただいて、このワークショップに参加していただいているということでございます。民生委員というのは、地域の福祉ということの中において、ひとり住まいの方、あるいはさまざまな形で障がいのある方も含めて身近に感じていただいているわけでございますので、これからもワークショップには民生委員の皆様にも御参加いただきたいというふうに思っております。

また、発災時における行政からの避難に関する発令タイミングは非常に重要なことでございまして、市のタイムラインだけではなく、さまざまな関係機関との連携による情報収集において、空振りを恐れず、やはり発令していかなければならないというふうに思っております。これは、今、風水害、台風等においても、私どもとしては台風が接近というような状況においては、非常に早く、いわゆる避難情報というようなことについて情報を提供させていただいております。毎回10名前後の方がそれぞれの地域における避難場所に避難をしていただくわけでございますけれども、本当に空振りを恐れずということが大変重要なことではないかなあというふうに思っておりますし、これからはしっかりと発令をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今年度も昨年に引き続き、全7回の防災ワークショップを開催し、共助の推進とともに、その中核となる自主防災会、あるいは自治会、民生児童委員の皆さん、そして消防団、学校、保育所、さまざまな方との顔の見える関係づくりを進めてまいりました。こうした関

係づくりや地域リーダーの育成を行い、自主性があり実効性を持った活動ができるよう、これからそれぞれのところに対して支援をしてまいりたいというふうに思っております。

よく言われるわけですがけれども、自助・共助・公助とそれぞれの役割の連携が災害対策になるということをよく言うわけでございますけれども、私どもといたしましては、公助には限界があるから共助が必要ではなく、限りある公助の人的、物的資源を有効に活用するためには、共助と公助の連携が不可欠であると、そのために自助・共助を高めていく防災教育や啓発を行っていくということが大事だろうというふうに思っております。我々としては、公助ということに対してこれからも責任を持っていろいろと運営状態においてやっていかなきゃならないということを御理解いただきながら、また共助・自助につきましても一つの御協力をお願いしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長が今おっしゃったとおりだと思います。

最後に、さまざまな災害がある中で、今、市長がおっしゃった公助には本当に限界があります。これはハードでどれだけ堤防をつくったって、自然災害というのは、過去にあったものはあくまでも統計であって、これから起こるものというのはどんなものかまずわからないんですね。最悪を想定して最善を尽くすというところで、発災時は自分の命は自分で守らざるを得ないんですね。過去のさまざまな災害を通じて、共助という部分で、今、ワークショップを通じて醸成をしていくわけですがけれども、実際の発災時って共助って近隣しかないんですよ。自分が外におったら、その隣におる人しかない。まず自分の命を守って、その後御近所しかない。実際に防災会で学んだことが役立つのはそのときですよ。その後に、例えばほかにも苦しんでいる方がいるんじゃないか、けがして家におるんじゃないか、避難所の運営がまた始まるんですけど、そのときに初めて自主防災組織の活動が役に立ってくる。発災時は本当に自分とその周りの人、御近所、向こう三軒両隣、これしかない、そのように思います。

要配慮者も、わざわざ遠いところから担当を宛てがったからって助けに行くことなんてまず不可能ですから、本当にその御近所で、組の中で、班ないし、そういったところが醸成できるようなきっかけづくり、気づきを今つくられると、醸成をしていくと課長がおっしゃったように、そこに焦点を置いて、またやっていく中で、いろいろまた課題とか、問題とか出てまいります。私らも地域にしっかり入って、同じように訓練を受けて、気づいたことをまた行政のほうにお伝えさせていただいて、本当に弥富市の100%は難しいかもしれませんが、100%を目指すことはできると思うんです。これは、そこが一番大事だと思いますので、災害被害者ゼロ、100%をしっかりと目指して、そういった取り組みとなるよう私どももしつ

かり支援をしてまいりますので、また意見を聞いてまいりますので、お願いしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 08 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

同 議員 加 藤 克 之

平成29年12月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼
収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設 長
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 環 境 課 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 | 福 祉 課 長 | 山 下 正 巳 |

| | | | |
|-------------|-------------|--|---------|
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 | 村 瀬 修 |
| 商 工 観 光 課 長 | 大 河 内 博 | 土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 下 水 道 課 長 | 小 笠 原 己 喜 雄 | 生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 石 田 裕 幸 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第43号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について

日程第5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第43号から日程第10、議案第51号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私が質問させていただく議案は、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正についてでございます。

今回の利用区分の変更によって、市在住の方や在勤者以外の者の利用という区分が削られることによって、市民の方もグラウンドの使用料が取られることになっていきますけれども、これは今どれぐらいの増収を見込んでおりますか。まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おはようございます。

今回の弥富市運動広場条例等の一部を改正する条例につきましては、もともと各公共施設の屋内施設の利用者の方々からは、原則使用料を負担していただいていたにもかかわらず、グラウンド屋外施設については、市内利用者の利用料金設定がなされていませんでしたので、条例の一部改正を提案させていただきました。

この使用料は、利用者がその施設を利用することによって受ける利益またはサービスの対価として負担していただくものです。このことにより公共施設の使用料の適正化を図り、全ての公共施設の利用者の公平性を確保するものであります。

増収の見込みでございますが、現在の公の施設の利用料の減免に関する規定に基づきますと、少年を対象とした活動をしている団体が少年を対象に使用するときには免除、教育委員会に登録された団体等、これは主に大人の団体になりますが、2分の1相当額を減額いたしております。

今回はその減免規定を一部見直し、少年を対象に使用するときには9割を減額し1割分を、教育委員会に登録された団体等——主に大人の団体でございますが——については8割を減額し、2割分を徴収させていただきたいと思っております。そういたしますと、合計で300万円程度増収になると見込んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、300万円程度ということで、実際にはどれぐらいの利用があるかということで伺いたったんですけど、今すぐ出ますかね。出なければまた後で、多分しゃべるとすごい時間が、個々にやっていくと大変なものですからあれだと思うので、利用時間の平均とかはわかりますか。ざっくりでもいいですけど。わかれば出してもらって、まずいようだったらまた後で伺いますけど。300万円程度ということなので、どの部分があれでということであければいいですが。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 時間は集計した表がありますので、ちょっと後ほど答弁させていただきますが、まず金額的な内訳なんですけれども、少年を対象とした分で77万円程度、それから登録団体の大人の方、180万円程度。

総合福祉センターのほうの多目的グラウンドもあるものですから、そちらで約47万円程度。

時間については、ちょっと後ほど答弁させていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、減免はあるとはいえ、現行制度もこれと同時に変えるということになってくるんですか。それともちょっと時期をずらしてという形で。減免規定の変更自体は、今のこれには入っていないですね。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 条例の施行は、30年4月1日でございます。それにあわせて、減免規定を見直したいと思っています。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ、減免規定のほうは、また議案で出てくるということですか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 減免規定につきましては議案ではございませんので、また委員会のほうでお話をさせていただきたいなと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、わかりました。

そうしますと、減免規定もなぶるということなので、少年野球や老人会等のグラウンドゴルフの利用だったり、また子ども会が例えばドッジボール大会などでグラウンドを使用したというような状況になった場合は、これは利用料としては発生するのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 今回改正を提案いたします条例は6つございます。

それぞれの使用料の減免について、特別の事由があると認めたときは使用料を減額し、または免除することができると規定されております。したがって、今回の条例改正では、グラウンドを利用する場合、原則として全ての利用者から使用料をいただくことになります。

各条例で規定するこの特別な事由を公の施設の使用料の減免に関する規定で定めて減額免除をさせていただくことになるわけですが、そのようなことから、先ほども答弁させていただきましたが、減免規定を一部見直し、少年を対象に使用するときには1割分の負担と、教育委員会に登録された団体、大人の方などでございますが、8割を減額し、2割分の負担というような形で徴収をさせていただきたいと考えておりますので、いずれの場合も使用料を徴収させていただくことになります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、特別の事情がある場合とおっしゃいましたけれども、この特別な事情に当たる部分はどのあたりになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 公の行事で使う場合とか、あと済みません、先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきますけど、公の団体などは免除ということになっておりますので、例えば子ども会でありますとか、女性の会でありますとか、小・中学校のPTA、文化財保存会、福寿会、文化協会、体育協会などは免除となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ公の団体ということで子ども会等は免除されるということでございますので、少しは安心させていただきましたけれども、しかし、市民の健康推進や子供たちのスポーツ活性、さまざまなリトル団体があると思うんですけど、そうした民間の団体のほうは多分免除されませんよね。

そうしますと、やっぱりせっかくのスポーツ振興ということで、ここの第1次総合計画の

中にもありますけれども、「人が輝き文化が薫るやとみ」ということで書いてありますし、また、スポーツ振興として輝けているものもあります。健康づくりの観点でもその充実をさせていくということも書いてありますけれども、そういうことで書いてあるにもかかわらず、こうした料金が発生することによって、せっかくのスポーツ活性や健康推進の活性が妨げにならないかということで私は心配しているわけですので、健康推進やスポーツ振興を推奨している弥富市として、ぜひ今までどおり楽しんでもらったほうがいいのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市では、健康づくりを意識し、健やかで心豊かに暮らすことができるよう健康都市宣言を平成28年度に行いました。これを契機に、健康づくり推進協議会を立ち上げ、人がみずから健康を維持・増進する上で重要なこととして運動をメインテーマとし、その基礎となる要は睡眠をサブテーマとして位置づけ、健康長寿日本一を目指し、市民が健康づくりに取り組もうとするプランを策定いたしました。

これにより介護予防であったり、健康寿命を延ばすため日常生活の中で体を意識して動かすことを心がけるなど、さまざまな団体と協力しながら健康推進に取り組んでまいります。

また、スポーツの振興におきましても、日ごろより御尽力をいただいているスポーツ推進委員、体育協会を初め各種団体の皆様の御協力のもと、本市では小・中学生から社会人、高齢者まで幅広く活躍されており、数多くの市民の方々が全国大会レベルの競技に出場をされております。

今年度は、インディアカの競技におきまして、世界大会がポーランドで開催され、出場された方もお見えになりました。今後も引き続き、スポーツの力で明るく元気な弥富市を堅持していきたいと考えております。

しかし一方で、各種施設の老朽化問題などを抱えているのも現実でありまして、施設の大規模改修や修繕に膨大な予算が伴います。グラウンドに関しましても、備品やネットなどかなり傷んでおり、早急な対策を講じなければなりません。

この条例改正で、利用される市民の皆様に御負担を申し上げることになりますが、市民の皆様が安心・安全な利用ができる施設を維持することがスポーツを振興する上で重要なことと考えており、今回の条例改正に御理解を賜りたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 年間を通して300万円程度で改修するというところで、せっかくこうしたスポーツをしていくことにおいて、健康寿命が延びていくということで、先ほども部長の答弁にもあったわけでございますよね。やっぱり健康寿命を延ばすことによって、逆にそうした医療費の削減であったり、そうしたプラスのメリットもございまして、それはやっぱり

300万円程度なら度外視できるような気がいたしますけれども、その辺も考えていただきたいなと思っているわけでございます。

また、こうやってグラウンドの使用料が上がると、民間の団体だと今、公的な団体だと使用料は免除されるということでございましたけれども、例えば民間の団体でありますと、会費が上がったりとかする可能性だってございますし、またこのグラウンドの使用料は毎回徴収するんですか。どういうふうに、誰が徴収することになるんですか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 使用料につきましては、利用に当たって申請をいただくときに同時に徴収をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今までだと無料で使わせていただいていたので、そういう方々が使わせていただいているということで、その後清掃等もしっかりとしてくれたと思うんですけど、やっぱり有料になると、お金を払っておるでいいかということで、そういう意識が希薄化していく可能性だってあると思うんですね。維持管理の面からだって、ぜひ現状維持していただいてやったほうが私はいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 屋外、屋内にかかわらず、施設の利用については、利用後は現状復帰といいますか、きちんと利用前の状態に戻していただくということについてはお話をさせていただいておりますので、そういった無責任な利用をなさる団体はないというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに、今まではそういう無料だったものですから、使わせていただいているという部分がやっぱり大きかったのかなと思うんですが、有料化になるとそういう意識が薄れないかということの心配でございますので、そこはそんなにメインじゃないんですけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、今回は屋内の施設を利用されている方と屋外の施設を利用される方について、やはり公平感がなきゃいかんということが大前提であります。

そうした形で、今までは屋外については無料という形で利用していただいていたんですけども、中にはいわゆるただその時間だけを無料だから押さえてしてしまって、後で利用していないという方もたくさんお見えなんですよ。そういうことも防いでいきたい。本来、

本当に利用される方が利用できないような状況を排除していきたい、そういうこともあるわけです。

そして、今回の減免規定におきましては、相当額の減免をとという形の中でスポーツの振興が妨げにならないような形でしっかりと考えたつもりでございますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに最初に聞いた減免制度よりもさらに減免を残すという形でというふうに先ほど聞いて、ああそういうふうに変ったんだということになりましたけれども、ただ、本当にせっかく各種団体がいる中で、やっぱりそういった団体が、公的な団体だったら確かに今残すということで減免を残すということでいいんですけども、リトルリーグだったり、サッカーのチームだったり、そういうクラブ活動等を民間でやっていただいている団体の会費等もかかわってくるのかなと思うと、やっぱりちょっと少しそういった心配も残るわけでございますので、ぜひ300万円程度ならここは頑張っていたきたいなと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、私どもは平成29年度行政改革元年という形の中で皆様のほうにもお知らせをさせていただいております。そういった形の中でさまざまな行革を進めていきますけれども、一挙に大幅に行革をするということは、やはり市民の皆さんに対してもいろいろと不都合な点も出てくるだろうということを十分考えているつもりでございます。そうした形で、300万円ぐらいだったらという言葉自体が、私は那須さんの意見としておかしいんじゃないかというふうに思っております。

やはりそういう形の中でも、改善という形に対して我々は努力していかなきゃならないということを議会議員の皆さんと一緒に進めていかないと行革なんかできませんよ。そういうことを十分、300万円だからとか、300万円だったら無料にしたほうがいいんじゃないかと、そういう発想自体がおかしい、そういうことを十分御認識いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） やじがうるさいですけども、私が言いたいのは、その300万円をとるか、じゃあ健康推進で健康寿命を延ばすのかと、こういう話でありますので、300万円の部分を使って健康推進になれば医療費が削減できると、こういうことを見込んでお話しさせていただいておりますので、行政としては目に見える形はそうかもしれませんけど、人の健康は目に見えない部分なので、なかなかその計算はしづらいと思うんですけども、スポーツ振興ということでせっかく掲げて、そういった意味合いでこの総合計画がつけられて、行っていると思うんですね。そこをみずから自分の言葉を覆すような形で、こ

うしたスポーツ振興の妨げになる可能性があるものやっていくのはどうかという話なんです。

だから、一概に300万円程度だからとかそういうことではなくて、やっぱり健康との兼ね合いの中で考えてほしいということなんです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もちろんスポーツは振興と健康というのは切り離せないというふうに思っておりますよ。

しかし、その300万円の内訳はまた具体的な表をもって議員各位にはお示しをさせていただきたいと思いますけれども、それはすごい数の団体があります。そうした形の団体の合計で午前の部、午後の部、1日使用という形の中で、その料金体系が出てくるわけですけど、やはり2割負担というような状況の中においては、私としては今回お願いできる範囲ではないかというふうに思っておりますので、スポーツの振興の妨げになるようなことはないと思っております。

こういった形の中で、いわゆる減免ということに対しても、行政は努力してくれたんだなということに対して評価もいただきながらスポーツの振興を我々としては進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員にお願いしておきます。

同一質疑は3回までですので、よろしくお願いいたします。

○7番（那須英二君） はい。

確かに減免は当初発表より大きく改善された部分もあるので、その部分は私としては一定評価できる部分でありますけれども、やはりそうしたことにおいてはちょっとまだ、私としてはやっぱり不安が残りますので、質問はこれで終わりますけれども、それだけ伝えて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 先ほどの利用時間でございますが、ソフトボール、野球などは1日当たり8時間ぐらいの利用ということです。

それを1カ月当たり年間という集計をして今回の料金設定に年間の時間数を掛けたものと、テニスコートにつきましては大体平均ですが1回当たり2時間から3時間、そういった時間になります。

それから、今回の利用料の設定につきましては、重立った団体とは相談をさせていただきました。そんな中で、やはり無料はということをおっしゃってみえる団体がほとんどでした。しかしながら、あとは全体の負担がどうなるかというお話をさせていただいた中で、先ほど申し上げた減免規定でいこうというふうに決めさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、本案9件はお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明

平成29年12月19日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 | 福 祉 課 長                    | 山 下 正 巳 |

|             |             |                                                          |         |
|-------------|-------------|----------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長     | 大 木 弘 己     | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 村 瀬 修   |
| 商 工 観 光 課 長 | 大 河 内 博     | 土 木 課 長                                                  | 伊 藤 仁 史 |
| 下 水 道 課 長   | 小 笠 原 己 喜 雄 | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長            | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長     | 山 田 淳       |                                                          |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 石 田 裕 幸 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 海部地区環境事務組合理約の変更について
- 日程第3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第43号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第 3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について

日程第 5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第 6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第43号から日程第10、議案第51号まで以上 9 件を一括議題とします。

本案 9 件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託をされました案件は、議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について初め 4 件です。

本委員会は、去る12月13日に委員全員と委員外 1 名の出席により開催をし、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第44号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを審査いたしました。質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）、議案第50号平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第51号平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 3 件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、質疑に入り、委員より、議案第47号一般会計補正予算の土木費、道路橋梁費の修繕料918万円は、舗装のアスファルト修繕との説明であったが、緊急的なことでの対応かとの質問に対し、市側より、今回の補正額は全て緊急的なものであると

の回答があり、さらに地域的にどこが多いとかはあるかとの質問に対して、市側より、南部地域が多く、中でも特に広域農道のところが多いとの説明がありました。

また、他の委員より、国の交付金の交付がおくれることによる影響はあるかとの質問に対し、市側より、今のところそのような影響はないとの回答がありました。以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第43号海部地区環境事務組合規約の変更について初め6件です。

本委員会は、去る12月14日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第43号海部地区環境事務組合規約の変更について、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正について及び議案第46号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について、以上3件を一括審査しました。

議案第45号では、委員より、屋外体育施設の使用で徴収する金額は維持管理費の一部に充てるということでよいかとの質問に対し、市側より、屋内施設同様、特定財源として運動施設の維持管理費に充てていくとの答弁があり、また他の委員より、今回の改正は激変緩和措置によるものか、また今後使用料を上げていく考えかとの質問に、市側より、今回の改正は経過措置による激変緩和措置ではなく、今回の減免率を当面続けていく考えであるとの答弁があり、さらに他の委員より、グラウンド等を利用される市民に対し、減免措置団体への登録を勧める説明はされているかとの質問に、市側より、利用される方が窓口へ見えた際には、まず団体登録をさせていただいていますとの説明がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正については、負担割合が当初より大幅に減額されたことは認めるが、市民の健康増進や医療費の削減を推進していくことが財政の健全化につながるとの反対討論があったのに対し、賛成の立場で利用者から施設を使う以上、無料ではいけないという声もよく聞く。また、屋内施設使用料は徴収していて野外施設は徴収していなかったのは不公平であり、今回の改正はその点を公平にする改正であるとの賛成討論がありました。

討論終結後、採決の結果、議案第43号及び議案第46号は、全員賛成で原案を了承し、議案第45号は、賛成多数で原案を了承しました。

続きまして、議案第47号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第49号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、質疑に入り、委員より、番号システム改修で国が全額補助

の部分と市が負担する部分があるが、この差は何かとの質問に、市側より、国民年金事務は国の事業を市がかわってやっているものなので、全額補助対象になる。それ以外の事業は、補助割合に応じての差が生じるとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

通告に従い、討論の発言を許します。

那須議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして討論をさせていただきます。

私の討論は、まず議案第45号でございます。弥富市運動広場条例等の一部改正について、こちらの反対討論となりますけれども、今回の利用区分の変更によって、市民の方もグラウンド等の使用料が発生することになってしまうということになります。やはり市のこうしたあらましといたしましては、公共施設の利用者と屋外と屋内の公平性を保つため、または行政改革をしていくということで、利用料の一部を老朽化対策に充てていくということでございますけれども、やはりそうした財源をしっかりと確保することが、私は市の役割だと思っております。

そしてまた、この財源はどこからとってくるのかということであれば、まずはどんどんと福祉の削減や国の交付金が減っていくことが市の財政を圧迫していることとなりますので、国の財政の健全化を図ることにおいては、やはり公平な応分負担によって、しっかりと財源確保をしていただいた上でやっていくことが望ましいと。今の国の状況を見てみますと、大企業には法人税をどんどんと減税していく。また、さらにこの法人税減税の割合がアップしていくようなことも出ております。そうした状況の中で、地方自治体の財政がどんどん圧迫される、福祉は削られる、こうした状況が正しいのかということであれば、市のほうもぜひそうした状況を見直すという方向で、国のほうに言っていただきたい部分もございます。

そして、市の財政はどうかと見てみますと、市の入札等を見ていけば、今入札の部分では90%後半ということが多分にあります。そうした状況の中で、もう少し入札制度の改善ができるのではないかとこのところもありますので、そういった部分をしっかりとさせていただいた上で、財源のほうはしっかりと確保していく。

また、今回のグラウンド使用料において、大体の年間見込みをいたしますと300万円とい

うことで伺いました。この300万円というのは、それよりも市民の健康増進によって医療費を抑制していく、そうした健康寿命を延ばすことによって、この300万円どころか、もっと大きな利益が生まれるのではないかと考えております。市民の健康増進やスポーツ振興を推奨していくことこそが市民の健康状態をよくして、そしてまた市の財政の健全化につながっていくのではないかと私は考えております。グラウンドをよく使っていただいたほうがいいのではないかと考えております。

今回の改正案は、一緒に減免制度の改定もなされておりました。当初の予定では、子供を中心とする団体には3分の1負担、そしてまたそれ以外の団体では3分の2負担という状況のもとでございましたが、今回の減免制度、さまざまな方々から御意見をいただいて、予定より大きく変わった部分が公的な団体は無料。例えば子ども会だったり、PTAだったりすれば無料という減免制度は残りまして、また子供を中心とする団体には1割負担、そしてまたそれ以外の団体には2割負担ということで、大幅にこうした市の努力は確かにございますけれども、やはり今まで無料で使っていたものが有料化される部分で、一歩足が遠くなってしまうことにおいて、せっかくスポーツで頑張っていこうと、そして健康のために頑張って運動しようと思っていた方々のその一歩をとめてしまうことになりかねないという部分においては、やはりこれは今までどおり市民の方は無料をとということで保っていただきたいと思ひまして、今回反対の立場で討論をさせていただきます。以上になります。

○議長（武田正樹君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

私は、このたびの運動広場条例の一部改正について、2点のことを主な理由として賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず第1点目、公平性についてであります。

公共施設の使用について、これまでは屋内は使用料を取っており、屋外は無料ということでありました。これは、公平性の観点からいっても不公平感があります。また、使用していただいている方々の人数は、市民全体の数からいけば一部の方々であります。これら施設の維持管理費は、屋内・屋外で1年間1億円以上と言われます。全市的な公平性からいえば、無料というのはいかにも不公平であります。もちろん私も時々見せていただきますが、社会教育団体として子供を対象に熱心に活動してみえる団体ばかりであります。学校では学習できないものも得ることができます。大人の方も生涯学習の一環として頑張ってみえる方ばかりだと思います。御納得いただけるものと思います。

第2点目は、受益者負担ということであります。



使用する側が少しでも使用料を出していただいたほうが、理にかなっていると思います。無料だと使わないかもしれない日の予約を多くとり、他の団体が使用できないなどの弊害もあります。また、近隣市町村でも使用料はほとんどのところが取っているそうであります。しかし、私も子供のスポーツ団体で以前から関係しているところもあり、減額の割合が少しでも高ければと思っておりましたところ、このたびの減免措置の改正案が出され、子供を対象に活動している団体が使用する場合、10分の9の減額という案が出されました。すばらしいことだと思います。今後とも施設を大切に使うことはもちろんですが、修理・修繕が必要なところは、今まで以上に対処をいただけるものと確信をいたしております。

以上のことから、このたびの運動広場の条例の一部改正について、行財政改革の一環ということも含め、賛成の立場で意見を言わせていただきました。これで終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、反対討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第43号及び議案第44号、以上2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号から議案第51号まで、以上6件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第51号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありま

した。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成29年12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月27日から本日まで、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決、承認をいただき、まことにありがとうございました。

本年も市議会の皆様や市民の皆様方の力強い御支援と御協力をいただきながら着実に市政を推進することができましたこと、この場をかりまして心より御礼申し上げます。

さて、本年度は行政の構造改革元年とし、職員による業務改善、公共施設使用料の見直し、保育料等の見直し、公共施設の維持管理費の見直しを初め、さまざまな事務事業の改革に取り組んでまいりました。さらに、第2次総合計画の策定につきましては、本市を取り巻く厳しい環境のもと、市政の発展に向けて市民の皆様の貴重な御意見を伺いながら、協働のまちづくりを目指して、審議会、策定委員会、作業部会、市民ワークショップ、セミナー等を開催し、弥富市らしさを強調した計画を平成29年度、そして30年度の2カ年にて、市役所全庁挙げて策定してまいります。

また、本市の重要施策であります新庁舎建設事業におきましては、51億6,240万円の請負契約締結議案について議決をいただきありがとうございました。今後は災害に強いまちづくりの防災拠点とし、また市民活動の拠点として早期完成を目指して全力で取り組んでまいります。今後も市民の皆様が安全で安心して暮らしていただけるまちづくりを目指し、全力で邁進してまいります。議会の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、心せわしい年の暮れとなり、皆様には切に御自愛をいただき、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

私、議長に就任いたしまして1年10カ月が過ぎようとしており、この1年間、議会運営に御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本年は多くの市民が待ち望んだ新庁舎建設工事の請負契約の締結ができ、災害に強いまち

づくりの防災拠点の機能の整備など、平成32年1月末の完成に向けて、市議会といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

この1年を顧みまして、議員各位が市民の代表としてよくその重責を全うされ、本市の発展と市民の福祉の増進のために絶大な御尽力を賜りましたことに対しまして敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

また、ことしもあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で新しい年をお迎えいただきますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。

これをもって、平成29年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二